

(第七部)

第七十五回
參議院社會勞働委員會會議錄第二號

昭和五十年二月二十七日(木曜日)

午前十時十七分開会

110

十二月二十八日

柏谷
照美君

卷之三

補欠選任
目黒今朝次郎君

出席者は左のとおり

委員

石本 茂君
上原 正吉君
小川 半次君
鹿島 俊雄君
神田 博君
斎藤 十郎君
高田 浩運君
片山 市甚君
浜本 万三君
目黒 今朝次郎君
柏原 ダケ子君
沓脱 ヤス君
星野 力君
柄谷 道一君

山崎
昇君

| 政府委員 | 勞 勞 大 臣 | 長 谷 川 峻 君 |
|-----------------|---------|-----------|
| 運輸省鐵道監督 | 杉 浦 留也君 | |
| 局國有鐵道部長 | 青木勇之助君 | |
| 労働大臣官房長 | 橋川 達君 | |
| 労働大臣官房會計課長 | 道正 邦彥君 | |
| 労働省政務局長 | 東村金之助君 | |
| 労働省労働基準局長 | 中 西 正雄君 | |
| 労働省衛生部長 | 水 谷 剛蔵君 | |
| 労働省労働基準局實業金福祉部長 | 森 山 真弓君 | |
| 労働省婦人少年局長 | 遠 藤 政夫君 | |
| 労働省職業安定局長 | 岩 崎 隆造君 | |
| 労働省職業安定局失業对策部長 | 藤 繩 正勝君 | |
| 労働省職業訓練局長 | 中原 武夫君 | |
| 常任委員會專門事務局側 | 明 説員 | |

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず委員の異動について御報告いたします。
昭和四十九年十二月二十八日、粕谷照美君が委員を辞任され、その補欠として日黒今朝次郎君が、また一月三十日山崎五郎君が委員を辞任され、その補欠として鹿島俊雄君がそれぞれ選任されました。

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山崎君) 次に、労働問題に関する調査を議題といたします。
労働行政の基本施策について長谷川労働大臣から所信を聽取いたします。長谷川労働大臣。
○國務大臣(長谷川君) 社会労働委員会の御審議に先立ち、当面の労働行政について所信を申し上げ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。
世界経済は、インフレと不況の中でかつてない試練に直面しておりますが、わが国でもその例外ではなく、戦後初めて実質経済成長率がマイナスになると、景気停滞のもとで労働情勢は厳しさを加え、失業の増大、賃金の不払い等の問題が生じているところがあり、また、物価の動向も緩慢化しつつありますが、なお楽觀を許さない情勢になります。
このような事態に対し、政府は総力を結集して問題の解決に取り組んでおりますが、これらの諸問題は、いずれも労働者の生活に密接に関連する問題でありますだけに労働行政の責務は重大なものとなっております。
しかも、このような困難な状況の中で、額に江

ることこそ、今後のわが国経済社会の安定した発展の基盤となるものであり、そのためにも国民の大部分を占める労働者及びその家族の福祉の充実に取り組むことが必要であると考えております。私は、こうした見解に立って、当面、次の六つの事項に重点を置いて労働行政を推進してまいる考えであります。

第一は、経済変動等に対処する総合的雇用対策の推進であります。

最近の雇用失業情勢は、昨年十月以降求職が求人を上回り、一時休業や人員整理が増加するなど厳しい局面を迎えておりますので、前国会において成立した雇用保険法による雇用調整給付金制度を活用し、実態に即した的確な運用を図ることにより失業の防止に努めるとともに、失業保険制度、職業転換給付金制度等を活用しつつ機動的な職業紹介、職業訓練を実施し、失業者の生活の安定と再就職の促進を図つてまいる所存であります。

さらに、本年四月以降につきましては雇用保険制度によつて失業補償機能を一段と強化するなど雇用対策に万全を期してまいる考え方であります。

職業訓練につきましては、景気停滞下においても技能労働者がなお相当不足している状況及び生涯にわたる能力開発の重要性の高まりに対応して、技能検定制度の拡充等により技能労働者の地位の向上を図るとともに、新規学卒者のみならず、在職労働者の職業訓練にも重点を置き、公共職業訓練の刷新、事業内訓練の振興、公共職業訓練と事業内訓練との連携の強化を図り、技能労働者の養成確保と生涯訓練体制の確立に格段の努力を傾注してまいる所存であります。

第二は、中小企業労働者、高年齢者、心身障害者等改善のおくれがちな人々への対策の強化であります。

七〇

中小企業に働く人々の労働条件等の改善を促進し、その福祉を増進することは、社会的公正を確保する上でも重要な課題であり、特に、現下の景気停滞に際しましては、中小企業労働者の労働条件の確保を図ることが要請されています。このため、労働条件、職場環境、福祉施設等の改善を中心して、中小企業に対する指導援助を強化することとし、労働保護の全面適用、事業内職業訓練に対する助成の拡充等を図るほか、特に中小企業退職金共済制度につきましては、本制度による退職金給付の大幅な改善を行なうこととし、今国会に中小企業退職金共済法の改正法案を提出することとしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。最低賃金制につきましては、制度の対象となる労働者のほとんどにその適用が及ぶに至っております。今後とも実効性ある最低賃金の推進に努めてまいります。

また、福祉優先の理念に立った社会の建設が強く要請されている今日、高齢者、心身障害者の職場の確保と福祉の向上を図ることは国民的課題であります。高齢者につきましては、高齢者雇用奨励金の新設等再就職援助対策の強化、能力開発の推進にあわせ、定年延長を積極的に図り、また、心身障害者につきましては治療から社会復帰までの一貫した総合リハビリテーション体制を受け入れ体制の整備等によりその雇用機会の拡大を積極的に推進してまいります。

第三は、労働者財産形成政策の拡充を初めとする労働者福祉対策及び労働安全衛生対策の強化であります。

新しい時代の福祉対策の柱として取り組んでまいりました労働者財産形成政策につきましては、さきの国会において財形制度の充実を内容とする労働者財産形成促進法の改正法案が廃案になりましたが、本年は新たな観点からこれを見直すとともに持家建設の促進、財形貯蓄の援助の充実等について一段と拡充強化することとし、同法の改正法案を今国会に提出することとしておりますの

で、よろしく御審議のほどをお願いいたします。
また、週休二日制の普及促進、労働者福祉施設の整備等につきましても引き続き努力を重ねてまいります。

さらに、働く人々の生命と健康を守ることは国民福祉の基本であり、いかなる経済情勢下においてもゆるがせにできない問題でありますので、從来にも増して労働安全衛生対策の充実強化を図ることとも不幸にして災害をこうむられた方々に対しましては、その保護に万全を期してまいる考えであります。

特に、最近問題になつております職業がん等の職業性疾病的予防対策を強力に進めため、その基礎となる作業環境の適正化を図るべく作業環境測定法案を今国会に提出することとしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

第四は、勤労婦人・勤労青少年対策の推進であります。

勤労婦人につきましては、勤労婦人福祉法に基づき、従来から諸般の施策を積極的に講じてまいりましたが、特に本年は国際連合提唱の国際婦人年でもありますので、育児休業制度の普及促進、職場における男女平等の促進等に一層の努力を払うとともに、国際婦人年記念事業の実施等国際婦人年の趣旨に沿つた諸活動を積極的に展開する所存であります。

また、勤労青少年につきましても勤労青少年ホームの設置等福祉対策の充実に引き続き努力しておりますが、来年度におきましては、新たに勤労青少年指導者大学を開設するなどの施策を講ずることとしたしております。

第五は、社会経済情勢の変化に応応する合理的労使関係の形成であります。

物価の安定を図りつつわが国経済を静かで控え目な成長路線に円滑に乗せていくことが現在の最重要政策課題となつていて、再び春の賃金改定期を迎えることとなりましたが、私いたしましては、関係労使に国民経済的視野に立った節度ある態度を要請したいと存じております。もとより、

賃金は本来労使が自主的に話し合って解決すべきものであり、政府としてはこれに介入する意思はありません。

しかししながら、その動向いかんは国経済の前途に多大な影響を及ぼすことになります。

また、労使双方がその社会的責任の重さを十分に自覚し、対話と協調の精神にて、この問題の平和的かつ合理的な解決を図られるこ

とを期待するものであります。

労働省いたしましては、トップレベルの労使、労使関係者相互の理解を深めることに努めています。

勤労婦人・勤労青少年対策の推進であります。

勤労婦人につきましては、勤労婦人福祉法に基

づき、従来から諸般の施策を積極的に講じてまいりましたが、特に本年は国際連合提唱の国際婦人年でもありますので、育児休業制度の普及促進、職場における男女平等の促進等に一層の努力を払うとともに、国際婦人年記念事業の実施等国際婦人年の趣旨に沿つた諸活動を積極的に展開する所存であります。

また、勤労青少年につきましても勤労青少年ホームの設置等福祉対策の充実に引き続き努力しておりますが、来年度におきましては、新たに勤労青少年指導者大学を開設するなどの施策を講

することとしたとしております。

第六は、変動する国際環境に対応した多角的労働外交の展開であります。

近年の国際化の進展に伴い、世界各国の相互依存、相互補完の関係はますます強まっており、一

國のみによる繁栄の追求あるいは国民福祉の向上は実現困難となっております。特に、わが国においては資源エネルギー問題を見ても明らかになります。

このような情勢に対し、労働行政の分野においても、ILLOの批准の促進、ILLO、OEC

D等の国際諸会議への積極的参加等を通じ国際機関の諸活動への積極的協力を図る一方、職業訓練

の分野でも国際協力の強化、在外企業労働問題についての研究指導の充実、レバーランクシップの活動の強化等を推進し、わが国の国際的地位に応じた責任と役割を果たすべく、多角的な労働外

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信を申し述べました。

各位の一層の御鞭撻と御協力を願いする次第であります。

○委員長(山崎昇君) 次に、昭和五十年度労働省関係予算につきまして政府から説明を聽取いたし

ます。橋爪会計課長。

○政府委員(橋爪達君) お手元に配付いたしました資料によりまして昭和五十年度の労働省関係予

算の概要を御説明申し上げます。

が、その真ん中の欄が五十年度要求額でございま

して、一般会計につきましては二千五百二十八億

百万、前年度対しまして五百三十四億二千五百

万の増加、伸び率にして一二六・八%という

ことでございます。

次に、労働保険特別会計でございますが、五十

年度に一兆四千八百十一億八千七百万を計上いた

しておりますが、前年度対しまして三千五百二

十九億八千三百万の増加、一三一・三%の伸び率

でござります。

勤労別内の内訳は省略いたしまして、次に、石炭

及び石油対策特別会計でございますが、五十年度

におきましては百三十億九千三百萬を計上いたし

ておりますが、前年度対しまして九億九千四百万の増加、一〇八・

二%となつております。

以上、一般会計、特別会計を合計いたしまして

重複分を引いたものが所管総計でござりますが、五十年度におきましては一兆七千四百七十億八千

百万ということで、前年度に対し四千七十四億二

百万の増加、一二〇・四%の率となつております。

以下、主要事項について御説明申し上げます。

第一の柱は中小企業労働対策でございますが、その一番目は中小企業退職金共済制度の改善でござります。

その中身は二ページの右側の内容のこと

ころに掲げてあります。一般的の退職金共済につきましては最低四百円、最高四千円であります

のを最低八百円、最高一万円引き上げる。それ

に応じまして国庫補助対応額を四百円から八百円

ということで倍増にいたしております。特定業種につきましてもほぼ同様の措置がとられることになつております。

一番目の労働時間は省略いたしまして、三番目の中企業向けの福祉施設の関係でございますが、これにつきましては二ページから三ページにかけまして八種類の福祉施設が掲げてござります。全般的に言いまして個所数は若干減らしますが、単価の増額を図ったという内容になつております。

次は、安全衛生対策でございますが、その一番度に対しまして二十二億の融資枠の増額を図った次第でございます。

四ページへ参りまして、5は省略いたしまして6の事業内職業訓練の関係でございますが、これにつきましては雇用保険法に基づきます能力開発事業として整備を図ったわけでございまして、その主眼は補助対象を從来中小企業の共同団体だけであつたのを単独の中小企業にも拡大したということ、さらに補助率を従来の四分の一から三分の一に改善したということでございまして、それによりまして運営費、施設費とも補助単価は大幅に増額をいたしているわけでございます。

七番目は省略いたしまして、五ページの八番目の労働保険の全面適用関係でございますが、この四月一日からの労働保険の全面適用に対処いたしまして、特に零細企業を把握するため事務組合の育成指導のための経費を大幅にふやした次第でございます。特に從来の事務組合に対する報奨金の充実等に合わせまして五人未満事業所の資格得喪届け出事務に対する助成を新規に予算化しております。

次は、第二の改善のおくれがちな人たちへの福祉向上対策でございますが、その一番目は心身障害者福祉対策でございます。その細目はいろいろ書いてございますが、本年度の主眼といたしましたのは先ほどの大臣の所信表明にもございましたとおり総合的なりハビリティー・ジョン体制の推進で

ございまして、その(1)に書いてあります総合せき

損セントーというのを新規に建設することにいたしました次第でございます。これは重度障害者に対しまして治療から社会復帰まで一貫して短期間に行なつております。

六ページへ参りまして同じく身障者の訓練関係につきましても訓練校なりあるいは訓練科をふやすという内容のものでございます。それから被災労働者に対する援護措置の充実ということで、介護料、社会復帰資金の貸付額等の増額を図った次第でございます。

次は、高年齢者対策でございまして、これも種々の対策を講じておりますが、その内容の3にあります高年齢者雇用奨励金の支給というのが新規でございまして、五十五歳以上の高齢者を雇用するものに雇用奨励金を支給するという内容でございまます。

それから四番目として、職業訓練受講奨励交付定者に対しまして公共訓練を受けさせる事業主に奨励金を支給するということで、これも新規でござります。その他のものにつきましては、従来の対策を拡充改善したという中身のものでございましたと、いうことで、説明を省略させていただきま

す。

第三番目の柱は、財産形成政策でございますが、この中に書いてあります中小企業助成金制度の新設の1に書いてあります中企業助成金制度の新設でございまして、これは中小企業の事業主が財形貯蓄を行なう従業員の貯蓄に上乗せて給付金を支給するという場合に、国がその一部を、そこに書いてありますように、就職資金の貸付額を増額するとか、あるいは訓練を推進する等のほかに、一番最後にあります自動車運転訓練の補講の実施ということ

で新規に予算に計上しております。

それから八番目の雇用促進住宅は五十年度五千戸、雇用促進融資につきましては二百二十二億といふことで前年度より二十億の増額を図っております。

それから十四ページへ参りまして、雇用保険関

で、いまでも一般会計から一億円の出資金を計上している次第でございます。

それから、次は八ページへ参りまして、第四の柱としまして、労働者福祉対策でございまして、育児休業制度を実施する企業に対しまして、(1)に、育児休業奨励金を交付するという育児休業奨励金の制度を新規に予算に計上してございます。

それから五十年が国際婦人年に当たりますので、その記念の事業をいろいろ実施する予算を計上しているわけでございます。

それから労働青少年少年福祉対策の中では、(1)にあります勤労青少年指導者大学講座の開設が新規に予算に計上しておりますが、これは地方公共団体等の勤労青少年少年福祉施設におきまして青少年を指導するための人員を養成するために新規の大学卒業に対する手当を支給しつつより教育を行なうという、こういう中身のものでござります。

3の余暇施設につきましては省略させていただきます。

次は、九ページへ参りまして、労働環境に関する対策でございますが、これは安全衛生対策といふことでございまして、その内容は一々御説明申し上げませんが、九ページから十ページへかけて種々の安全衛生のための予防対策、それから現場の監督指導を強化する、それからさらには、幸にして労働災害にかかられた方につきましては援護措置を拡充するという中身のものでございま

す。

次は、十一ページへ参りまして、総合的な雇用対策ということでござります。

次は、十三ページの特別の配慮を必要とする人材のための雇用対策でござりますが、一番、二番は三番目の工業再配置に伴う雇用対策の推進関係こういふものにつきましては、従来の対策を改め拡充するということをございます。

次は、十三ページの特別の配慮を必要とする人材のための雇用対策でござりますが、三番目の同和地域住民のための雇用対策につきましては、そこにあるいは訓練を推進する等のほかに、一番最後にあります自動車運転訓練の補講の実施といふこと

で新規に予算に計上しております。

それから八番目の雇用促進住宅は五百戸、雇用促進融資につきましては二百二十二億といふことで前年度より二十億の増額を図っております。

それから十四ページへ参りまして、雇用保険

係でございますが、雇用保険の中での失業給付費につきましては、そこありますように、千三百億余を増額いたしまして、一般受給者五十万四千人、短期特例受給者五十二万四千人という受給者を見込んでいるわけでございます。なお、雇用改善、能力開発、雇用福祉の三事業費の関係が括弧になつておりますが、いままで御説明申し上げた中にこの三事業に属するものがあるわけでございまして、重複するためにここに括弧に掲げてあるわけでございます。

次は十番目の失対事業関係でございますが、失

対事業につきましては、労力費を二・七%アップしております。特定地域開拓就労事業につきましても、その事業費単価を引き上げております。

次は十一番目の養成訓練の関係でございますが、これは雇用保険法の施行に伴う整備法によりまして、職業訓練短期大学校というのを新たに設置するということにしたほか、公共職業訓練校につきましては、すべて整備充実を図っております。

十五ページへ参りまして、成人訓練の関係では、やはりこれも新規に成人訓練向けの専門の訓練施設としまして、技能開発センターといふものを新設するということが新規でございます。そのほかに、一番目の有給教育訓練休暇助成制度あるいは職業訓練受講助成制度、こういふものを新規に予算化いたしまして、成人訓練あるいは成人教育の機会を確保するということを図っている次第でござります。

技能検定につきましては省略させていただきまして、十六ページの労使関係の予算の関係では、従来からやっています労使関係の安定とか、あるいは多国籍企業対策のほかに、四番目になります勤労者教育福祉会館ということで、勤労者のための総合的な会館のための調査費を計上しているわけでございます。また、五番目には公労委の機能強化を図るために委員の公・労・使二名ずつの増員を図つておられます。第八は、労働外交の関係でございますが、これは十七ページにその中身がちょっと出ております

が、国際交流を促進する、あるいはレーバーアクションを増員するということと、低開発国に対する職業訓練を通じて国際協力を拡充するという内容でございます。

最後は労働行政体制の整備充実でございますが、ここに掲げてありますのは、労働情報関係の開発、あるいは提供機能の強化の予算を主眼としてここに掲げてあるような額を五十年度予算で計上してあるということでございます。

以上、非常に簡単でございますが、昭和五十年度の労働省関係の予算の概要を御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(山崎昇君) 次に、労働問題に関する調査について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山基市君 ただいま労働大臣から六項目にわたりてお尋ねをいたしました。一つ一つこれから御審議を願うというか、お互いに本物かにせものかということを確かめるときでありますから、いわゆる三木さんがよく言う不公正の是正や対話と協調を強調されたと考えます。これを具体的な内容で確かめながら、議会が空転しないようお願いをしたいと思います。

長谷川さんは、せんだって雇用保険法を制定することについて全くまっしぐらに押し込んできたという感じであります。なるほど、前の田中さんのときにもそうでありましたけれども、これこそはおれの仕事だと胸を張つておられた。昨日は野末陳平先生の質問に対しても、相当青田刈りをやらせないなどと意気込んでおられる。それは労働官僚として、また労働省として文部省に負けないようにしてもらわないと、どつかで言うたけれども、どつか行つたらよばうとしておるというのではどうにもならぬ。そこで私は当面の雇用問題に関する一時帰休の問題についてまず大臣初め皆さんにお聞きしたいと思ひます。

昨日の読売新聞によりますと、一時帰休は三千五百人には公労委の機関でございますが、雇用保険の中での失業給付費につきましては、そこありますように、千三百億余を増額いたしまして、一般受給者五十万四千人、短期特例受給者五十二万四千人という受給者を見込んでいるわけでございます。なお、雇用改善、能力開発、雇用福祉の三事業費の関係が括弧になつておりますが、いままで御説明申し上げた中にこの三事業に属するものがあるわけでございまして、重複するためにここに括弧に掲げてあるわけでございます。

次は十番目の失対事業関係でございますが、失

対事業につきましては、労力費を二・七%アップしております。特定地域開拓就労事業につきましても、その事業費単価を引き上げております。

八百社、対象人員が少なく見積もつても二十五万七千余名に上るであろうと書かれています。労働省が支給対象として指定をした三十九業種は適用労働者数にして五百八十六万人の5%に達する、約二十五万人、こう言われるのですけれども、今後このような形でしますならば、雇用調整給付金で、この急増を踏つていけるのかどうかということについてお答えを願いたいと思うのです。私は、なぜこういうことを言うかというと、この一時帰休によって失業者が企業の中に抱え込まれて頭在失業者にならないだけのことであり、不況は政策的につくられている。またいわゆる計画的な景気の冷え込みをつくることが、日本政府にとって春闇というところに、いわゆる目当てをしておると考えておるのであります。すなわち、できるだけこの春闇で政府が言う物価を一五%に押さえ切るならば賃金もその線に押さえ込みたいということで、雇用保険法が利用され、おるようになりますが、そのようなことはないのかどうか、まずはお答えを願いたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) 岐さん方の御熱心な御審議によりまして、さきの臨時国会において雇用保険法が可決されたこと、その中に雇用調整給付金の問題がありまして、普通法案は四月一日から実施するのでございますが、こういう情勢でありますけれども、個人の経験からいたしましておられますけれども、個人の経験からいたしまして、やはり失業ほど苦しいことはない。そこで、この雇用調整給付金が役に立つて街頭に失業者として出されないで済むというところに岐さん方の御意見もあったと思いまして、一月一日から実施をして今日に至つております。

物価一五%という問題は、これはいまの世界の悩みは、いかにしてインフレを抑えるかということです。たとえばソニーが一時帰休に踏み切ったときに、日経連首脳が、中身は微々たるものである、高等戦術ですな、と言つた記事が載つておりました。まさしく、いわゆる経営者の根性丸出しであります。また、東洋紡績が昨年末実施した希望退職二千二百名余りございました。ところが雇用保険法が成立するとすぐさま全員を復職させました。それはパートタイマーや女子職員が

ません。かりに月給を持って家へ帰る、奥さん方が毎日毎日物価が上がつたらこれは大変なことでございます。不安があります。そういう意味からします」というと、国民生活全体のために、私は一五%の消費者物価、このためにこそ皆さんの御支援などをいただきながら、私の役所は働いている諸君あるいは生活協同組合に買い物に行っていられる奥さん方、こういう人々と日常接する中においでの物価問題であるということで強力に物価、一五%になるように推進してきたこともございます。それがようやく達成されることであります。私はこれは国民生活全般の問題として考えていると、いふことで御理解をいただきたいと思うのであります。

なお、雇用調整給付金の、これを実施することによって、春闇対策というふうなことじやなくして、一人でも私はいまの場合に外に失業者として出さない、これが至るところにおいて皆さんがからもう少し業種を拡大してやるべきじゃないか、三分の一中小企業の諸君にやる、そういうふうなところがいいんだということで、いろいろまた地方の業種の実態等々をお伺いしているところであります。片山先生、私たちはそういうふうな考え方でやっていることを改めてひとつ御理解のほどを願いたいと思います。

○片山基市君 いま大臣は雇用調整給付金についてこの今までいけるのかということについてはお答えを願えませんでしたから、あとでお答えを願いたい。

各企業の雇用調整はきわめて私は作戦的であり、春闇前の不況旋風を巻き起こすためにやつて出されないで済むというところに岐さん方の御意見もあったと思いまして、一月一日から実施をして今日に至つております。

いふことをお聞きしたいと思います。

やめる者が多かったと言います。そんな見通しもつかないで何万人の人を雇っているというのはわかりません。これはいわゆる失業保険をただ取り扱うと考えられるのであります。私は納得できませんが、これはいかがですか。

○国務大臣(長谷川敏君) 履用調整給付金の一番の前提は労使の話し合いで持ってきた、それを前提として私のほうでいろいろ規模とか、いろんな問題を精査してかけるわけであります。現にこれはこの法案が通過したあとで、組合の皆さん方方に、私たちは本当に団体の団体長が大せい集ま

ということ、衆議院でも社会党松浦議員に追及されて、さてどうしようかということで、あわてて手段を選ばない、こんなような状態でありますので、御承知のようにモデルエンジンをどんどん使って使い捨て、修理をさせない、こういうことをやってきたのがいまの経済なんです。静かな安定、そんなことを言つたって、そんなこと思つていませんよ。虎視たんたんと、春闌さえ済めば、まあとまた物を上げてやろう、こう考えておるのが財界の相当の大物であります。ですから、で

ます。その実数を申し上げますと、全体で三千三百九十一事業所でございます。そのうち大企業、いわゆる三百人以上の企業規模の事業所が三百六、中小企業が三千八十五、こういうことになつております。これは二月の休業の事前届け出の分がまだ全部含まれておりませんので、一月、二月全体の合計になりますと、これを若干上回ることにならうかと、かようと考えております。で、これにあらわれておりますように、いま御指摘の

すが、この復職させるかさせないかによって給付金制度の適用があるか、ないかということは全く無関係でございます。仮にこれを復職させなくとも、現在の各工場におきます休業規模が適用基準を上回れば、当然給付金制度の適用を受けることになります。私どもとしては、むしろ二千数百人解雇されて、いわゆる失業状態にある人が一人でも多く復職させられて、会社に採用になって、職場が確保できるということは、私どもの雇用保険法の趣旨から申しましても、大臣が再三申し上げておりますように、失業者を一人でもなくす、

てお礼なども言われたことでありますて、私はこれ、一資本家、大企業のどうのこうのという問題じやなくして、私たちには労働者を中心と考えている。それが大企業であろうと中小企業であろうとも後でまた政府委員から答弁いたさせますけれども、その適用しているところの事業所の数、あるいはその労働者の数、こういうものをわがかりいたさりますならば、いまのような御疑念は払つていただけるのじやなかろうかと思います。さらにもう一つ、当初の予算で間に合うかといふお話をございましたが、これは私は、こういう非常の場合には、やっぱり皆さんの御要望に応じて、中小企業に手厚くするためにも、業種拡大ということをするためには、いささかの、金の少しぐらい多い、少ないぐらいは問題にしないで、政府当局の方に私は理解をしてもらう努力をして、いるということをもひとつ御理解いただきたいと用

きるだけ労働者には、これから一年間苦しんでやらねうといふ。労働大臣は経済成長を考えられるし、あるいは消費者物価についても考えておられるだろうけれども、これ、欲得の世の中です。奉本主義というのは、もうけよう、得しようと思つておるんですが、なかなかそりません。こんな考えでいますと、いわゆる今度の不況について、ちょっとやそと金がなくなつたとかなんとか言つておるけれども、私はわからない。このいわゆる雇用調整給付金を当てにして一時帰休をするなど、いうようなことをすることは、雇用保険法をつくった趣旨に合わない、ようと思う。不況といふのを本当に利用して、もうけるときには、昨年は五倍も六倍もの配当金を支払うほどのもうけをした業種、言いませんけれども、いつかそういうことありましたね。それがいま不況だ、不況だ、不況だ、不況だと何遍でも唱えておるというようなことは納得できない。そういうことについて、さ

大企業中心」ということではなくて、件数におきましては圧倒的に中小企業が多くござりますし、休業延べ日数にいたしましても、中小企業のほうが上回っております。中小企業の不況切り抜けのための雇用調整措置のために非常に活用されておりまして、こうしたことによりまして、十二月の後半から一月にかけての失業者の発生率が大体落ち置いてまいっておりまして、この雇用調整給付金制度の効果がこういう面に具体的にあらわれてきているんじゃないかなと、こういうように考えております。

それから、ただいま御指摘ございましたソニーにつきましては、確かに新聞で報道されておりますように雇用調整のための休業が行われておりますけれども、これは雇用調整給付金制度の活用をいたしておりません。申請も出てまいっておりません。それまでに至らない程度の小規模のものでございます。それから東洋紡につきましては、確

○片山 基市君 いま御説明があつて中小企業三千八十五業種が適用された、こういうようにお聞きしました。金額は大体幾らになりますか。

○政府委員(遠藤政次君) これは、この事前の届け出の計画によりまして具体的に、一月中に休業をいたしました実績をもとにして給付金の申請が出てまいるわけでございます。この数字から推察いたしますと、私どもが当初五十億程度を予定いたしておりましたが、大体七、八十億程度にならぬのではないかと、こういう予想をいたしております。

○片山 基市君 それでは、いまのいわゆる雇用調整給付金については、中小企業の労働者に対してもう少し詳しくお聞かせ下さい。

○政府委員(遠藤政次君) 申しますと、これが適用になるか、ならないかということは全く無関係でありますということを申し添えさせていただきます。

○片山基市君 つまり雇用保険の雇用調整金については私たちが見ると、——報告を受けないといわかりませんが、大企業への土盛りとなっていると考える。せんだつて電機労連の委員長が発表しておりますけれども、電機業界は三十八社の内部留保金として一兆五千億円にも上っているそうであります。つまり彼らは成長産業の一つとして、もうけにもうけてまいつた。耐久消費財でございまが、短い期間で使い捨てをし、昨日も節約型冷蔵庫だといって電気をたくさんとることになつた

す私は労働省が実態をどのように把握されていて、か。いま関係の者に発表させるとおっしゃいましたから、雇用調整給付金がどのように、いわゆるいま渡されておるのかということについて御説明を願い、私の疑問に答えておらいたいと思ひます。

○政府委員(遠藤政夫君) 雇用保険法によりま、雇用調整給付金の制度が一月一日から実施に移されまして、一月末現在で私どもの手元に、一月六日まで二月につきまして、体業の計画書が労使間の協議に基づいて事前に届け出がありました分でござ

かに昨年の秋、二千二百人余りの一時解雇がございました。その間、組合と会社側の間で復職闘争が行われておることも承知いたしております。本年に入りまして、この雇用調整給付金制度が実施されることになりました。東洋紡からも各工場について、休業に対する給付金制度の適用の申請が出てまいっております。ただその際、ちょっと先生の誤解じゃないかと思いますが、過去におきまして、昨年の秋に解雇されたうちの二千人余りが再採用ということで会社に復職させられておりま

恩典を与えたというか失業を招くことなしいうに措置をされておる、こういうようによく言われておるんでありますから、それはそれでいいと思ひます。これから私たちが心配をいたしますのは、大企業は二分の一、中小企業は三分の二でござりますが、賃金の格差が非常に狭まっておるといふのも、その総額の支払い額が一つの会社単位にどのようになるのかということ、会社の数は少なくとも、もらひ金がどのようになるのかということは非常に大きな関心をもつて、次のときに具体的

に一月、二月の結果についてお聞きをしたいと存するところです。

いて触れておられました。経済企画庁は「一月二十一日」の日に「『転換期における企業行動に関する調査』結果について」というものを発表されました。その三十二ページにこのように書いてあります。

「価格動向」として、「一、今後一年程度の主力製品価格の見通し」について、「今後一年程度の主力製品価格については、全産業で七〇・五%もの企業が「上昇する」とみている。製造業と非製造業

そうですが、コストブッシュというふうなことでなかなかインフレマインドがまだまだなくなつております。そういうことからまして、やつぱり、一〇%以内という来年三月の消費者物価のたぬに今まで以上のひとつ努力をしなきやならぬ、こう思いながら、大企業の場合に私たちがよくお目にかかりました場合には、企業の社会的責任として、失業者を出さないことが一つ、余裕があるならば物価を抑えてもらいたい、値下げしてもらいたい、こういうことを要請しているわけですがあります。

三木さんができました、何ともかんともできな
いうちに話がつかなかつた。何もしてない、何
もしていないと言うけれども、官公庁の労働者は
政府の考え、これが大きく賃金を決めるんですよ
お知りですか。春闘の中心がけしからぬという
は、官公労だというのは、それが主力ですよ。決
めない、決めないと言つて、決めておるじゃない
ですか。そんなことは言つちやいけませんよ。民
間の賃金を言うておるのじゃないんです。公務員
の賃金を言うておるのであります。

五%）が製造業（六五・六%）を上回っており、しかも非製造業で「かなり上昇する」の割合が比較的高い。前回調査（四九年三月実施）と比較してみると、「上昇する」とみる企業割合は全産業で二一・六ポイント、製造業では二五・二ポイント低下しているが、業種別にみると、「上昇する」は石油、石炭（九〇・九%）、輸送用機械（七九・三%）、鉄鋼（七八・六%）などで七割以上も占め

持つておりますか。

○政府委員(道正邦彦君) お答えいたします。
賃金改定に当たりまして、労使間でいろいろの
基準によって行われるわけでございますが、その
場合に、物価問題が非常に大きな尺度になること

が、労働省はそれに対してどのように見解をお持ちでしょうか。

○國務大臣（長谷川峻君）　いまお読みになつた資料、私手元にありませんから確かなお答えになるかどうかわかりませんけれども、政府といたしましては、ことしの三月末の消費者物価を一五%に抑えるというところに一生懸命やつてもまいりました。その結果でしよう。一五%以内に抑えられたるような形になりました。そしてまた、昭和十五年度の予算を組むに当たりましては、来年三月末の消費者物価を一けた台——一〇%以下に抑えれる、これを中心にしてやつてまいりましたので、私たちがいりますものは、どういう時代でも

そうですが、コストブッシュというふうなことでございましたが、なかなかインフレマイントがまだまだなくなつております。そういうことからしまして、やっぱり一〇%以内といふ年三月の消費者物価のためには今まで以上のひとつ努力をしなきやならぬ、こう思ひながら、大企業の場合に私たちがよくお目にかかりました場合には、企業の社会的責任として、失業者を出さないことが一つ、余裕があるならば物価を抑えてもらいたい、値下げしてもらいたい、こういうことを要請しているわけがあります。

○片山善市君 すると、来年は物価が一〇%以内になるようだにと、お考えだそうですが、私たち三月が一五%におさまるとしても、いまのようない状態でありますならば、賃金引き上げいかんにかわらず物価の上昇の計画的なものはつくられつゝある。労働者の賃金を四月にそれを見込んで私は改定をせなきやならぬと思います。いわゆる物価上昇というのはあらかじめ織り込まれると思ひますが、労働者はそれに対してもどのような見解を持っていますか。

○政府委員(道正邦彦君) お答えいたします。

賃金改定に当たりまして、労使間でいろいろの基準によつて行われるわけでござりますが、その場合に、物価問題が非常に大きな尺度になることは当然かと思ひます。ただ、政府としてどう思うかというお尋ねでございますが、従来、政府としては、賃金問題につきましては絶対に介入しない、労使の自治に任せると、うたてまえを貫いてきておりますので、どうあるべきかというお尋ねに対しましては、お答えを差し控えさせていただきたいと思ひます。

○片山善市君 それは表面のことですございまして、中労委へ行きましたが、公労委へ行きましたが、政府の顔色をうかがい、大蔵省の顔色をうかがい、特に労働大臣がどんな顔をしておるかといふことでものを決めておると思われる節が昨年のいわゆる一時金の問題でございました。田中さんがつぶれて三木さんになる間、うろうろしておつ

三木さんができましても、何ともかんともできなかつた。そもそもしていない、何もしておらぬといふのは、官公勞だといふのは、それが主力ですよ。決めない、決めないと言つて、決めておるじやない。民間の賃金を言うおるのじやないんです。公務員の賃金を言うおるのであります。

さて、雇用労働者は約三千六百万だと言われておるうちに、わざかに千二百万足らずが組織労働者です。それはあなたのおっしゃるよう、勝手に決めたらいいと言われる。そのうちで、ますくさんな国家公務員、地方公務員、公共企業体の労働者はいわゆるそれをの国会の承認を得たなり、束縛を受けて、自主的に決められるなどといふようなことはナンセンスなことです。それならば、それぞれの当事者能力を与えなきと言えば、大変でございましょう。それを羊頭狗肉の、ああ言えばこう言う、こう言うたらああ言うといふは、当事者一般では決めさせません、決められぬところもありますよ、こう言わなきやならぬ。それで労働省や政府が何も関与しませんよと、労働者全般の話ををしておるのでしたら、きょうは、なんことは言つてもらいたくない。関与して欲しくないんです。どんなことかと言うと、実はいわゆる未組織労働者に対する賃金というものについてどのように決めるかといふと、最低賃金制度が行き渡つたので、これを拡充し、内容をよくしたいといふ意味のことと先ほど大臣、所信表明されましてね、最低賃金制について。そこで、私が申し上げるのは、いわゆる雇用労働者に対する一般的な問題として、労使間で決めなさいといふのは、それは実際全部の労働者のことを言っておるのか、これからも官公庁の労働者についてフリーハンド

な形で決めるようになるんでしょうが、非常にむずかしいことですが、お答えください。

○政府委員(道正邦彦君) 専門家の先生、もう十分御承知のこととござりますけれども、毎年賃金改定が春に行われます。先行するのは民間の企業でございます。で、労使間で話がつかない場合に中労委があつせんをするということはござりますが、いずれにいたしましても、民間のいわゆる相場といわれるものが決まってまいります。そういうものを受けまして、国鉄その他三公社五現業等の賃金が公労委の場で決められて、それはしかし仲裁裁定の形で出れば、政府としては完全実施するというたてまえで臨んでおります。また、人事院の勧告によりまして非現業の給与が決まつてくるわけでございますが、四月時点に遡及して調査をするわけでございますので、民間の賃金あるいは三公社五現業等の賃金が調査には反映される。そういうものをもとにして、民間準拠というたてまで公務員の給与が決められることは御承知のとおりでございます。

○片山善市君 民間の賃金が決まらなければ公労法の適用下の労働者の賃金も、あるいは人事院関係の労働者の賃金も決まらないようにしてあるのが当然だというお話をございます。それは知っています。それがいいのかどうかについて、民間が決まらなくてもそれはそれぞれ決める権利があると私は考える。民間が決まらなければ公労法の労働者や国家公務員の賃金が決まらない。均衡の問題はあなたの方が言われておるんです。そんなならば、実際に介入したことになるから、――これには意見あります。答弁は必要ありませんが、納得できない。そのようなことはよろしいが、雇用労働者の三千六百万のうち、二千四百万人が未組織労働者です。組織を持たない人たちに対する問題として社会的不公正のは是正というならば、最低賃金制をきちんと保障すべきだと考える。それは、先ほど大臣が、制度がてきております、内容をとて言われる。だががそれでは内容をよくするのか。組織労働者ですか、そうではないでしょう。これ

は国の制度としてつくられなきやならぬ

いど思ひます。

昨年の一月二十五日以降、春闘共闘委員会と労働大臣との交渉が五回行われ、基準局長との交渉が六回。かなり交渉が行われて、その結果、四月十二日には次の了解事項が締結されております。その事實について間違いないかどうか。出席者は、組合、田村副議長、海老谷最賃対策委員会の事務局長、廣瀬中賃委員、井田統評常幹、省からは遠藤職安局長、渡邊基準局長が出て最賃に関する労働省との了解事項として、最低賃金について、一つ、今後の最低賃金制のあり方については広域最賃の設定、その他制度運用の改善について中央最賃の設定、その他の制度運用の改善について中央最賃審議会の場でさらに検討を進める。なお、全国全産業一律最低賃金制については、労働省として今後検討する。議事録の確認として、労働省としての検討は一年間をめどとし、その間引き続き春闘共闘と話しをするという意味に書かれておりまます。当面する最低賃金行政として、賃金物価の事情の急激な変化に対応し、最低賃金の実効確保の立場から中央最低賃金審議会の答申を聞き、現業一律最賃制といふことによって実は二千四百万円の未組織労働者に対する保障を確立すべきだと田中内閣のこととありますから一ヵ年間の検討の結果、現在どのようなことを検討し、全国全産業が行うという確認をされておりますが、これが事実とすれば社会的不公正の是正ということを、三木内閣のこととありますから一ヵ年間の検討の結果、現在どのようなことを検討し、全国全産業の未組織労働者に対する保障を確立すべきだと田中内閣のことについてお伺いをし、速やかに全国全産業一律最賃制といふことによつて実は二千四百万円の未組織労働者に対する保障を確立すべきだとう。組織労働者一千二百万は、あなたがおっしゃるようにそれぞれ賃金を決める場所があります。文句を言う場所があるんです。何も言えないところの者に対してもうするのかということについて、地方に対する包括最賃の問題もございまして、これが十分でない、こう考えておるからです。四月十二日に向けて、一年間ですからまだ時間がござりますけれども、大臣のお答えをいただきたいと

のような形で全国的に産業を持つていくのか、安定させていくのか。いわゆる消費回復をしなければ経済回復の安定ができないし物価安定もないのです。ところがそういう面について論議をすると、これは時間がありませんから、ともかくにも、全国全産業一律最賃をどの線でいくか別としても、このようにしてとにかくこれだけは国民生活を保障しようではないか、働く者二千四百万人は日本政府は抱きかかえてやろうではないかということをしなければならぬ。ところが、失業はかわいそらだから、いや人間の悲劇だから失業しないようにしようじゃないかと言ひながら、その失業の内容が、いわゆる賃金について大変な差があるとすれば大変私は残念であります。その点についてきょうは詰めるべき場でありませんから、あなたたちがあまり熱心でないということだけ確認をしておきたい。

計局から発表がございまして、十二月の完全失業者が八十三万人、一・六%というところでございました。私の方はこの完全失業者の統計を持ち合わせておりますので、総理府の発表によりますと数字が完全失業者ということと御了解いただきたいと思います。求人倍率につきましては、同じく昨年の十二月に有効求人倍率〇・八〇でございましたて、それが一月になりましたて〇・七一ということに相なっております。

で、地域的に見ますると、これはまあ全国的でございまして、もちろん大都市地域と、それから農山村地域ではその差はございますが、ただいま手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんので、後刻御要請によりまして詳細な御報告をいたしたいと思います。

○片山甚市君 御報告受けて、納得しかねますけれども、仕方ございません。

実は、特にせんだって新聞でも報告されました沖縄の浦添市で、三名の職員を雇うのに九百名ほどが受けに行つた。特に、そのうち駐留軍関係の、アメリカ軍基地に働く人たちが二百名ほどが来たというふうに聞いておるんですが、沖縄県に対する特別な措置というものはどのようになされておるのかお聞きをします、それでは。

○政府委員(遠藤政夫君) 確かに沖縄におきましては、本土と違いまして非常に限られた地域で雇用の場が狭いという関係がありまして、失業率も全国一般の失業率に比較いたしますと約三倍近い率を示しております。中でも駐留軍の基地関係の離職者が相当滞留いたしておりますと御指摘のような事態が生じております。

新聞の報道によりますと、浦添の市役所の職員採用募集に対しまして三百倍、三人を採用するのに九百人殺到したという新聞記事でございまして、私どもは実態はどうなのが確認はいたしておりませんが、沖縄県下でこういった市役所の職員関係は比較的給与の高い職種でございますために、こういった新卒の、高卒者の新規就職予定者がこれに殺到したものだらうと考えております

す。

まあ、それはそれといたしまして、沖縄県下でこういった失業者の再就職という点につきまして、非常に従来から御指摘ござりますようになります。しかし問題がございまして、私どもは沖縄本島内における訓練施設の拡充を図り、技能者の養成に努めますと同時に、こういった人たちを本土へ向けて再就職を図りますよう、いわゆる移転就職、広域職業紹介等に力を入れてまいりました。幸い、昨年の十月から、従来本土向けの再就職奨励策に対しても、県当局それから関係団体等も非常に強い抵抗がございましたが、ようやく昨年の十月からこの広域対象地域としての指定を、県当局も労使関係者も納得をしていただきまして、そういう点で努力をいたしておりますが、しかしそれにいたしましても昨年の秋以来本土におきましても御承知のような求人、求職の状況でございますので、なかなか思うような計画どおりには進んでおりませんけれども、今後ともこの沖縄県下の失業対策につきまして再就職等に万全を期してまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○片山基市君 いまお聞きをしましたように、沖

縄県は祖国復帰してから以来、いいことが一つもございません。海洋博をやるといつても、物価の高騰や公害が起こるばかりで、いわゆる復帰して何がよかつたのか、ということが言えないような状態ですから、特に労働省としてもよくわかると思いますが、対処してもらいたい。

で、昨日、決算委員会でございましたか、採用取り消しの問題についてお答えをしておるようでありますから、もう一度確かめておきたいんです

が、新聞によりますと、取り消された者は二百九十五名、自宅待機千五百三名というふうに報告されておりますが、私たちはここに日本私立大学連盟の資料が手元にあるんですが、非常にざんざな雇用の仕方をしておる、契約の形をしておるということについて、非常に不満であります。この種の内定の取り消しというのは戦後は幾たびか不況

はございましたけれども、きわめて異例なことであります。

あり、いわゆる去る一月の三十日、衆議院の予算委員会でも吉國內閣法制局長官は、一般的に言えば期待権の侵害と言つて、不法だと、こういふうに言っております。日経連の宮本事務局長は、採用の内定の形式も文書や口頭などいろいろなものがあり、雇用契約が成立しているかどうか疑わしい、こういうような調子。大体採用試験をしておいて、何か言葉であろうと何であろうと、口約束というのは知らぬというのは、これはもう大体三百代言じやないですか。人間というのは口で言うのが一番大切で、文書では信用せぬから判押しよるんでしよう。信用している者同士が判押しますか。信用せぬから調印するんですよ。そうでござんせんか。そういうような態度が、今度のいわゆる青田刈りの問題で云々と言われるけれども、そうじやなくて、人間を軽視をする、人の心を傷つけておるというような、痛みを感じない、人を物や金にかえていくという、いま今日の問題だと考えるんです。

私は日魯漁業が昨年の末に内定の辞退を勧め、本人の希望があれば子会社や関連会社へあつせんすると説明したが、一月になつて採用不可能、子会社あつせんも不可能などという文書連絡をしました。これは明らかに契約上の詐欺だと考える。昨日もお話があつたようにトヨーサッシャ東洋電機などが慰謝料や見舞金を幾らか払つたということもあります、対処してもらいたい。

で、昨日、決算委員会でございましたか、採用取り消しの問題についてお答えをしておるようでありますから、もう一度確かめておきたいんです

が、具体的にいかなる指導をどこに行い、どのようないふう結果をもたらそうとしているのか。少なくとも労働基準局に該当者から申し出があれば措置をし公表をする、いわゆる企業の実態に基づいて具体的にこのようにしなさい、こう言えるように三木さんの方がお決めになってやるべきでないと思いますが、労働大臣、この問題胸を張つておれ

に任しておけと言つているようですからお答えを願います。

○國務大臣(長谷川峻君) 高度経済成長のありで企業の諸君が人事管理は非常にルーズだということを今度はさまざま感じました。おっしゃる

とおり、若い諸君が学問をして自分の体と学問と合わせてこの企業を選んで、その試験を受けて、そして内定、それは書式がそれそれ違うでしょう。法律的にはどこでそれが雇用契約を結んだかといふことはなかなかむずかしいという話を聞いておられます。しかしながら、私はこれは大変なことでござりますので、労働省としては、大学の場合は労働省を通じて就職をするわけじゃありませんので、把握はなかなかむずかしくなっています。中学校、高等学校は職安を通じて全部調べました。そうしますと、中学校、高等学校は内定取り消しはされたものの、いまの時代でござりますから、それぞれ就職をしているようなかつこうでござります。しかし、大学の場合は国立大学でさえもそういう内定取り消しがあったとも聞くし、私立大学連盟の方の資料もいただき、私自身も電話をかけて模様も聞くと、やはり苦き心をむしばむようなことを私はやつぱりやるべきじゃない、こう思っています。そして、そういう会社の仮に人事部長が、自分の子供がよその会社を受け内定取り消しされたら一体どうしたことになるか。そういうことまで訴えながら、いずれにいたしましても、第一段階は私のところにも内定取り消しをされた者が個人的に来て、よその会社を受けるようにはお手伝いいたしましたけれども、そういう諸君に直接聞きますというと、本当に身につまされます。でありますから、公表は最後にいたしましても、まずこれは私は撤回させることの方が大事じやなからうか。日経連の宮本君の話が出ましたが、日本に経済団体あるいは国会あるいは政府、一切が大経済でさえもそうちう声を上げることによってこういう若き諸君を大事にする風潮というのを、この際身につけてもらわなければいかぬ。ですから、場所のわかった

ところ、会社のわかったところは私の方でも手を尽くしながらこの撤回運動をいまやつておつて、三、四解決したところもあります。それをずっと押し進めて、それでどうしてもだめな場合には、ときにはその会社を公表して来年から、君はこの会社を受けるだろうが、この会社はこういうことを去年したんだというぐらいいの公表を私はやるべきであろう、こういうことでいま準備を整えているところであります。

○片山基市君 それでは時間ございませんから急いで……。

不払い賃金、いわゆる倒産をした会社のものについてのことは雇用保険法審議のときに申しましてけれども、実は一時帰休制度で調整金をもらえるというのはまだいいんですけど、倒産してどうにもならなくなつたのを年内に何とか法律的な措置もとろうかと言つておりますが、これは焦眉の急を要する問題として、いわゆる何としても具体的な措置をとつてもらいたい。倒産をして賃金不払いになつておる、労働債権はたな上げになつておるということにならないようにしてもらいたい、これはもう繰り返して申し上げます。で、年を越して臨時国会か何かで措置をとるというわけにはまいりません、こういうふうに申し上げておきます。

そして次に、このごろは会社の中間管理者が、課長さんあたりがどんどんと不況といふことで賃金カットを一〇%か何%かやられていますけれども、イギリスやドイツへ行きますと、それらは、その人々はアソシエーション、いわゆる協会をつくりまして、管理者の協会をつくって、そんな勝手なことを、べらぼうなことをさしております。日本の国ぐらいですよ。管理者と言えば経営者だろう、上から言うたら賃金引いたらしいだろう。これは中間管理者といえども労働者です。社長かどこかで重役会議で勝手にばつと決めて、労働権の侵害をするようなことはやめた方がいいと思うんですが、やられた方がいいですか。これ、会社と死なばもろともになりませんよ。どこの会

社でも課長かどこか、わざかに一生懸命苦しんで、課長になった途端に勝手に、やあ賞与は減らします、やあ何は減らします、何にも言えない、こんなことはいわゆる社会の不公正——これはもはや過ぎだつたというのだったから初めから言いなさい、それは、中間管理者がもらい過ぎだつたとあんた言うけど、そうじゃないんでしよう、大体。違いますか。うつ病といって、精神的にも物すごく苦しんでおるのはその中間管理者じゃないんですか。労働者から文句は言われる、上からは抑え物を言うなと言う。たくさんなんですよ。大臣、お知りですか。いや、われわれはそれは働く者の底辺から言えば最低賃金制のものを言った。そのですよ、大臣、心配せぬでも。心配するのならもつと相談をして、その人たちとともに嘆く。違うんですね。まあ、いまのとおりやつとけば、労働組合が賃上げする相手だから、あれ抑えたらやりようないから、こういう式でしよう、お恐らく。そんな根性がなければそんなことができませんよ。裏の裏あるんじゃないですか、裏の裏の裏の裏の裏の裏あります。經營をやっておる者がすかたんをして、解雇をしてみたり一時帰休をしてみたりして、こういうことについて、このようなときに奉公実つていくようにしてもらいたい。労働省としては、何といつても物価の安定をし、雇用を安定させますと、働く人々、庶民の生活が安定するためには物価に追い越されたのじゃ困りますから、そのときには確実に保障されるようにしてもらわなければなりませんけれどやならぬと思っておるので。次に、そういうことで申し上げて、私は先ほど

職業病の問題について大臣の方からも職業がんの話をされました。そこで、日本電信電話公社に対して質問をし、労働省が出しました「基発五九号」についての御回答を願いたいと思うんです。まず、うことに今日なっておるか。そして頸肩腕症はなぜ起こったのか。医学的に解明されておらないといふのにかかわらず、特定の職場に大せい起つておるということあります。こういうようなことで、この病気の症状を呈する者は怠け者だ、仕事がいやだからだというように烙印を押しておるようになりますが、そのようなことを考えておるかどうか、どうしたらこれが治療できるのか、治すことができないと、いうのならば、それはそこで起つたことになりますから、これは公社の責任、いわゆる事業の責任として全面的に責任を負うべきだと思いますが、簡単に答えてもらいたい。

○説明員（小沢春雄君）　お答えいたします。

まず最初に電電公社の頸肩腕症候群の罹患者の現状でございますが、本年一月末現在で全国で三千七百七十七名の罹患者が生じております。これらの罹患者は、いずれも公社の健康管理医がこのような病名で治療をするというふうに診断したものですのでございますので、私どもは、これらの方々に対しましては病人といたしましてこれの治療をいいは一日も早い職場復帰のできるような対策をいろいろ講じておるところでござります。

病気の扱いといたしましては、おおむね過去に非常に多かった結核と同程度のような重要視した扱いをいたしております。

それから発症原因でございますが、昨年二月二十二日に頸肩腕症候群プロジェクトチームといふものを公社内につくりまして、約二十五名のお医者さん方にいろいろ検討をしていただきましたのが、その結果といたしましては、作業機器の問題あるいは物理的な作業環境の問題、作業時間の問題、作業形態の問題、体力の低下とか体調不調の問題、体质、性格等、いろいろな要因が指摘され

社内にこの対策委員会を山本総務理事を委員長につくりまして、これをいろいろな形で具体化するという方策を立てております。

また、労使関係におきましては、昨年、従来の対策につけ加えまして、頸肩腕の皆さんのが治療を受ける病院の種類あるいは数を一層増しましたり、あるいは、はり、きゅう、マッサージ等の治療代を従来より引き上げたり、そういうような、あるいは勤務時間を、作業時間を短縮したり、そのような労使の合意を見たところでございます。

その他もろもろの対策を講じまして、一日も早くこの病気が職場からなくなるようにという努力を継続いたしております。

○片山善市君　薬はたくさんくれるそうですが、医者はいやいや診ておるようだ。こんなものは受け者が来ておるというようにも思つておるようありますといふことを言うたのですが、それはお答えはないのです。職場でもそのように見せさすような状況が出ておると、いうより泣いて私に訴える人がおります。いわゆるこれは神經的な問題でありますから、外から見たらわかりませんちょっと見ただけでは。そうするとマッサージなど受けたいと言つても医者によると、それはおれはきちんと書かないそうです。そういうような病気について治す方法がまだわからぬものならば、あらゆる可能性を追求すべきだと思うのです。労働組合と幾ら協約結んでも、医者は専門分野以外のことについては、おれは関係ない、こういうことでやらない人もあるし、気分が向いたら書いてくれるそうであります、診断書を。こんなことはないようにしてもらわなきゃならぬと思います。私たちが知つておる関東通信病院に対する関係職員のそういう人たちは余り安心した信頼感を持つておらないようには感じられるということです。病院の関係といわゆる労使関係などで話をしたことがあつをしておるかどうかきちんと確めてもらいたいと思います。

さて、病気が好きで遊びたいから怠けておるん

たと、どうようと、腰肩筋症候群の人を公私共見てしまうのかどうなのかということについて考えて、痛みがあることについて認め、痛みを早く消退させらる、なくしていくということについて積極的なことをやつてもらいたい。それは少なくとも薬をもらつても飲まない人が大半だと聞きました。飲めば胃が悪くなる、食欲が進まなくなるというようなこと。たくさんくれるそうですね、その電電公社の関係のお医者さんは、そういうように言われていますから、お薬の前にやはり精神的な圧迫の解消だと思います。

昭和四十九年に全電通労働組合が調査したのは、聞き取り調査七分会、アンケート調査三十五、合計四十二分会を見たところ、八千六百七十六名ですが、そのうち罹病者が八百四十八名もございました。いまのよう二三百何名でございませんで、全部調査したところ、それはあなた方の好きな目標による管理——高橋達夫という人がおりまして、関東の通信局長などをやりました。いわゆるそれぞれの経営調査、出張などということで、物、人間の命を全部金にかえる。生体を取らなければ、幾らもうけた年休を取らなければ、幾らもうけたといふ早く出てきて仕事をしてくれたら幾らもうけたといふ計算ばかりして、すべて人間を金にかえた男ですが、このことを生体実験をやったところが全部起ころうとする、重点的に。そういう労務管理が、特に女子の職場は、御承知のように婦人の職場といふのは人が行きません。そうすると係長になりたい、主任さんになりたいということになると、それをえさにしてどんどんどんどんと締めつけた。これが婦人の職場におけるところの精神的な圧迫、いわゆるストレスです。御承知のように、いまおっしゃいましたように交換台の問題もございましょう。背面パトロールということで、ネコが忍び寄るような形で締めつける形もございましょう。時間がございませんから簡単に言います。そういうようなことを考えてみますと、どうしても私は、電電公社がねらつておる目標による管理というような締めつけをやめる以外に解決の方法

がない。職場環境に基づく精神的な圧迫だと考えられる。しかも、冬は暑くて上着を脱がなきゃならぬ、夏は毛布を腰に巻かなきゃ仕事ができないようなところがたくさんある。機械を中心とした職場から起つた問題として考える。仕事の量の前に、先ほどおっしゃったように職場環境の問題が非常に大きな問題だと思います。ですから、そういう点で電電公社が労使間で約束したことと具体的に守つておるのかどうか。しかも、多発をしないためにどのようにするのかということについては、もつと熱心にやってもらわないこれは解決をしないことだと思います。いま反論されるなら別でありますけれども、私が調べた限りでは、いわゆる人間の心をいなませる心因的な要素をたくさん持つた作業管理方式から起つておると思っています。ぜひともこれを改めてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

確かにこの病気が出始めたころは公社の中にも
いけ病だというような見方をする人がないとは言
えなかつたと思います。しかし、現時点におきま
しては、最初私が申し上げましたように、これは
厳然たる病氣である、医者が認めた病氣であると
いうことで対処いたしております。

それからストレスの問題でございますが、先生の御指摘のとおり、まあ、これは先生の持論でもあると私ども拝察しておりますが、職場の温かい人間的な目を持った管理、こういうものが一番重要だということで、いろいろな点でこうした問題については今後も十分最善の努力を尽くしてまいりたいと思つております。

○片山基市君 労働省にお伺いするんですが、「基発五九号」によるいわゆる改正点については、今まで広義の頸肩腕、狭義の頸肩腕というのがありますて、その態様としては狭義であったということになつておつたんですが、これはおおよそ今一度の改正は広義の頸肩腕を含むというように解釈してよろしいでしようか。

○政府委員(東村金之助君) 御指摘のよう、旧

認定基準では頸肩腕症候群を広義と狭義に区別いたします。原因となるべき症候の明瞭度でないものをいわゆる狭義の頸肩腕症候群と、いろいろなものをいたしておきました。で、業務上・外の認定基準における狭義のものでござりますが、そういうものでございまして、今回の改定では、原因が明らかでないものののみをいわゆる頸肩腕症候群として取り扱うこととしておるわけでござります。つまり、狭義のものを頸肩腕症候群といしまして業務上・外の認定問題の基準を考えていると、こういうことでござります。

○片山善市君 そうすると、今回改定をした要點は何なんですか。改定された、前よりも変わったところは何なんですか。

○政府委員(東村金之助君) いろいろございますけれども、ごく大ざっぱに申し上げますと、ます頸肩腕症候群の定義、性格、こういうものを医学の進歩等に合わせて明らかにしたこと。

それから認定基準の対象とする作業の態様を、従来は手指作業ということが中心でございましたが、それに対しまして上肢作業まで含めたということ。

三番目は作業の態様、作業の従事期間、業務量、こういう問題について表現が抽象的であったわけと等々でございますが、全体的になるべく平易にわかりやすいようにしていうことが一応試みられております。

さらには、鑑別診断に用いられる神経及び血管圧迫テスト、そういうものの技法等を例示したことと、いろいろな治療をすれば、そういう三ヵ月とあります。

○片山善市君 そうすると、労働省では大むね三ヵ月程度でその症状が消退するというふうに考える、いろいろな治療をすれば、そういう三ヵ月と

認定基準では頸肩腕症候群を広義と狭義に区別いたしまして、原因となるべき症患の明らかでないものをいわゆる狭義の頸肩腕症候群と、こういう旧認定基準における狭義のものでございますが、そういうものでございまして、今回の改定では、原因が明らかでないものののみをいわゆる頸肩腕症候群として取り扱うこととしておるわけでござります。つまり、狭義のものを頸肩腕症候群といしまして業務上・外の認定問題の基準を考えていると、こういうことでござります。

○片山基市君 そうすると、今回改定をした要占は何なんですか。改定をされた、前よりも変わったところは何なのですか。

○政府委員(東村金之助君) いろいろございますけれども、ごく大ざっぱに申し上げますと、ます頸肩腕症候群の定義、性格、こういふものを医学の進歩等に合わせて明らかにしたこと。

それから、認定基準の対象とする作業の態様を、従来は手指作業ということが中心でございましたが、それに対しまして上肢作業まで含めたという

な額肩腕症候群につきましては、適切な療養をするならば三ヶ月程度で症状が消退するというのが医学常識であるというふうにされておりまして、お医者さん方の御結論をいただいたので、その通りにしたわけでございます。なお、三ヶ月を経過しても順調に症状が軽快しない場合には、恐らくお医者さん方の鑑別診断を行なう必要があるというふうにしてござります。

○片山基市君 この改正に当たつて、業務量のことを書かれておりますが、業務量は個々人の業務量であると解してよろしくございますか。

○政府委員(東村金之助君) 当該労働者の業務量を考えるというわけでございますので、当該労働者については、その人の個人の業務量でございまます。比較される方の人たちは、いわば同種の労働者、同性の労働者の一般的な業務量と、こういうことになるわけです。

○片山基市君 時間が足りませぬので、この「基発五九号」について基本的にまた引き続き意見を述べたいと思います。これで終わります。

○日黒今朝次郎君 先ほど委員長から言われましたとおり、今度社労に参りましたのでかわいがつてもらいたいと思っております。

きょう、私は主として片山委員とダブらない立場から、労働基本権の問題についていろいろ質問したいと思います。しかし、いま片山委員の質問の中では、若干気になることが二つ三つありますから、簡単に確認なり、あるいは考え方を教えてもらいたいと思います。

一つは、これは一月七日、社会党が予算要求で、労働大臣は不在でありましたけれども、労働省とやつた際に、失業保険法の給付の関係、いま三十九業種指定になつておると、各地方で申請をする際に地場産業、下請の下請。そういう地場産業の方々が申請に行つた際に、三十九の業種指定ではないということで門前払いを食わされる例があつちこつち出でてきていると、こういうような苦情をわれわれ受けておるわけであります。いま大臣の

るならば三ヶ月程度で症状が消退するというのが医学常識であるといふうにされておりまして、お医者さん方の御結論をいただいたので、そのままにしたわけでございます。なお、三ヶ月を経過しても順調に症状が軽快しない場合には、恐らく他に疾病があるのではないかと考えられますので、鑑別診断を行う必要があるといふうにしたわけでござります。

○片山喜市君 この改正に当たつて、業務量のことを書かれておりますが、業務量は個人の業務量であると解してよろしくございますか。

○政府委員(東村金之助君) 当該労働者の業務量を考えるというわけでござりますので、当該労働者については、その人の個人の業務量でございいます。比較される方の人たちは、いわば同種の労働者、同性の労働者の一般的な業務量と、こうしたことになるわけです。

○片山喜市君 時間が足りませぬので、この「基本五九号」について基本的にまた引き続き意見を述べたいと思います。これで終わります。

○目黒今朝次郎君 先ほど委員長から言われましたとおり、今度社労に参りましたのでかわいがつてもらいたいと思っております。

答弁を聞いておりますと、そういうことはないよう、できるだけどんな地場産業でも、余り業種指定にかかわりなく、実態を十分調べてやりたいと、そういうふうに受け取ったのですが、どうう業種指定にかかわりなく、実態を十分に考ええて措置するというふうに運用について解説していかどうか、この点を第一点お伺いいたします。

○國務大臣(長谷川峻君) 履用調整給付金は、おっしゃるように当初三十九業種を指定いたしました。しかし、こういう雇用不安のときでもござりますし、それからまた趣旨が、三分の一中小企業ということでもありますから、いろいろなお話を承りながら、そういう先生がおっしゃったような趣旨に沿うて検討もし、またそういう形において改めて近日中にいろいろ陳情の出たものを精査いたしまして、御期待に沿うようにしたい、こう思つております。

○日黒今朝次郎君 ありがとうございました。せけれども、二月十日の日本経済新聞を見たんですですが、工藤編集委員と遠藤職安局長の対談の中で、先ほど片山委員が言つたとおり、この運用に当たつて労使で合意すればいいんだというところに、かつこうつけてアベックでやつてもうけるだけもうけろと、取れるだけ取れと、そういうあくどいことをやられても、まあ、こういう時勢ですからやむを得ませんな、こういう意味に受け取れる対談を私は目に受けとめたんです。同じことがこれもまた言ひにくのことなんですけれども、一月二十日ごろの某紙によると、これは八木良夫日立製作所専務さんの話ですが、これもまあ、いま言つた対談と同じような、いわゆる高度経済成長の政策で肥満体質になつたと、この肥満体質になつた日本の経営をこの際荒療法治をもつて体質改善するしかないと、だからあらゆる手段を尽くすんだ、そのあらゆる手段の目玉商品にこの失業保険法の

給付という点があるんだと、こういうことを言われておるわけですね。そして、高度経済成長の際にはインフレでわれわれは苦勞し、不況になれば失業で苦勞すると、どっちにいっても労働者なんですね。それで、日立などについては内部留保が二千億あるいは三千億とも言われております。内部留保に手をつけるということについては全然考へないで、何が何でも荒かせぎでぼろもうけでやれと、こういう経営者の発想ですね。それに労働組合が一部乗っかって、いわゆる保険法を悪用するということについては私は本来の趣旨に反すると思うんです。少なくとも企業が自分の持つている内部留保、あるいは在庫品、これができるだけはたいてはたいて、どうにもならなくなったら初めて生きてくれる人間である労働者をどうするかと、こういうふうになって、それでもどうにもならなくなつてひとつ失業保険の給付を頼むというのが私は筋道だと、こう思ふんです。ですから、これはなかなか大臣に聞いたって本音は出ないだろうけれども、少なくともこういう誤解を国民に与えるような私は経営の姿勢ということについてももしもこの問題について大臣の考え方聞いて、——私は大臣といえどもそれは結構でござりますなんとすることは言わないと思うんですよ。やはり悪用だ、本来の筋に戻す、本当に困っている者に対する給付だ。それで、重点はやっぱり中小企業だと、こういう線で運用されることをぜひ要望して、この間の経過があつたならばぜひこの際国民の前に明らかにしてもらいたい、ある会に国民の誤解を解くやつぱり姿勢を示すべきだ法によります雇用調整給付金制度の、まあ文字づと、こう思いますがいかがでしょうか。

から見ますると、私はその制度の悪用、乱用を認めるかのような誤解を招いた点は確かにきわめで遺憾だと思います。あの対談は、実は一時間半余り対談をいたしましたして、その内容を要約されて記事にされましたために、その前後に対談の対象になりました問題が要約されておりますために、非常にそういう誤解を受けたことだと思いまして、その点は私は大変申しわけないと思っております。実は先ほども御質問がございましたが、東洋紡が昨年の十月に二千二百名余りの解雇をいたしました。昨年の暮れにこの雇用保険法が成立いたしまして、その機会に、従来組合と会社側で復職闘争を行われておりました。その話し合いの結果、千数百人——二千人近い人が希望によりまして復職するということになったわけです。その一方、東洋紡の各工場におきまして休業のやむなきに至った者についてこの雇用調整給付金の適用を受けたいと、こういうお話をございました。私どもは、適用の基準に照らして、この対象になり得るものだと考えまして、その手続が進められておるわけでございますが、その点の指摘がございまして、一方で雇ひした者を復職しながら片一方で給付金の適用を受けようというのは乱用、悪用じゃないかと、こういう批判があるけれどもどうだ、こういう御指摘がございました。で、先ほどもお答えいたしましたように、これは復職させたからといって、それが条件になつて給付金の適用を受けるわけではございませんで、復職させるか否かはこれは給付金の適用いかんとは全く關係ないことでございます。で、したがいまして私どもは、その復職のいかんにかかわらず、一時休業の実態がこの給付金制度の適用を受け得るか否かという審査をいたしました上で、基準に該当しておれば適用が受けられる、こういうことでございますが、この復職の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、一人でも失業者を少なくするというのがこの給付金制度の目的でもございまますので、その趣旨からいたしますと、会社側が組合との話し合いの上で二千人に及ぶ人たちを復

職させて職場に復したということは大変結構なことだと、それを、内容を本当によくおわかりにならない方々が、一見悪用、乱用だというふうに誤解をされるとするならば、そういうこの利用の仕方、活用の仕方というのは私は結構だと思います。むしろ、そういうことによつて余力ができる限り活用されることができるということであれば、この制度の趣旨から言って私はかえつて結構なことだと、こういう趣旨のことを申し上げたわけです。それが前後が要約されまして、その部分だけ、悪用、乱用結構だというふうに受け取られたことは、これは私の言葉が足りなかつたせいもございましてまことに遺憾だと思うわけでございます。それから日立のお話は、確かに私も新聞紙上で見た記憶がございますが、これにつきましても、確かに内部留保とかあるいは配当の面もこの適用の基準要件としてしんしゃくすべきではないかと。いう議論も確かに審議会等で一部ございました。しかしながら、これは時期的な問題、内部留保がどれだけあるか、あるいは配当がどの程度に持続されるか、あるいはこれを技術的にとらえる方法等につきましてもいろいろ問題がございまして、むしろこういった、できるだけいい状態になつて、人員整理を避けるための制度の趣旨から言って、そこまで立ち入つて要件とすることについては問題がある、こういう審議会の労・使・公益三者一致した意見でもございまして、私どもは、業績の低下の状況によって業種指定をし、その指定された業種に属する企業で、一定の規模以上の休業計画をつくつて、これが労使の協定なり合意の上に届け出があり、申請があればこれを適用をする、こういうことにいたしておりますわけでございます。各方面からいろいろな誤解を招くような表現あるいは記事等が出来ましたものにつきましては、私どもばかり味方なんですから、労働者の味方なんですかね、少なくともそういう発言なり、問題のとらえ方についてまいりたい、かように考えております。

方についてマスコミから誤解を受けたり、そういうことがないように私は十分な配慮をしてほしい。この東洋紡の問題などにしても、私をして言わしめれば、世論の勝利だと思うんですよ。ですから、そういう点ではこれ以上とやかく申しませんが、ぜひそういう配慮を常にやって労働行政を進めてほしいということをお願いいたします。それからもう一つ、採用取り消しの関係で、横浜地裁の判決がありましたね、——あれは先月ですか。この横浜地裁の判決について特に、これはまあ要点だけ言うと、採用内定通知が雇用契約申し込みに対する承認であり、その発送によって雇用契約が成立したと、こういうまあ判決が、これは横浜でしたか、出ているようですが、これはやっぱり今後の採用取り消しの問題なり、あるいは採用延期の問題なり、こういう問題に対する一つの労働指導の目安と、てことで考えてしかるべきだと、こう私は思っているのですが、この点はいかがでしょうか。

百万人の失業者を肯定するという側面もありますので、この間の事情について簡単でけつこうですから御説明願って、あときよ御説明願つて、私も勉強して次回に譲りたいと思いますから、この関連について、四%の問題について御説明願いたいと、こう思ふんです。

○政府委員(遠藤政夫君) 雇用保険法の規定の中に、失業給付の全国一律延長の規定がございます。どういう基準で全国一律延長の発動をするかということで中央職業安定審議会いろいろ御検討いただいたわけでございます。私どもはこの全国一律延長発動の基準といたしまして、通常の受給率のおおむね二倍程度ということを一応のめどに検討いたしておるわけでございますが、そういたしますと大体五%というような数字もはじかれるわけでございます。ただ、労・使・公益三者一致した意見といたしまして、五%というのは高きに失してこの全国一律延長という制度を発動する機会がなくなるのじゃないかと、こういう御意見もございまして、今後、全面適用になりますと、小零細企業の受給者が増加するということも十分予想されます。そういたしますと、余りに低くすると、これはいわゆる制度がやたらに発動されるということにならぬか、こういう全く反対の意見もございまして、ただいまこの点につきまして一体どの程度に定めるのが最も法律の趣旨に照らして妥当であるかといふことを検討中でございまして、近く結論を出した上で最終的に確定をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○黒木今朝次郎君 じゃ、それについてはまた次回でやるとして、私はこの春闘をいま控えておる

わけであります、先ほど最賀の問題などがいろいろありました、私はこの労働基本権の問題について長い間それなりに関心を持った者であ

りますから、去年の春闘の段階で、総評と政府の交渉で、ことしの秋を目途にこの問題について決着をつけると、そういう話が行われて、現在進展しておるわけであります、時期も時期であ

りますから、公企体閣僚協の今までの動向なり問題点などについて概況を御報告願いたいと、こう思ふんです。

○政府委員(遠正邦彦君) お答え申し上げます。

公共企業体等関係閣僚協議会といたしましては、三公社五現業等のスト権問題は、四八年九月の公制審答申においても三論併記となつてゐる

よう、きわめてむずかしい問題であるという認識のもとに、その結論を出すに当たりましては、

各界の方々の専門的な御意見を十分お聞きする必

要があるという考え方のもとに、二十名の方々を専門委員に委嘱し、且下御検討を願つておるところでございます。で、専門委員の方々においては、毎月二回定期的に懇談会を開催しております。実は本日も第十二回目の会合が開かれるところになりましたので、関係の組合、三公社の組合の代表の方々から意見を承るということになつております。

検討の進め方につきましては、公制審の答申におきまして、「政府としては、「可及的速やかに争議権の問題を解決するため当事者能力強化の検討」とあいまって、三公社五現業等のあるべき性格について立法上および行政上の抜本的検討を加えるものとする。」とされておりましたおりに、争議権の問題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係にあると考えられますので、関係閣僚協議会としては、専門委員懇談会の御同意を得て、まず当事者

の問題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係にありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつてきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題についてからめて争議権の問題の検討に入るという方針で検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係にありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員のメンバーですね。

二十名のうち、——これは私の割り振りが悪かつたら訂正してください。いわゆる経営者、どこそ

針に基づきまして、専門委員懇談会におかれまし

ては、まず当事者能力、経営形態の問題について

からめて争議権の問題の検討に入るという方針で

検討を進められていくわけでございます。この方

能、経営形態の問題を検討し、これらの問題と

課題と当事者能力、経営形態の問題とは深い関係に

ありますので、委員の人選から結論がどうなるとい

うお互いに信頼し合えるような関係を早くつく

りたいという話をよくされています。私も、日本

のために、これは一番大事なことだと、こう思つておりますので、おっしゃるとおり、秋までに結論を——まあ、そういう意味できょうも専門委員

会の方々もお集まりいただきたいので、そうした意味でのずっとフォローをしていきたいと、こう思つております。

○黒木今朝次郎君 じゃ、そのように公約を実現してもらいたいと思います。

それでなお、いま説明の中で、閣僚協の下に専

門委員会があると、こういうことです、時間が

ないから私、省略して結論だけ申しますと、この専門委員会が具体的な問題を洗うと、こういうま

あ立場にあると思うのです、いまの説明からしま

すとね。そうしますと、私は、私も十何年近くやつ

てきたのですが、この専門委員

ま労政局長がいみじくも言つた当事者能力論、その当事者能力論に大方賛成する方々の意見を持つておったメンバーが十三名なんですよ、これは。十三名、だから公制審のやり直しです、これは。ですから私は、そういうことについて、時間がありますから、きわめてこの専門委員会は政府寄りのベースの専門委員であつて、本当にストップ問題について、基本権問題についてILOの条約などを勧告しながらやろうという積極的な立場の専門委員会の構成ではないということだけは、この際はつきり言っておきたいと思つております。これらは私の意見ですから……。

それでなお、具体的にお伺いいたしますが、この当事者能力論、それから経営論という前に、私どもとして十分に尊重してやると、そういうふうに私は承つておるんですが、ILOの勧告とかそういうものについて、原則的に政府はこれを受け入れると、こういう立場であるかどうかについて、まずお伺いいたしました。

○政府委員(道正邦彦君) 専門的な国際機関の見解、これはILOに加盟している各國が、やはり尊重すべきものと思っております。で、ただ先生も専門家でいらっしゃいますから、十分御承知とおもいますが、ILOがこの問題を討議する場としても、三公社五現業の職員のストライキ、争議権につきましては、これに直接触れた条約等はございません。で、ILOがこの問題を

は公制審の答申を受けて政府はILOの勧告、結社の自由委員会、こういうものについては十分に

尊重してやると、そういうふうに私は承つておるんですが、一律にどうだということをILOが言つてないということだけは御理解を賜りたいと思つた

ます。

○日暮今朝次郎君 いまちょっと失言だと思うん

ですが、このILOの勧告を参考にしてという言葉がありましたが、これは失言だと思うん

ですが私はこれはやっぱり尊重し、というのがたてまえだと思いますが、いかがでしょうか。後ほど御答弁をちょうだいいたします。

それで、私はいま言われたことについて結論が

申しますと、あなたが言ったとおり、公労協なり公務員なりで一括して云々という場がない

ことについては、私も承知いたしております。で

すから運輸業なら運輸業、通信業なら通信業、あるいは食品なら食品と、そういう業種別におの

の検討され、おのの結社の自由委員会なりあるのは総会において議論されておると、こういふうに理解しておりますから、その点については

ひとつ言葉のあやでなくして、問題に焦点を合わせて勧告が出されることは御承知のとおりでござい

ます。いろいろの機会に結社の自由委員会、あるいはドライバー委員会が触れておりましたけれども、基本的な考え方としては、日本の場合の三公社五現業について、これを一括してどうだとい

う議論はILO、結社の自由委員会、あるいはドライバー委員会はしてないよう理解いたしており

ます。たとえばドライバー委員会の報告にござい

ます。たゞまだと、こんなふうに私は理解をしておるわけであります。少なくとも公制審における公

益委員の方々も、私は前田会長を初め、そういう受け取り方をしながら、議論を進めたけれどもま

とまらなかつたと、政府側の反対に遭つてと、こ

ういう経過があるわけであります。でありますから、私はこの公制審の答申なり、ILOの勧告な

どを勧告しながらやろうという積極的な立場の専門委員会の構成ではないということだけは、この際はつきり言つておきたいと思つております。こ

れは私の意見ですから……。

そこでILOの見解は、私どもとして十分今後参考にしなければならないというふうに思つております。

○日暮今朝次郎君 まさに失言だと思うん

ですが、一律にどうだということをILOが言つてないということだけは御理解を賜りたいと思つた

ます。

○日暮今朝次郎君 まさに失言だと思うん

ですが、一律にどうだということをILOが言つてないということだけは御理解を賜りたいと思つた

ます。

○日暮今朝次郎君 まさに失言だと思うん

ですが、一律にどうだということをILOが言つてない

それから新幹線がおくれますが、新幹線は運転だけが本物であって、整備はほとんど民間なんですか。民間はスト・権があるんです。民間はスト・権がある。整備の皆さんのがストライキをやれば国鉄はじたばたしたって新幹線はとまるんです。そういう雇用構造が変わっている。あるいは市役所に行きますと、戸籍をとる、あの戸籍を取るのは皆いわゆる部外委託ですね。部外委託者ですから、部外委託者がストライキをやれば戸籍の発行はみんなとまってしまうと。公務員もそう変わっている。ですから、そういう雇用構造をやっぱり十分に考えるより、政府が本当に国際条約に従って決断をして、決断した上でどういう日本の整備をするかということに問題の焦点が移ってきてるんですね。政府が本当に国際条約に従って決断をするよりも、政府の能力がどうのと言つて議論するよりは、あるいは經營形態がどうのと言つて議論するよりは、政府が本当に国際条約に従つて決断を早急にことじゅうに結論が出るよう、春闘段階でこの問題のためにストライキを誘発することはないよう、行政の的確な指導をお願いしたいと、こう思つてこの問題を終わります。

次に、労働争議に関して警察といいますか暴力団といいますか、そういうのが非常に介入しつつあるといふことが非常に最近多くなつておるわけですが、きょうは委員部の方を通じて、私も連絡が悪かったんですが、そういう警察署関係などについてお願ひいたわけでありましたが、今はできませんでした。ですから、きょうは労働大臣のところで問題だけ提起しておきますから、ぜひ今後の問題について総合的な施策をお願いを受け取り方をしておりますか。

まず、二つ、三つ例を申し上げますと、大阪の片岡運輸の殺人事件と、いのちの御存じでしょうかか。この問題について私は労使関係から発生した問題だと、こう思つておりますが、どういう

○ボイントは、組合が二つに分かれまして対立が激化したということを背景に組合事務所の貸与をめぐって起きております。ただその後、エスカレートと申しますか、いろいろの経過を経まして暴力事件に発展し、なんかずく死亡事故が出たといふことはまことに遺憾でございます。いかなる問題も絶対に排除すべきであり、まことにそういう観点から遺憾と思っております。ただ本件につきましては警察がすでに捜査を始めておりますので、暴力事件の処理につきましては警察の判断に待ちたいというふうに思います。

○目黒今朝次郎君 こういう際に、まあ具体的にお伺いしたいんですけど、こういう事件が発生した際に、労働省としては、まあ、おたくは、大阪労働部ですね、大阪なら大阪労働部、あるいは労働基準局などを通じて、こういう組合が自主的につくられて、それが団体交渉をする、あるいは行動を起こす、こういうものに介入すること自体がございまして、どういう問題を誘発する私は根本的な問題だと、こう思つておるわけですよ。ですから、そういう問題について介入することがいかぬと、やはり組合は組合として当然認められた組合であるから、どういう運用をしようとも、暴力であろうと、それは基本的に決めるんだという組合自主権の確立ということについて、経営者側はもう少しきめ細かい指導なりあるいはきめ細かい教育なり、そういうことをすればこういう問題は私は発生しないとか組合が出ると組合を罪悪視して、犯罪視してそれをやっぱりつぶしてしまう。そういうことが常に中小の場合に行われておるということがこういうものを生み出す原因ではなかろうかと、その辺に対する労働省の認識と指導の仕方、たとえばこの片岡運輸に対してもどういう指導を具体的にやったかということがあれば聞きしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員道正邦彦君 労働関係から不法な実力行為を絶対に排除するということは当然のこと

に労働事務次官通達をすでに出し、各県の労政当局に周知徹底を図っております。ただ最近、片岡運輸を含めましてあらこちで暴力事件が起きてるという事態にかんがみまして、昨年、この事務次官通達の原則を踏まえつ最近の動向にかんがみまして、さらに補完する通達も出し、暴力事犯の根絶に努めておるところでござります。

○目黒今朝次郎君 私はこの問題に关心を持ちまして、運輸委員会で運輸大臣などをを通じ、自動車局長などを通じて、いわゆるこういう不正、不公平なことをやったものについては立入検査をやつて一時免許の取り上げなり営業停止なり、そういう処分をすべきじゃないかと言つて要請したわけなんです。ところが私のところに、きのうですか、二月五日に大阪陸運局長から片岡運輸の代表取締の片岡さんという方に警告書といふのを渡したといふ画面をもらつたんです。これは内容を見てみると、全然この問題に触れていないわけですね。ですから、監督官庁である運輸省からはどうにもならない。労働方面からは単なる行政指導の域を出ない。するとやっぱり紛争は起きはうだい、これが繰り返されると、こういう事態になつているんですね。ですが、これらの方についてもう少し政府側でも私は、労働大臣なり、冒頭言つたとおり、労働大臣だけではありませんから、これらの問題については運輸省と十分に相談してみて、こういう事故の再発を防ぐためにどういう手立てが必要かと、こういうことについてせひ配慮してほしい。また、一面から見ますと、労働基準局であるとか、あるいは労働委員会に問題を上げているんですよね、提訴をしているんです。提訴をしているけれども、労働委員会としても、なかなか権限の問題、それから物理的な人員の問題、あるいは事務局の体制

時間がありませんので、このほかに、これは鹿児島の昭和市丸交通、これも十一月九日、それから三多摩の寿観光、この二つは、もう片岡事件の一歩手前までいっています。それから十一月、月に三件起きております。それから、これも、きのう、おととい私も行つたんですが、大阪の港湾における問題、これは港湾労働法をつくるまでに、いろんな歴史的な、手配師の関係があつたことは、時間がありませんから省略しますが、こういう問題を考えますと、大阪港湾にも、これは大阪の株式会社上組という資本金五十億、業界総合ランクでは業界第二位と、これだけの大企業においても、片岡事件と同じような背景と問題点が常にかみしめられて、ストライキが繰り返されていると、こういう問題などがありますから、私は専門上、運輸関係を拾つてみたんです、運輸関係だけでも、これだけの問題があるわけありますから、これらの問題について、十分に実態を調査をして、そして再発のできないように、少なくとも殺人事件なんというのが起こらないような配慮を、ぜひ、お願いしたいということを要望をしておきます。これは要望ですから結構です。

それからこれも非常に、あんまりきれいなことがばじやないんですけれども、この前、私は青森に行つたら、青森の親類へ行つたら、こういうことが載つていただんです、これは何新聞ですか、——「刑事がスパイ強要」、七五春闇に対してもこういうことが出ておりました。これは朝日新聞の二月六日、それから毎日新聞の二月十六日、陸奥新聞の二月十六日、それから地元のデーリー東北、こういう新聞に出ておったわけがありますが、こういうことについては、簡単に言いますと、勤労が

この春闘でどういいう闘いを組むのか、いつどこでどういいう闘いを組むのか、ストライキの規模はどうなんだ。おまえはその会に参加しているか、ういうことなどについて、大体二十六項目、そろそろ最初はお茶を飲まないか、ちょっと来てくれなかっただん、だんだん最初はつき合っておったら、最終的に二十六項目の、書かれたんです。こういう事件があつたわけです。もう詳細については時間でありますん、言いません。こういう問題で、じことが門司、私にしま入っているのは門司、新潟、高崎、四国の高知、これでもう必要があれば何月何日に何のたれ兵衛、相手の警察官の名前は何のたれ兵衛——全部資料持っています。こうしたことが春闘対策として行われているとすれば、これはもやつぱり政府部内の方は調整が必要だとおもります。対話を協調を幾ら言つたって、どんなに国会を通してテレビで言つたって、未だ現場ではこういうふうに警察官を通じて情報キャッチされているということになりますと、みんなに労使関係を正常に戻せと言つたって、私は大変だと、こう思いますから、これに対する大田の考え方なり、今後の指導方針について伺いたいと思うんです。

いうことが一つ。もう一つは、やっぱり専門委員会といふのは、御調査を願うためにやつてあるんで、これは関係閣僚協が最後には責任を持つて秋までに決める、これをまず御理解いただきたいと申します。

それからただいまの事件は、私はいま初耳でございます。
けれども、これはどういう形で、どういうふうな方法で、何が、だれがどういうことをやったのかと、
というのは、全然これは初耳です。それというのも、やっぱりあなたの元の委員長としてのエント
トが高いもんだから、非常に注目されるというふうに思ひますが、いずれにいたしましても初耳でござりますから、調べてみ

それからもう一つ、運輸省所管の問題がたくさ
ん出ましたけれども、こういう暴力事犯が拡大しないよう、事あれば何かの機会に、それぞれの関係閣僚に私は私の方から申し上げて、円満な方向にいくように推進したいと、こう思つております。

○日黒今朝次郎君　ぜひそういう指導と強化が末端まで届くように、中間地帯で足踏みしないようになり、末端まで徹底するような配慮をぜひお願いたい、こう思います。

それから、時間があと五、六分しかありませんから、最後に、これも非常に、まあ国鉄側が来ておりますから、国鉄側と労働省あるいは政府部中の調整をお願いする事件だと思うんですけれども

が、結論だけ申し上げますと、昭和四十七年十一月五日、午後十時十分発の北陸線のトンネルにおいて火災事故が発生いたしまして、森田さん外十九名(黒田さん外五百六十名が、前段は亡くな

て、後段は中毒、ガス障害を起こし、そうしてまなお病床で寝ているという不幸な事故が起きて、国鉄全体としては、大きく社会から問われた。

問題であります。しかし、労働者とどう立場かを見ますと、本件問題については、国鉄にはいろいろな規程があるわけであります、列車火災が起きた場合には、まず列車をとめて、それから燃え

いる火を消す、どうしても火が消えないと判断した場合には列車を切り離して旅客、お客さんを安全な方に待避をさせて、列車を切り離す、そしていくと、こういうことが国鉄の内部規程なんですね、国鉄の。そのように理解をしておるわけですが、山岸常務、その理解で間違いありませんね。

○説明員（山岸勘六君） 大体そういうことでありますけれども、規程的には、異常を認めた場合は、できるだけ早急にとまりなさい、もしできればトンネル、橋梁等を避けなさいと、こうなつてあるわけでありますが、北陸トンネルの場合には十三キロ八百のトンネルの、片方からは五キロ五百、片つ方に対しましては八キロというような中間点に近いところでたまたまとまっておりますので、北陸トンネルに関する限りは、先生の御理解で結構かと思ひます。

○日黒今朝次郎君 結局、労働者としては、国鉄の内部が決める規程ですね、諸規程に従つてやつたわけなんです、いま山岸理事が言うとおり。それで、当時この問題は多くの批判を呼びましたけれども、機関助手はもう殉職をしちゃったと、それで機関士は意識不明のまま助かった、いろんな措置をして、車掌も助かった。それで、物理的に国鉄側全体の責任があるとしても、当時の機関士、車掌としては万全の策をしたということで、不幸な事故の中につてもよくやつたという点で国鉄が総裁表彰という話も出たり、そういう話が出て、結果的には二号俸抜引きというふうな措置を現在受けおるわけなのであります。

ところが、この問題について去年の十二月の二十七日、業務上過失致死罪でこれは起訴になつたんですね。それで、ここから問題が発展するんですねが、労働者として安全規則に定められた措置を全部完全にやつて、業務機関からいわゆる表彰といふところまでいった。そういうことをやつた機関士と車掌さんが別な面からこれは罪人扱いされ、法廷に被告人として立たされた。このことについて一体労働者保護という点から見てどうなんだろうかという点がどうしても私自身も結論が出

た場合には列車を切り離して旅客、お客さんを安全な方に待避をさせて、列車を切り離す、そうしていくと、こうしたことが国鉄の内部規程なんですね、国鉄の。そのように理解をしておるわけです。が、山岸常務、その理解で間違いありませんね。

○説明員(山岸勘六君) 大体そういうことありますけれども、規程的には、異常を認めた場合は、できるだけ早急にとまりなさい、もしできればトンネル、橋梁等を避けなさいと、こうなつてゐるわけでありますが、北陸トンネルの場合には十三キロ八百のトンネルの、片方からは五キロ五百、片の方に対しましては八キロというような箇所に近いところでたまたまとまっておりますので、北陸トンネルに関する限りは、先生の御理解で結構かと思します。

○日黒今朝次郎君 結局、労働者としては、国鉄の内部が決める規程ですね、諸規程に従つてやつたわけなんです、いま山岸理事が言うとおり。それで、當時この問題は多くの批判呼びましただけ

れども、機関助手はもう殉職をしちやつたと、それで機関士は意識不明のまま助かって、いろんなな措置をして、車掌も助かって。それで、物理的に国鉄側全体の責任があるとしても、当時の機関士、車掌としては万全の策をしたということで、不幸な事故の中にはあってもよくやったという点で国鉄総裁表彰という話も出たり、そういう話が出て、結果的には二号俸抜引きといふうな措置を現在

受けておるわけなのであります。
ところが、この問題について去年の十二月の二十七日、業務上過失致死罪でこれは起訴になつたんです。それで、これから問題が発展するんです。

が、労働者として安全規則に定められた措置を全く部万全にやつて、業務機関からいわゆる表彰といふところまでいった。そういうことをやつた機関

士と車掌さんが別な面からこれは昇人扱いされ
て、法廷に被告人として立たされる。このことと
ついて一体労働者保護という点から見てどうなく
どううかという点がどうしても私自身も結論が出

れども、国鉄側もなかなかこの問題に対しても結論が出ない。そうしますと、私はこれはやはり運輸省なり国鉄なりあるいは労働省なりといふところでの相矛盾する問題点について、一体労働行政、運輸行政あるいは安全行政から言った場合にどの措置をとるのが一番いいのかということを早急に意思決定をして労働者に知らせないと、同じことが繰り返されると、こう思つて非常に私自身も悩んでいるわけなんです。まだ法廷は開かれていません。これは三月か四月には法廷が開かれる、こうなるわけがあります。その法廷でどういうとらえ方をすべきなのか、非常に私も悩んでおるわけなんですが、これらの問題についてはひとつ国鉄側なりあるいは労働者側に何か調査があれば述べてもらいたいし、なければ私はこの問題については後ほど意見を申し上げたいと思うんですが、情勢についてあつたならばぜひお聞かせ願いたい、こう思うんです。

ないんです。国鉄側にいろんな質問をしましたけれども、国鉄側もなかなかこの問題に対しても結構論が出ない。そうしますと、私はこれはやはり運輸省なり国鉄なりあるいは労働省なりといふところでこの相矛盾する問題点について、一体労働行政、運輸行政あるいは安全行政から言った場合にどの措置をとるのが一番いいのかというのを早急に意思決定をして労働者に知らせないと、同じことが繰り返されると、こう思って非常に私自身も悩んでいるわけなんです。まだ法廷は開かれていません。これは三月か四月には法廷が開かれれる、こうなるわけあります。その法廷でどういうとらえ方をすべきなのか、非常に私も悩んでおるわけなんですが、これらの問題についてひとつ国鉄側なりあるいは労働省側に何か調査があれば述べてもraithいし、なければ私はこの問題については後ほど意見を申し上げたいと思うんですが、情勢についてあつたならばぜひお聞かせ願いたい、こう思ふんです。

は、先生先ほど御指摘のとおり、国鉄といったま
しては関係者の表彰を行い、万全を期したものと、
こういうふうに判断いたして今日まで措置してき
たところであります。御指摘のとおり、残念な
がら検察庁の起訴という事態を迎えたわけであります
が、私どものこの事件に対する判断といたしま
しては、その後も毫も変わっておりません。し
たがいまして、私どもといたしまして、弁護士を

二名これに充て、法廷におきまして、この弁護士等を通じ私どもの見解、意思と、いうものを明確にしてまいりたいと、このように考えておるわけであります。

○國務大臣（長谷川峻君）　事件の内容、事故のあつたことは聞き、あるいは非常にそういういろいろな問題は聞きましたけれども、こういう法廷で

に問題が入ったという話はしま初めて私は伺しました。司法事件になつたものに私の方の口からいたしましたが、まことにその通りでございました。まことにその通りでございました。まことにその通りでございました。

○目黒今朝次郎君 ですから、いま國鉄側として
は考え方方が変わつてない。変わつてないといふ
ことは、機関士や運転士、そして車掌は、いわゆ
る国鉄の内部規程に従つて最大限の努力をしたも
のだと、そういうことが変わつてないと、そういう
う趣旨だと思つて受けとめていただきたいと思つてお
ります。

それから、私は、そうしますとやはり、現に走っているんですねからね、現に走っているんです。三月十日開通の博多新幹線は半分がトンネルです、ありますから、少なくとも私は、国鉄側が過去でありますから、少なくとも私は、国鉄側が過去二年間で毎日なりある、と言古事く使って、う、四六%。トンネルの中で走っていると同じです。

それと同時に、いまのようなお話は、いずれ運輸大臣とお目にかかるたびに、きょうこの話があつたことと、私の感じでひとつ相談するよう申し上げておきましょう。

午後零時四十七分休憩

卷之三

午後一時五十四分開会

○委員長(山崎界君) ただいまから社会労働委員会

午前に引き続き、労働問題に関する調査について会を開いたします。

て質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 先ほどの労働大臣の所信表明に対するおもてなしをめぐる問題について若干質問をいたしました。

したいのであります。

これは午前中も質問が出ておりまして、答弁も二点ございましたが、最初に、雇用調整給付金につき

まして、労働省の御答弁によりますと、一月、一

月、——一月の途中までの集計で三千三百九十二

事業所ですか。当初五十億円程度を予想していたが、七十ないし八十億円くらいの雇用調整給付金

がかかるであろうといふうに答弁なさつたかと

私聞いておうたわけです。で、五十年度予算は、
きょうの、二三、二賛斗の用説明によりますと、

雇用改善事業二百七十二億円、うち雇用調整給付

金百四十一億円というふうになつております

で、このままいきますと、三事業の予備費三百二

十一億円、これまでも使つてしまふような勢いで、今後とも雇用調整給付金の伸びが伸びいかれる、というふうに予想されますか。それとも、簡単に結論だけは先ほど御答弁ありましたが、いかなる事態が生じてもお金が足りないと、いうことは言ひませんといふふうなふうに結論的におつしやつて、いたように伺いましたが、その辺の事情について御説明いただきたい。

○政府委員(通産政次官) 雇用保険法によります雇用調整給付金の予算面の措置につきましては、ただいま先生から御指摘のあったとおりでございますが、今後の見通しといたしましては、これは、いろいろ不確定要素もございますが、これからは、経済情勢がどういうふうに進展してまいりますかにもよりますが、五十年度の経済見通しが一応底堅成長——いろいろこれも見方があります、ある程度見込まれております。そういたしますと、私どもとしましては、一応この一一三月がこういった経済危機に伴う一時休業その他のこういった雇用調整措置が一番大きき数字の面にあらわれる時期ではないか。四月以降ももちろんこういった措置が続くわけございますが、四月以降、新年度に入りまして新規に出てくるものは四十九年度よりはかなり下回るのではないか、こういうふうに考えられますので、一応来年度、五十年度予算に計上いたしております百四十億——もちろんこれが足りなければ、いま御指摘のように、予備費三百三十一億ござりますので、十分賄い得るわけございますが、そういった予備費を全部使用し尽くしてなおかつ足りないような形にまでこの一時休業、雇用調整給付金制度の対象になるこういった措置が発展するとは私どもは考えておりません。そういう状況でございます。

○小平芳平君 そういうことを私も望むところでございますが、それともう一つ、これも先ほどお話を出ておりましたが、全国一律延長ですね、失業給付の全国一律延長給付のめどについて、この点は先ほど御答弁ありましたが、結局いま検討中ということですか。ちょっと、簡単で結構ですか

○政府委員(遠藤政夫君) 先ほど御答弁申し上げましたように、この法律の立案当初におきましては、全国延長の発動基準として一応五%程度が適当ではないかと、こういう腹案を持っておりました。これに對しまして、二月六日の職業安定審議会の答申におきまして、百分の五という数字になりますと、最近のこういう実勢から見て、不発に終わるような恐れがあるのではないか、こういう御懸念もございましたし、また今後、小零細企業の適用が進んでまいりますと四月一日から全面適用になります。そういたしますと、こういう小零細企業ではかなり離職率が高くなることが予想されます。そういたしますと、これをいたずらに低めることはかえってこの制度の趣旨に反することになりますしないか、こういう一方の御議論もございました。どちらあたりにするのがよりこの制度の本来の趣旨に沿うことになるかという点を十分検討の上で、当初予定した五%については所要の補正を加えた上で基準を設定するようとに、こういう御答申をいただいております。その趣旨に沿いまして、近々、四月一日からの施行でございますので、遅くとも三月中旬ごろまでには最終的にこの発動基準を設定いたしたいと、かように考えておる次第でございます。

まつております。こういう状況から見ますと、例年の傾向等も加えて判断いたしますと、やはり先生御指摘のように四月以降はやはり若干失業の発生率は落ちてくるんじやないか、こういうことがあります個別延長あるいは広域延長、それから訓練に伴います延長、それで最後に一定率の全国的な失業を上回った場合の全国一律延長という制度がございますが、その前段の個別延長なり広域延長なり、こういった措置で十分支え得るのではないか、したがいまして全国一律延長の発動をいたしまでには至らないで済むんではないか、支え切れんではないか、こういうふうに考えておるわけございます。

○小平芳平君 それから、これは新聞報道で読ん

ただけですが、二月十八日の閣議で植木総務長官

は、一月は推計百六万人の失業者が発生したと推

計されるということですが、三月は百二十七万人

に達する見込みということを発言し、閣議了解を

得たというふうな記事になつておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(長谷川岐君) 総務長官からいま先生

がおっしゃったような数字が出されました。これ

は持っているデータを、一月分のものを発表して、

あと二月、三月といふのは推定数字でございま

すということございました。これは閣議了解と

いうほどのものじゃなくて、報告という形だった

らうと私はそう理解して戻つたわけであります。

○小平芳平君 労働省は先ほどの局長の御答弁で

は総理府の発表、完全失業者は十二月八十三万人、

一・三%といふふうに申されましたですか、これ

以上の数字は持つておりませんといふうにおっ

しゃつたのですが、そういうことで政府の政策立

案上、ちょっと困ることがありませんか。労働省

のほうでいまのような雇用調整給付金にしまして

あるいは失業給付の一ヶ月延長にいたしまして

も、労働省がいろんな政策立案をしなければなら

ない、しかし、その基礎になるデータといふもの

は、総理府は推計すると、それに対して新聞には

あります。こういう状況から見ますと、例年御指摘のように四月以降はやはり若干失業の発生率は落ちてくるんじやないか、こういうことがあります個別延長あるいは広域延長、それから訓練に伴います延長、それで最後に一定率の全国的な失業を上回った場合の全国一律延長という制度がございますが、その前段の個別延長なり広域延長なり、こういった措置で十分支え得るのではないか、したがいまして全国一律延長の発動をいたしまでには至らないで済むんではないか、支え切れんではないか、こういうふうに考えておるわけございます。

○政府委員(遠藤政夫君) 私は完全失業者についてのお尋ねでございましたので、完全失業者の具体的なデータとしては総理府の労働力調査による数字しかございませんということをお答えいたしましたわけでございます。ただ、私どもは、実はこの完全失業者につきましては、いま大臣からお話をございましたように、総理府のほうで十二月の八十万に対しても統計学上一定の方程式を使って類推をすれば、一月は百六万になるだろうと、こういう数字が一応学問的に申しますか、統計学上、そういう数字が出るという報告があつたようではございますが、私どもは去年の夏以来こういった経済情勢からいたしまして、例年のいわゆる十二月一月、それから一月一三月の季節的要因を考えあわせますと、おそらく完全失業者といふデータが百万を超えるであろうことは当然予想しておかなければならぬし、それに対応するだけの私どもは行政的な措置、予算措置を講ずるという考え方で行政を進めてまいつたわけでございます。

○國務大臣(長谷川岐君) 私は経済対策閣僚会議

に労働大臣として入りまして、これはまあ役所の

諸君の話を聞きますと、そういう経済閣僚会議な

どに従来は労働省からは入っていないかったと、そ

れを重視するゆえんのものは、やはりこういう大

事なときであるから内閣全体が労働省を考えてく

れたものだ、それというのも、やっぱりこういう

不況とインフレと、そして雇用不安といふことでござりますから、私は私の立場からしまして、と

こざいますから、私は私の立場からしまして、と

とにかく物価の一五%というものが最大、とにかく

経済政策の最大なものである、これをとにかくあ

くまで実現してもららよう、経済官庁はやつても

いいらしい、たとえば年末年始の個別物資の上がら

ないようになりますこと、でありますから汽車が妙な

運行をすればそういうことにどれだけ響くか、大

きまで現実してもららよう、経済官庁はやつても

いいらしい、たとえば年末年始の個別物資の上がら

ないようになりますこと、でありますから汽車が妙な

運行をすればそういうことにどれだけ響くか、大

きまで現実してもららよう、絏済官庁はやつても

いいらしい、たとえば年末年始の個別物資の上がら

ないようになりますこと、でありますから汽車が妙な

運行をすればそういうとに

る労働者のほとんどにその適用が及ぶに至つてお
り」ということで、このわが国の最低賃金制度は
よくできているというふうに言う受けとめ方でい
いかどうかということをお尋ねしたいわけなんで
す。こうした地域別で千七百円——日額千七百円
あるいは産業別で二千六十九円——二千六十九円
と言えば月約五万円ですよ。ですから、そういう
ことでそれは從来のわが国の最低賃金制度はそ
ういうことでやつきました。やってきましたが、
これから新しい経済へのいまの転換期において
こうした最低賃金制度についても検討しようとい
う取り組みは労働省としては全くないのかどうか
ということをお尋ねしたい。

○政府委員(東村金之助君) ただいまの御指摘で
ございました中位数についての数字を前提にして
お話をございましたが、実は最低賃金は先ほど片山
先生からお話をありました未組織労働者を対象にし
て労使交渉とか組織されていない労働者が対象に
なっているわけでござります。そういうところの
賃金を調べまして、その労働者が低賃金であると
いうことを是正しようという趣旨のものでござい
まして、ただいま申し上げたような最低賃金によ
りまして大体ごく大ざっぱに申し上げますと、そ
ういう低賃金層の一割ないし二割ぐらいの労働者
がそれによって賃金を是正されることになると、
場合によると半分ぐらいの労働者がそれによつ
ては正されるという事態も生じまして、そういう意
味ではかなり最低賃金制の実効性というものを引
き上げると、効果が上がつてゐるというふうに
われわれは考えるわけでございますが、ただ、労
働組合等から御要望のござります一律最低賃金制
についてという問題につきましては、昭和四十五
年に中央の最低賃金審議会で一応の答申を得てお
りまして、それによりますと、現在の地域間、産
業間等に賃金格差がかなり大きくなっていると
いう事實を確認せざるを得ず、現状では一律最低
賃金制の実効は期待し得ないという御答申も実は
いただいているわけでございます。この格差その
ものはこの御答申をいただいた時点と現在とはそ

れはどう変わつておらないといふところでござります。さりながら、そういういろいろの各方面から申入れ等ござりますので、この問題については労働省で検討を重ねていこうといふ姿勢でござります。しかし、これは最低賃金制度の基本にかかわるような問題でありますので、あくまでも慎重に取り組んでいきたいと、このような姿勢でござっているところでございます。

○小平芳平君 ですから労働大臣、そこまでは乍前にもお話をありましたし、そこまでは私も承知いたしております。大臣の所信表明もそういう趣旨であります。私がいま申し上げておる趣旨は、新しく転換しようという、福祉社会をつくるとかあるいは福祉優先の政治にしようとかあるいは安定成長経済に移行しようとか、そういうふうにあらゆる面でそういうふうに転換が要求されいるこの時期に、ただ四十五年にこうだつたとか、現在はどうだということだけで、労働問題の要求をただそれだけで相手にしていいものかどうかということを私は申し上げているわけです。

○國務大臣(長谷川謙君) 昨年春闘共闘委と話をしたときあるいはまたその後で衆議院いろいろお話をあつたときにこの問題が出ましたので、労働省としてもひとつ資料を集め勉強しました。ところが、こう私は申し上げたのであります。ところが、一方考えてみますといふと、いまも局長からお話をありましたが、これは最低賃金といふものは地域、業種で三千二百万の諸君がもうカバーされてゐるわけでして、それを今度全国一律といふときになつたら、非常に地域のまだ産業性の伸びてないところと東京のようなところの差が十対六ぐらいいあるわけです。それを一体どこでそういう一律議の議事録なども拝見をしましても、一体そこで決められたときに、そこじゃ払う能力のないところは一体どうなるんだと、こういう議論なども出していることも承知しておりますし、それであればこそでしよう。四十五年になりますけれども、労

労働組合の大幹部も入っておられるような中央審議会において、日本の産業間、地域間の格差がひどいから、一律というものは制度の基本にかかわるものだから慎重に図らなければいかぬのじやないか」という答申が出てるというように私は理解を待ちつつ、一方においては世界において全国一律の最賃をやっておる国は一体ことどこだらうと、そういうところの産業は一体どうなつているだろうと、こういうことからいたしまして、レバーベーアタッシュを通じ、大使館を通じたりして、なかなかこれは調べにくいことでござりますけれども、そちこちの資料をいただいてるようなどころもあるわけでして、これは先日も労働四団体の諸君から、私と井出官房長官の前で、ぜひひとつこれを御考慮願いたいという陳情書を改めてお受け取りましたところでござります。

○小平芳平君 私は、いま公明党として提案した最低賃金法案につきまして説明することはいたしませんけれども、あるいは最低賃金全国一律に対する考え方、それに地域上乗せをするという考え方、そういうよくなつては私はこれ以上申し上げませんけれども、いま、まさしく発想の転換といふこの時期に、従来と同じ姿勢で前進がなないのはおかしいですよということを申し上げていいわけです。

それから次に、週休二日制の普及促進につきましても大臣が所信表明で触れておられます。この点について私は二つの点お答えいただきたいと思うんですが、第一は、官公庁において週休二日制を実施するかしないか、するとすればどういう段取りで実施しようということが考えられるか、それが第一点です。

第二点は、金融機関において週休二日制が実施されるかどうか。新聞にはあれこれ伝わってきておりますけれども、あるいは労働省の一存でいいかない面もいろいろあるでしょうが、労働省の立場として、いま申し上げた二点についてどのように基本的にお考えが伺いたい。

○政府委員(東村金之助君) ただいま二点につい

勤務条件の問題でございますが、週休二日制の問題でございますが、これは御承知のとおり労働省が直接所管しておるわけではございません。ただ、労働者の労働条件向上という、そういう使命を持ております労働省といたしましては、そういう立場から官公庁職員の週休二日制の実施について積極的な役割りを果たしていきたいというふうに考えておるわけで。で、具体的には週休二日制の問題について人事院等においていろいろ検討されておるところでございまして、いわゆる試行計画といふものがいま検討中ということになります。

それから、金融機関の問題でございますが、これもいわば週休二日制を展開していく上の大重要な産業でございます。そういう意味で労働省としても重大な関心を持っておるわけでございますが、われわれの立場といたしましては、この週休二日制というのはあくまでも労使の自主制を尊重しながら、実情に合った形の週休二日制を取り入れていくというのが基本的な考え方でございます。

ところで、銀行等金融機関の問題でございますが、現在でもこういう金融機関についての週休二日制はほかの産業に比較してかなり普及しております。しかし、さらにそれをもう一步進めるということになれば、土曜閉店という問題が出てくるわけでございます。その土曜閉店ということになりますと、そのことが取引関係に及ぼす影響であるとか、利用者の便宜であるとか、さらには銀行法第十八条の制約もあるということがございますので、いままでいろいろやってまいりましたが、これらの関係を考慮の上で、とにかく関係者間で一つの結論が得られるよう労働省としても働きかけてまいりたいと、かように考えております。

○小平芳平君 当然それは関係者間で結論を得ることが必要要件ですが、労働省としての考えはどうかということを伺つておきます。

○国務大臣(長谷川健君) 金融機関の場合にはただいまのとおりに銀行法第十八条がございます。そ

ここで、私の承知しておりますところでは、労働省の方からいち早く実は大蔵省にこの週休二日制についていろいろ考へてくれということを申し入れなどをしておった事実がござります。一方また、こういう委員会などにおいても、せんたつても衆議院の予算委員会などにおいても銀行関係の諸君、あるいは信用金庫の諸君、そういう方々を参考人にしてどういうふうな体制になつてゐるかと

いうふうな話などもありました。いずれにいたしましても、そういうふうな御審議の中に労使できることでもありますし、また銀行法の改正といふ問題がござります。取引など問題等々も、直ちに金融に、経済活動に影響するところもありますから、それにかかわらずやはりいまから先もこれ推進に労働省としては御加勢していきたいと、こう思つております。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろな、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) 官公署と一緒に申

ますすると、まあ一般的な国家公務員でございますが、

これは人事院のほうの所管になります。ただし、

われわれとしても重大な関心を持つて一生懸命積

極的にやりたいと思ひます。

それから、衆議院の職員の問題につきましては、

これは人事院とは別の体系になつておりますが、

御指摘のように目下衆議院の事務局におきまして

今国会閉会後に職員の半数ずつが交代で土曜日に

休む方法で週休二日制を試み的に実施するとい

ふうことを検討しているということを承知しております。

○小平芳平君 そうすると、労働省では、労働大

臣は労働省の職員に対してもうふうな感じを

お持ちになりますか。

○國務大臣(長谷川峻君) 労働省もなるべくそ

うふうな方向に持つていけばいいんでしょう

けれども、いまのこの職安関係の窓口事務などもあ

りますので、やっぱり全体のバランスといいます

か、そういう人事院あたりのそういう動きの中に

やつぱりやっていかなきやならぬと、こう思つて

おります。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) 官公署と一緒に申

ますると、まあ一般的な国家公務員でございますが、

これは人事院のほうの所管になります。ただし、

われわれとしても重大な関心を持つて一生懸命積

極的にやりたいと思ひます。

それから、衆議院の職員の問題につきましては、

これは人事院とは別の体系になつておりますが、

御指摘のように目下衆議院の事務局におきまして

今国会閉会後に職員の半数ずつが交代で土曜日に

休む方法で週休二日制を試み的に実施するとい

ふうことを検討しているということを承知しております。

○小平芳平君 いや、ですからそういうふうにね、

労働省が中小企業に対し地方に対し御熱心にそ

うじやないかということで、——それはよろしい

です。結構です。

○小平芳平君 その後からがもうそろそろよさそ

うじやないかということで、——それはよろしい

です。結構です。

○小平芳平君 ちよつともとへ戻つて恐縮ですが、雇用保険法

に対しまして、四月一日から全産業が強制加入となる。加入しない場合六ヵ月以下の懲役または五

万円以下の罰金となつてゐるが、最初の、よく企

業者に内容が理解されるまで指導を重点にして

いる。たゞ保険料取られるだけじゃないかと、零

細企業の経営者は。そういう点についての強い要

う、こうした中小企業からの要望が出ておること

はよく局長御存じと思いますが、この点について

どういう段取りで進めていかれますか、お伺いし

たい。

○政府委員(遠藤政夫君) これは先般臨時国会に

えになりますかつてさつきお尋ねしたわけですが

ね。で、いずれにしてもあれじやないでしようか。

お伺いしますが、この点について

おきまして雇用保険法案の御審議の過程におきま

すか、そういう人事院あたりのそういう動きの中に

やつぱりやっていかなきやならぬと、こう思つて

おります。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。職場はもう週休二日制を実施してい

れば、まあ相当数に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

お願ひしておいたんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ相当地に行き渡つたということになる

のじゃないでしょうか。つい今日でも土曜日にこ

う私たち電話しましても通じないところが多いわ

けです。

○小平芳平君 労働大臣、まさしくこの全体のバ

ランス論ですね、それでいま私が申し上げてい

るような金融機関といいましても各いろいろな金

融機関があるし、官公署といいましてもいろいろ

な、まあ官公署という言葉の中に入らない、厳密

に言えば入らないですね、われわれが素人考えで

官公署と思つてゐるところもあるかもしませ

ん。すべてそれが全体のバランスということで、

こう横ばかり見ていてですね、で、労働省も何か

二年くらい前まではばかに熱心だったけれども、

ですが、けれども、衆議院で六月くらいから週休

二日制を試みに実施しようというような新聞で報

道もあつたので尋ねておいてほしいというふうに

請があり、陳情があつたことは御承知のとおりですが、この点につきまして、現時点で別に変わつたことはないと思ひますけれども、四月一日を前にしてどういう体制で行かれるか、簡単でいいですかから御説明いただきたい。

○政府委員(遠藤政夫君) 特に三事業の面についての御指摘かと思いますが、法案審議の過程におきましても中小企業関係の団体からしばしばそういう御要請、陳情を承っております。私どもは、たとえばいま現実に施行されております雇用調整給付金制度にいたしましても、適用の条件なり休業規模の取り方にいたしましても、中小企業に特段の措置を講ずるということによりまして、現実に申請の出てきた結果を見ましても中小企業の方が圧倒的に多い。総目数におきましても中小企業の方方が多くなっております。こういう結果が出ておりますが、その他雇用改善事業あるいは能力開発事業、雇用福祉事業につきましても同じような趣旨で大企業と中小企業には明確に差を設けておりました予算面でもそのような措置を講じておるわけでございます。今後ともそういう趣旨を十分尊重しながら運用してまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 では次に、砒素の健康被害に対しまして労働省では、私が何回か当委員会で質問し問題提起いたしたことです同じことは余り繰り返しませんが、要するに、労災保険の打ち切り補償五万円、これが砒素による健康被害者に対する補償のすべてであった。それに対して私がお聞きしたいことは、皮膚と鼻だけ、皮膚と鼻の障害だけを取り上げるからそういうことになるのであって、実際には内臓疾患、いろいろな全身的な障害を訴えていると、したがって打ち切り五万円はおかしいという趣旨で何回か問題提起いたしておきましたが、その後どうなりましたか。

○政府委員(東村金之助君) 休廻止鉱山における砒素中毒問題につきまして、ただいま御指摘のように内臓疾患をどう取り扱うかということがござ

りますが、この点につきましては現在環境庁におきまして宮崎、島根両県に委託するなどすから御説明いただきたい。

○政府委員(遠藤政夫君) 特に三事業の面についての御指摘かと思いますが、法案審議の過程におきましても中小企業関係の団体からしばしばそういう御要請、陳情を承っております。私どもは、たとえばいま現実に施行されております雇用調整給付金制度にいたしましても、適用の条件なり休業規模の取り方にいたしましても、中小企業に特段の措置を講ずるということによりまして、現実に申請の出てきた結果を見ましても中小企業の方が圧倒的に多い。総目数におきましても中小企業の方方が多くなっております。こういう結果が出ておりますが、その他雇用改善事業あるいは能力開発事業、雇用福祉事業につきましても同じような趣旨で大企業と中小企業には明確に差を設けておりました予算面でもそのような措置を講じておるわけでございます。今後ともそういう趣旨を十分尊重しながら運用してまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 では次に、砒素の健康被害に対しまして労働省では、私が何回か当委員会で質問し問題提起いたしたことです同じことは余り繰り返しませんが、要するに、労災保険の打ち切り補償五万円、これが砒素による健康被害者に対する補償のすべてであった。それに対して私がお聞きしたいことは、皮膚と鼻だけ、皮膚と鼻の障害だけを取り上げるからそういうことになるのであって、実際には内臓疾患、いろいろな全身的な障害を訴えていると、したがって打ち切り五万円はおかしいという趣旨で何回か問題提起いたしておきましたが、その後どうなりましたか。

○政府委員(東村金之助君) 休廻止鉱山における砒素中毒問題につきまして、ただいま御指摘のように内臓疾患をどう取り扱うかということがござ

ります。いまして医学的な検討が要請されてきているところです。この点につきましては現在環境庁におきまして宮崎、島根両県に委託するなどすから御説明いただきたい。

○政府委員(遠藤政夫君) 特に三事業の面についての御指摘かと思いますが、法案審議の過程におきましても中小企業関係の団体からしばしばそういう御要請、陳情を承っております。私どもは、たとえばいま現実に施行されております雇用調整給付金制度にいたしましても、適用の条件なり休業規模の取り方にいたしましても、中小企業に特段の措置を講ずるということによりまして、現実に申請の出てきた結果を見ましても中小企業の方が圧倒的に多い。総目数におきましても中小企業の方方が多くなっております。こういう結果が出ておりますが、その他雇用改善事業あるいは能力開発事業、雇用福祉事業につきましても同じような趣旨で大企業と中小企業には明確に差を設けておりました予算面でもそのような措置を講じておるわけでございます。今後ともそういう趣旨を十分尊重しながら運用してまいりたい、かのように考えております。

○小平芳平君 そうすると、環境庁待ちであつて、労働省は一切自分の方でそうした補償基準についての検討はしておりませんということですか。

○政府委員(東村金之助君) 問題が問題でございますが、環境庁を中心にしてやるということです。そこで環境庁を 중심としてやるということです。

岡山大学の自主検診班が土呂久、松尾地区で相当長期間にわたって、また相当数のお医者さんを動員して自主検診をした、その結果を現地で発表されたということは御存じですか。

○政府委員(東村金之助君) 岡山大学医学部の検診班により宮崎県の松尾鉱山地区の住民等の健康診断を昨年十月に実施したという点については承知しております。ただ、健康診断の結果の詳細についてはまだ私ども十分把握しておりませんが、内容が判明した場合には必要な措置を講じて十分参考にしてまいりたいと、かようと考えております。

○小平芳平君 環境庁からいたいたい資料によりますと、この砒素による健康被害検討委員会では検診の項目をずっと挙げまして、認定に必要な要件として、そして必要な項目をずっと挙げていきまして、最後に「なお、皮膚、鼻粘膜及び末梢神

経障害以外の所見については、砒素との関連の有無について、今後更に研究することが必要である」と。まあ環境庁のほうで今後さらに研究の必要があると言つて、環境庁がその後何やつてさらにおこなうか、それは、砒素との関連の有無についてさらに研究を進めているという段階でございます。環境庁とわれわれ密接な連絡をとりながらその研究結果が出され次第所要の措置を講じるといつたいと、つまり、そういう内臓的な問題も含められるということになれば、御指摘のよう

度見直さなければいかぬ、こういうことでございましょう。環境庁とわれわれ密接な連絡をとりながらその研究結果が出され次第所要の措置を講じるといつたいと、つまり、そういう内臓的な問題も含められるということになれば、御指摘のよう

度見直さなければいかぬ、こういうことでございましょう。環境庁とわれわれ密接な連絡をとりながらその研究結果が出され次第所要の措置を講じるといつたいと、つまり、そういう内臓的な問題も含められるということになれば、御指摘のよう

序長官に会ったときなど早くそういうデータに基づいての結論を出していただくよう私の方からもお願いしてみます。

レイオフをやらなければならない、というふうな時点では中小企業は先に倒産をしていい。倒れていいているというふうな事態の方がこれは多く

う心配をいたしました点が非常に具体的に端的にあらわれてきているとしか見られないわけです。國民もそう思いますよ。その点で、たとえば業種

事例も承知いたしております。しかし、それは不況の影響によってそういうことになつたのではなくて、あるいは経営が放漫であつたためかもしけれ

○小平芳平君 環境庁でも進めてまいりますが、環境庁の方にはもつと私、別の面で言いたいこと

いわけですよ。そういう中でそれでは中小企業が救済をされていっているのかというと、これは局

を広げるとおっしゃる。私は、基本的には業種を広げるところではなくて、いまの状況の中では中

ない。いろいろほかの理由による経営の行き詰まりということが考えられるわけでございま。

○國務大臣(長谷川峻君) ここにおりますから大

○者脱タケ子君 それでは大臣の所信表明に関連をいたしまして一、三の点についてお聞きしたいと思います。

れども、そこで私、具体的な問題でひとつお聞きをしたい。どういうことが起こっているかということなんですね。

産業分類の小分類、細分類について指定いたしております。その大部分が中小企業が対象になつております。で、目下検討いたしております第三回の指定業種につきましては、五十数業種申請がござります。

でござります。したがいまして、そういうたるもの
を除けばできるだけこういう不況の実態に即して
中小零細企業がこの制度の適用が受けられるよう
に私どもは細心の注意を払つてこの業種の指定な

ます最初に、午前中の新規からすると問題になつておきましたように、いま雇用・失業情勢の大変不安定な状況の中で、三月には百二十七万の

も、茨城県の筑波郡にある中小企業で、守谷精工という、はかりの製造業なのですね。で、これは

出ておりまして、非常に細々とした小零細企業が、その大部分がその対象になつております。以下検

り指定された業種に属します各企業の休業に対する助成措置を講じてまいりたいと、かように考え

完全失業者が出るという見通しだとうようなことをまで言おうとしている中で、特に午前中も問題になりましたように、一時帰休の問題が非常に問題になつておる。特に雇用保険法案の審議の過程でも私どもいろいろと質疑の中で心配をいたしましたけれども、そういう心配がいろんな形で散見をしてきている。午前中から問題になりました。

討いたして、早急に決定をいたしたいと思つております。

そこで問題は、こういう不況だから中小企業全般指定したらしいじゃないか、要するに指定を外さないで、中小企業を対象にしろという御説をしてしまって、中小企業を対象にしろといふべきでありますけれども、私どものところにもこころにございました、大企業、中小企業問わずござしますが、いわゆる業種の指定の対象にならない、ような企業

○着脱タケ子君 私が申し上げておるのは、そういういま局長のお答えじゃなくて、適用業種でないというて断わられていると、そのために首切りをしなければならない。あるいは、倒産に追い込まれる。こういう事態が起つていて、このことを申し上げて いるのです。これはいま局長がおつしやつた、いわゆる雇用調整交付金の対象になる

るいは日立の発言の問題、さらにはまた遠藤局長の御発言が新聞に発表された等々、これは心配なこと�이나마 일어나는 경우에 대한 대처법을 제시하는 내용입니다.

ね。で、しようがないので、結局労働組合と折衝の結果、一人ですけれどね。このいきさつを見ますと、十人の労働者を首を切らなければならぬといふところまで追い込まれているといふ

種、これは業種指定の基準が、過去三ヶ月間に生産実績を五%以下下回っていると、それから雇用面の指標も同じような基準がございますが、こういった基準に照しまして陳情のございました業種

企業の倒産等が、昨年末でも開闢以来というほどに中小企業の倒産数がふえている。で、これは法安審議のときにも言われたんだけれども、中小企業を救済するのが中心的な課題なんだというのははっきり返し大臣もおっしゃっておられましたけれども、午前中にもいろいろ御意見が出ておりましても、ようやく、中小企業が一番体質も弱くて、大企業

基本的には、こういうことがいろいろ起つて、ことなんですね。
いるという問題が非常に重大な問題。片方では、新聞で喧伝をされるような、先ほど申し上げたと
うな大企業の言動の問題、これが出てまいります。
と、これは私ども審議の過程で申し上げた、大企業にはうまくいくかもわからないけれども、中小企
業にはこれは本当に救済になるのかどうかと

を調べてみますすると、生産実績はむしろ逆にしつこいが、そういう業種がござします。ところが、そういった生産実績が向上しているし、雇用面でも指標が落ちてないということは、その業種としては不況業種とは認められないわけです。(註)まつて人員整理をせざるを得ないというようになります。

されられておる。これは拡大するとおっしゃつておられるけれども、近く拡大するとおっしゃつておられるけれども、たとえばいま私がお出しました問題、はかり製造業、こういうものはどうなんですか、それじや、端的にそう聞きます、ややこしいから。
○政府委員(遠藤政夫君) いま沓脱先生のおっしゃることと全く逆なんとして、いまの御設問の事例は、その当該業種が不況の影響を受けてなし

種について見ますると、この個別のケースの問題じゃなくして、当該業種が適用を受けてない業種であるということは、その業種の生産実績が上回っているし、雇用指數の面につきましても、この雇用調整給付金の適用業種として指定するには、そ不況業種と同じように人員整理をせざるを得ないようなために陥っているかどうか。これはほかの要因によってそういう問題が起こっているのではなくです。したがってそれがなおかつ、ほのかの不況業種と同様に人員整理をせざるを得ない、指定業種であれば、もちろんその経営内容に格差があると思います。各企業は全部一律に同じような状態にあるわけではありませんので、経営内容が比較的いいものも、あるいはぎりぎりまでいっているものも、これはいすれもあると思いますけれども、そのいすれについても労使間の話し合いによつて休業が決定すれば、それに対しても給付金制度が適用される。こういうことでござります。

きりしなきや困るんじゃないかと思うのですが、現にこれは、あなたのところは適用外やと言つて断られたので、十人首切りますと言うてゐるのですよ。それは見殺してもよろしいと。本来それは、その経営者は経営手腕が足らぬからやと、そんなあはな話だつたら雇用調整交付金、またはこれは大分問題が別に派生してくると思うのです。

○政府委員(通産政務次官) この雇用調整給付金制度は、確かに失業者を一人でも少なくしよう、出さないようにしよう。企業が不況で行き詰まつた際に人員整理にまでいかさないよう、事前に措置をしよう。こういう趣旨から設けられた制度でござります。したがつて、そういう事態がどういうことによつて起つたか、それによつて一応の区切りがつけられていいわけございまして、したがつて、その不況業種であるかどうかと、いうことがまず大前提であるわけです。不況業種であろうとなからうと、中小企業がそういう経営を行ひ詰まりで人員整理をする、解雇をしなければならぬ。これは失業者を出さないといふたてまえから言えれば救うべきではないかと、こういう御趣旨だと思うのです。であるならば、それはもちろん結構でございます。御趣旨はそのとおりでございますかも知れませんけれども、あれば中小企業であらうと大企業であらうと、放漫經營の結果、企業はつぶれるを得ない。これは失業を救うのが目的だから大企業にも金を出せということにならなければいけない。失業者を出さないと、いうことの目的、それだけに限定するならば、これは私は大企業、中小企業を問わずそういう事態だつたら雇用調整給付金を出して救えと、もし法律と制度の趣旨がそういうことであるなら、それも一つの方法かと思いますけれども、この雇用調整給付金制度は御承知のとおり、不況によつてそういう事態に立ち至つた場合、それを人員整理、

限に生かして、私どもは中小企業・大企業を問わずに、そこからこの不況のために失業者を出さないようにしよう。こういう運用をしてまいるわけでござります。私は、はかり製造業が第一次、第二次の指定に入つております。したがつて現実になります。その中に申請の要望が入っております。そういう申請があつても適用外でござりますと、ここで安定所の窓口で断られたかもしませんが、いま第三次の指定の申請が五十数業種来ております。その中に申請の要望が入っております。具体的にはかり製造業が第三次の指定に入るかどうか、いま私手元に資料を持っておりませんけれども、実態を十分精密に審査をいたしまして、最大限にこういう事態は救済できるように措置をしてまいりますつもりでござります。

○斎藤タケ子君 第三次の適用拡大の中に要望をして入っているということで、十分検討を進めた結果、いという御意見ですから、これはできるだけ救済をするよう適用の道を広げてもらいたいと思ひます。

ただ、局長のような御意見になりますと、これは一言だけ言うておかなければならぬと思うんです。が、中小企業であれ、大企業であれ、放漫經營をやつて、そして失業者を出さなきゃならないような状態になつた場合にといふような言い方をなさつたでけれども、そんな、大企業は、たとえば一時帰体をやる場合だつて内部留保を莫大に抱えたってやつてある場合だつてあるわけですよ。中小企業は、内部留保をだぶだぶ抱えて倒産をするといふうな中小企業はないんですよ、実際には。これは中小企業と言つていろいろあると言えども、それはそれで、いま問題にしているのは零細ですわ、むしろ。零細といふ言葉は余り使いたくありませんが、非常に体质の弱い企業の中では、そんな内部留保をだぶだぶ抱えて、首切りをしたり、一時帰体を考えざるを得ないということはあり得ないわけですよ。そういった基本的な

○政府委員(遠藤政夫君) 咨脱先生の御指摘でござりますけれども、私は大企業、中小企業を問わず、いすれの場合も経営が行き詰まって工場が閉鎖になる、会社が倒産する、そういう事態になつたときに、大企業だから失業者をほつといてもいいし、中小企業だから救えと言われることには私は納得できませんということを申し上げているんです。大企業が内部留保しながら解雇する、こういうことを結構ですと申し上げているわけじや決してございませんで、いすれの場合も倒産して失業者を出すことについては、私はそれは食いとめざるを得ない。ですから、中小企業なるがゆえにこれを無条件に適用しようとおっしゃることについて私は、私は、それはこの制度の趣旨からは納得できないことでござりますと申し上げているわけです。御趣旨は結構でございます。

○国務大臣(長谷川峻君) まあ、法案の過程において省脱先生のいろいろ御意見のあったことは十二分に承知しておりますが、この法案が通過した今日、期待をされていることもおわかりいただいていると思うんです。そこで、いまこの二人のやりとりを聞いておりまして、私たちは、大企業だから助ける、中小企業だからいじめるなんということは全然ありませんで、それはやっぱり労使が話し合って、労働者がそういうふうな、こういう法律の枠内に入つて安心してもらいたいというこ

うも一つは、中小企業に対しましては、私なん

かもそうですが、これはもう親子代々夜逃げのできない私は事業主だと思うのです。それだけに、皆さんの御意見の中にもあつたように、二分の一小企業にこの雇用調整交付金を交付するというふことに對しての御賛成を得たゆえんだと思って、そういう気持ちで全体を前向きに考えている姿勢をひとつ御理解いただきたいと、こう思う次第で

○斎藤タケ子君　いろいろひつかかる御答弁がたくさん出るのでものを言わにやならぬでけれども、申し上げていると待ち時間が非常に短いわけでもござりますので、またひとつ問題を預けておきます。ちょっと御答弁納得できない点もありますから。しかし、具体的に出しました具体問題については、ひとつ解決のための前向きの検討をよろしくお願ひしたいと思いますが、どうですか。その点だけ言つてください。

たように、はかり製造業についても要請が出てまいります。で、この業種指定の基準に照らしまして、生産実績、業績、それから雇用面のいろいろな指數、こういった面をしさいに検討いたしましたして、最大限に法の趣旨に沿って運用を図つてしまいるつもりであります。

○答脱タケ子君 それで、この失業問題に関連しているいろんな問題点が起こっているわけですね。ふう一つ、そういう種類の問題を、具体的な問題なんですが、これはひとつ労働行政上生かしていくために具体問題を提起したいと思うのですが、それは日魯漁業の東北支部の白鷹工場というのですが、そこでは昨年の十一月の三十日、五十歳以上の臨時工の女の労働者を首切っているんですね。それから十二月七日には、五十歳未満の臨時工、婦人労働者を首を切つて、合計百二、三十名程度が、そこでは昨年の十一月の三十日、五十歳以上の臨時工の女の労働者を首切っているんですね。で、首を切られたようです。で、その方たちは、ここで問題が二つ出ているのですが、十年内外の勤続をしておるのに、臨時工だということでそこで失業保険の適用をしてなかつたという問題。それで、首を切られて、失業保険の問題が問題になら

置を適用して六ヶ月猶及をして、それで九十日の手続をやつて支給決定が九十日になったといふのは、それが監督署で指導を受けたから避けたわけです。で、御本人たちは、私たち十年も勤めているのにどうして九十日しかもらえないのかと、いうことで追及をしたら、これは監督署では、その業務取り扱い要綱の取得の事務手続ということでも最低六ヶ月でも支給できるようという救済措置を適用して六ヶ月猶及をして、それで九十日の

適用をしたというわけです。これはちょっと問題違っているのと違うかと。一つの問題は、まあ日魯漁業の東北支社というのは大工場なのに、どうして臨時工とはいって十年間も勤務しておるようなうながして、従業員に対して失業保険の適用を怠っていたのか。これを怠っていたということはけしからぬわけですが、それをどうして指導してこなかつたのかといふ点ですね。で、こういう問題は、不況になつて首切りが起つてから露見するという問題、前にも私ちょっと触れたことがありますたけれども、そういう問題たくさん出でてくると思いますが、こういう点で、この人たちは当然二年間の問題を及ぼして、最低百八十日の失業保険を受け取ることとは可能じゃないかというふうに思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 実はただいま御指摘のございました件、先ほど先生から御指示がございましたそうで、山形県の方に問い合わせておりますが、何さま、こういった緊急の事態で、出先の第一線の事務がふくそいたしておりまして、まだ実態のつまびらかな報告を聴取いたしておりません。したがいまして、具体的な事例について、この具体的な内容につきましてお答えいたしかねますけれども、実は先般、この委員会で杏脱先生が大阪のダイキン工業のパートタイマーで同じような事例、御指摘がございましたと思います。この際私がお答えいたしましたけれども、まあ、こうもダイキン工業に匹敵するような日魯漁業としきな会社の出先工場のようございますが、しそうだとすれば、一般的に失業保険の適用があつたのだらうと思います。その中でこの部分

人たちだけが適用してなかつたと しかもそれが五年、十年の長きにわたつておつたということはたのかどうかそういつた点、私はもう少し詳細に検討してみたいと思いますけれども、まあ、それはそれとしまして、この解雇された事態に対してさかのぼつて、遡及適用をして保険給付を実現できることになつたということは、私は結構だと思いまして、その取り扱いが適切ではないかといふ御指摘でござりますけれども、従来の取り扱い、私どもの指示に従つて実施いたしておるようでござります。いまのお話であれば、私はこれで適切な措置をとつたものだと考えております。

○ 蒔脱タケ子君 いや、九十日の支給ということを決定したのが適切な措置だと思われるとなつしゃるんですか。しかし、あれでしよう、労働保険の保険料の徵収等に関する法律の四十一條ですか、それから失業保険法の二十条の二で、二年間の廻及はできるということになつているんでしょう。で、そういつた点での扱いについて職業安定所の指導が適切でないのではないかというふうに私は疑いを持っているわけです。そこで、いま局長、山形県の話で、調べているけれどわからぬとおっしゃっているんだから、わからぬけど適切だと思われるんですか。

○ 政府委員(遠藤政夫君) 実態がつまびらかになつておりませんので、具体的な内容について私からお答え申し上げることは、現在むずかしいゆうござりますけれども、いまの先生のお話の内容からすれば適切な措置をとつたと私は考えておりま

◎政府委員(遠藤政夫君) 私はあくまでも実情がつまびらかになりません事態で、これに対してもうあるかということは申し上げかねますけれども、先生のいまのお話の内容だけからすれば急速適切な措置をとったものだと考えております。いずれにいたしましても、具体的な内容を詳細に報告いたさして検討したいと思います。

◎答脱タケ子君 しかし、詳細、一遍調査をしていただきたい、委員会でなくてけつこうでございませんので、後ほどひとつお知らせをいただきたいと仰ふうに思います。

◎政府委員(遠藤政夫君) 報告を聴取いたした上で先生のところへ御報告に上がります。いずれにいたしましても、こういうこの前の例もございませんけれども、こういった大企業、大企業の出先で十年間もほうつておかれたと、こういう事態が起ころうということは、私はまことに腑に落ちないと思います。どうしてそういう事態が起こっているのかよく調べてみたいと思います。

○答脱タケ子君 私はまあ、たまたま事例を出したのは不況対策、特に失業者を出さない、という立場で、労働省が第一義的な課題としてお取り組みになると、いわば末端では、国民の中ではこういったいろんな諸問題が起こっている、これは全く永山の一角の一、二の例にすぎないわけなんですが、そういった点をひとつ踏まえて、ほんとうに労働者の失業防止につとめると同時に、いまある制度の活用についても労働者の生活安定を確保できる立場で運用していただきたいという立場でお尋ねをしたわけです。ひとつその点を踏まえて進めたいと思います。

時間の都合がありますから次に参りますが、次にお伺いをしたいのは、これは昨年の四月にも本委員会で実はお尋ねを申し上げて、適切な御指導を要請申し上げた住友海上火災保険の件なんですが、けれども、これは昨年の質疑の結果、労働省といつたしましては住友海上火災に対しても一定の御指導をなさっていただいたようです。ところが、その後、いろいろと、まあ、これはいろんな問題を抱えた会社のようでございまして、いろんな問題が起こってきております。

ことを証明いたします。 証人（父、母、兄、姉、医師等）と書いてあるわけですね。これを提出しておかなければ休みが取れないというわけなんですが、それとも、これはすいぶん取りにくくなつておる手続上の問題ではないかと思いますが、婦人少年局の御見解いかがでしよう。

○政府委員（森山真司君） 生理休暇は生理日の就業が著しく困難な女子が請求した場合に与えるべきものであるということになつておりますて、その手続を特に複雑にするということはその制度の宗旨に反すると考えますけれども、この、いま先生

省の御見解に抵触するんではないかと。むしろ母性保護の立場から言いましても、権利を抑圧するというふうな恐れがありはしないかというふうに思つわけなんですかけれども、そういった点はそういう非常に複雑で、こんなわざわざ一人生活しておる人だつたら医者へ行かなきやならぬわけですですね、もらおうと思ひます。これならわざわざ医師の証明がなくては、原則として証明がなくては、請求があつた場合にこれは与えることができないといふようなことにしかやいかぬといふ精神に反するんじゃないかといふうに思つんですけどね、その点ちょっと御見解を伺つておきたいと思つます。

○政府委員(森山真弓君) 生理休暇は、先ほど申し上げましたようにあくまでも本人の申し出とということをたててまいにいたしております。それ以上の方、いろいろな手続を要求して、まるひでござ

これはやっぱりもう少し、それは女子労働者が母性保護の立場から生理休暇が取りやすいような指導というのが必要ではないかというふうに思つてますよ。局長の御見解を伺いましたからね、そういうふうな立場でお進めいただきたいと思うんです。

もう一つ、これは法律違反だとは思わないんですけど、ずいぶん大変だなあと思つたのは、同じ住友海上火災なんですがね、就業規則を見てみると、有給休暇ですね、休暇の取り方なんですがれども、就業規則の三十六条にこういうことが書いてあってちょっと驚いたんですが、「欠勤または休暇により居住地を離れる場合は、その事由、発・着および宿泊場所等を部・室・店長に届けなければならない。」と、こういうふうなことが書かれているんです。最初に聞きたいのですけど、年次有給休暇というのは労働者が自由に使える休暇です。

はまあ私、生理休暇の取得状況等について全国的な統計等、労働省からの御発表の点など、その他学者の人たちの統計なども拝見をいたしておりますけれども、大体、婦人労働者の総数の、これは労働省統計では四十八年度二・二%ですね、生理休暇を取つておる人は、請求をしている人たちは。で、これは非常に取得率が低いんじゃないかな、というふうに思いますが、その原因というのは、これは人手が足りなくて休めないとというようなこともありまするだろうと思いますし、同時に手続の問題というのが非常に大事だと思うのですね。手續が繁雑で取つた、ナレドも取れな、と、いうことも、

これは職場によってはあるわけなんです。ところが住友海上の場合、これは手続上取りにいくんじやないかという事例に該当すると思いますので、それでちょっと御見解を伺いたいなと思ってるんです。

資料はお手元へお渡ししたたと思いますけれども、ちょっとと拝見して驚いたのですが、これは会社に提出する資料なんですけれども、毎年一月一日付で届け出を会社に出しておくれで。これ、どう書いてあるかというと、「生理休暇願」「私は、生理日の勤務が非常に困難な体質であります。ついては、必要なつどお届けいたしますから、所要日数の生理休暇を受けることを、あらかじめ御承認下さるようお願いいたします。以上」「そこまでつたたらしいんですけれどもね。こない書いてあるんですね。「本人は上記のような体質に相違ない

○政府委員(森山真弓君) 生理休暇は生理日の就業が著しく困難な女子が請求した場合に与えるべきものであるということになつておりまして、その手続を特に複雑にするということはその制度の趣旨に反すると考えますけれども、この、いま先生がお挙げになりました文言の届けというのを一読いたしましたところでは、特にこの届けを出さなければ、あるいはこの届けを出すことによって許可がおりなければ生理休暇が取れないといふものではないよう理解いたしますので、特にこれで複雑で繁雑であるというふうには考へない次第でござります。

○審脱タケ子君 私はちょっと不思議だと思ったのは、まあ願いを出すと、しかも一月一日に出しておかなかつたらその都度申し出てももらえない。これは一つのまあ予約制ですね。一つは。それからもう一つは、証人というのが「父、母、兄、姉、医師等」と書いてあるでしょう。そうしたら、地方から働きに出てきている若いお嬢さんが一人でアパートででも生活をしていたら、郷里にあるお父さんやお母さんの証明でいいのかどうかという問題が出てくる。それから一緒に生活をしていましたとしても、父や兄ですね、そういうことを証明するというのにふさわしいかどうかということが一つです。これはしかも医師の証明を受けなければならないというのなら、これは非常にはつきりしているわけです。しかし「父、母、兄、姉、医師等」となっている。医師の診断と父や兄の証明とが同等に扱われるという点でも、これはどういう見解なのか非常に理解に苦しむわけなんですけれども、そういうことをわざわざ予約制にしなければならないというのは、やはり取りにくくしている複雑な手続というふうに、これは労働

省の御見解に抵触するんではないかと。むしろ母性保護の立場から言いましても、権利を抑圧するというふうな恐れがありはしないかというふうに思うわけなんですねけれども、そういった点はそぞういう非常に複雑で、こんなわざわざ一人生活をしている人だったら医者へ行かなきやならぬわけですね、もらおうと思えば。これならわざわざ医師の証明がなくては、原則として証明がなくては、請求があつた場合にこれは与えることができるといふようなことにちやしかねといふ精神に反するんじゃないのかといふふうに思うんですけどね、その点ちょっと御見解を伺っておきたいと思います。

これはやっぱりもう少し、それは女子労働者が母性保護の立場から生理休暇が取りやすいようないい指導というが必要ではないかといふふうに思つますよ。局長の御見解を伺いましたからね、そういうふうな立場でお進めいただきたいと思うんです。

もう一つ、これは法律違反だとは思わないんですけど、すいぶん大変だなあと思いましたのは、同じ住友海上火災なんですがね、就業規則を見てみますと、有給休暇ですね、休暇の取り方なんですがれども、就業規則の三十六条にこういうことが書いてあってちょっと驚いたんですが「欠勤または休暇により居住地を離れる場合は、その事由、発着および宿泊場所等を部・室・長に届けなければならない。」と、こういうふうなことが書かれているんです。最初に聞きたいのですけど、年次有給休暇というのは労働者が自由に使える休暇なのかどうか、最初にそれを伺いたいんです。

○政府委員(東村金之助君) 年次有給休暇は、一定の条件が満たされた場合に労働者が請求があればそれを受け付けるわけです。その付与された年次有給休暇を使うことは労働者の自由でござります。

○斎藤タケ子君 そうだと思っていたら、こういふ就業規則に「事由、発・着および宿泊場所等」と書いてあるんですね。これはきちんと備えて書いて出さなければもらえぬそうですわ。だから、極端に言うたら新婚旅行に行くので有給休暇を取ったとしますね。そうしたら、何時の汽車でどこへ行って、最初の晩はどこへ泊まって、二日目はどこに泊まつてというのを皆書かぬともわれへんと。こういう労働者固有の休暇まで全部管理制度といふやうな方というのは果たして妥当なのかどうか、これは私は非常に疑問を感じるので局長の御見解を伺いたいです。

○政府委員(東村金之助君) ただいまの問題は就業規則にそういうものが記載されているというお話でござりますが、就業規則といいますのは本来事業場で動いてる易くなる月曜日、火曜日

に付随する問題だと思うのです。したがいまして、社会的に見て合理的な理由が何かあれば、たとえば人員の配置があしたどうするとか、人員配置以外にもいまおっしゃったようなことが必要であるという合理的な理由があればこれは別ですが、そうでない場合に内容を、その趣旨を私もよくまだ拝見してませんが、そうでないならば、合理的な理由がないならばちょっと問題だと、好ましくないと思います。ただ、いざれにしましてもお話し下さいましたように、法律違反とか何か言う前に、やつぱり就業規則の問題は労働側の意見も聞かなきいかぬということがありますので、労使でよくお話し合って、これがどういう趣旨でできているのか、どういうところまで考えているのかといううことを明らかにした方がいいんじゃないかと、かように考えております。

○齊藤タケ子君 これは私は、まさに労働者固有的の休日、全く自由であるべき労働者固有の休日まで会社が管理するという点で、超憲法的な就業規則だというふうに思っています。実際に本当にこの就業規則に書いてあるとおり書かないとい、なかなか休暇を与えられない、ということで、事故まで起きこつておるんです。若干具体例があるからちよつと読みますとね、これはちよつと古くなりますが、どの程度厳しいかということの事例がある。昭和四十四年十月二十九日の午後、労働者の名前はちよつと言いませんけど、ある人が有給休暇の申請書を課長に提出したところ、課長が、どうしたんだね、どこかへ行くのかね、君がどうしているか知つておくんだ、係長を通して来て下さいと言つて申請書を突き返したので、本人は係長席に持参したところ、係長は、どういう用事だねどこかへ出かけるのかと質問をし、理由がわからなければ判を押せないと言つて申請書を突き返した。さらに、就業時間の十五分前に再び本人が、係長の不在であったために課長に申請書を出したところ、課長は、どういう用事で休むのか、そんなことが言えないなら会社をやめて、わがままにならぬ通るところへ行け。君が理由を言わないのなら、

たとえばどろぼうに行くために休むと判断してもよいのだねと言い続けられて、本人、——婦人労働者ですが、途中で気分が悪くなつて血の気が引いて倒れてしまつた。で、病院に抱き込まれて診断をしてもらつたら、精神の緊張から来る末梢神経炎だという診断をされたといふうな、まさに労働者固有の権利である休日の管理がここまで人権問題にもなるようなことまで起つてくわけですよ。ですから、そういう点では、これは就業規則だからということではありますけれども、確かに労働者固有の権利である休日の管理がここまで厳しくやらなければならぬかというふうなことと、これはやはり労務政策的にも権利も抑圧する一つのまた姿ではないかというふうに思いますので、これは適切な指導が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしようか。

ですね。組合を分裂させるというふうな形で攻撃かけられて、そして分裂したわけですよ。そうしたら前の組合の幹部四人を首切ったという問題なんですね。これはまあ係争中だからいいですよ。で、昭和四十三年八月二十九日に、しかも東京の地裁はその場合に会社に対して、労働組合の幹部なんですからね、誠実に団体交渉を行うよう命ぜられたんですね。で、その後係争中になっている。そういうふうな仮処分出したんです。ところがそれもちゃんとやらずに首切ったという経過なんですが、四十三年の十月の十六日に首を切つて、いるわけですね。で、その後係争中になつて、いる事件というのはことしの五月に判決がある見通しですけれども、そういう問題というのはこれは全国的に探せば幾つかはある。私はこのケースを聞いて思つたんですけども、四十三年に起つた事件で、係争中なんですね。で、一審の判決がことしの五月だというんでしよう。こうなりますと、この判決の結果また会社が控訴する、また最高裁判所へ控訴するということになつたら、一生労働争議で、係争で終わるというふうな結果になりかねない。そこで問題だと思つますので、ぜひ大臣に聞いておきたいなと思いますのは、こういつた問題、これは結論が出たら、本人の一生の、将来も考えて控訴、控訴で一生を裁判で台なしにするというようなことのないよう、これはその人の一生といふものを考え、判決が出た場合に労政局が一定の指導をするとか、こういう労働行政上適切な措置というのを要るんじゃないかというふうに思うんですけれども、どうでしようか。

はないと思います。たゞ事案によりましては非常に複雑なケースもあり得るわけでございますので、ある程度時間かかるということもまたございまして、その第一審の判決が出たら控訴等をしてないで労政局が間へ入って話をつけたらどうかという御趣旨の御質問だと思しますけれども、判決が出たときにも兩当事者がその判決に對してどうするか、これもまた当事者の自由に反してやるといふこともできないわけでございます。まあ、いずれにいたしましても相当長期間にわたるケースでございますので、私どもも五月の第一審の判決がどういうことになるのか注視しているところでございます。

○齋藤タケ子君 そんな話だつたら、別に聞く必要ないんですね。そうじやなくて、これは解雇無効の判決が出たというふうな場合には、また会社が控訴、二審でそういう結論が出たらもう一遍最高裁へ控訴と、こうやられたら、二十年も裁判食つたら一生台なしになりますわ。そうではなくて、七年、八年も争つて、そして判決が出て解雇無効の判決ということになったような場合には、そういう労働者の一生といふようなものも考えて一定の助言なりあるいはその指導なりといふなどをやる必要があるんではないかというふうに思ふので、申し上げたんですがね、それはいま局長がおっしゃった点は一般的なことで、特に労働省でなくたって、どこの役人さんでも全く同じことをおっしゃるだらうと思うんですが、そんなことを聞いてるんじやなくて、労働行政の一端としてそういう点については考えるべきではないだろりだと思います。思いますけれども、判決に對してどう措置をするかというのは、これは第一義的には当事者が決めることでございますので、判決が出る前はどうこうするということをここで申

し上げるのは適当でない、ということを御理解いただきたいと思うわけでござります。

○齋脱タケ子君 まあ、言いにくいくらいもあろうと思ひますけれども、そういった労働者の一生とどうふうなことを考えてみた場合、また判決が出た場合にでも御見解を伺うようになましょう、前もって言うのは言ひにくいということなら。

○政府委員(東村金之助君) ただいま最初にお話ございましたように、職業病の問題は、件数としてもかなりふえておりますが、その中でも頸腕とみをしていけるのかという点を、最初にお伺いしておきたいと思します。

あと、もう時間が余りありませんので、あと一
点お伺いをしておきたいと思いますのは、職業病
の関係なんですけれども、職業病というのは労働
省の統計によりましてもずいぶんと見ておるわけ
ですね。四十二年には二万四千五百七十二件が四
十七年度には三万八百六十九件というふうにふえ
ていっておりました。そういった点は客観的にも大
変な問題であるとともに、労働者の中でも大問題
になってきておるわけでござります。特に私は
きょうは余り具体的な問題で御質問申し上げる時
間的な余裕もないんですけれども、いま問題に
なってきておる一つは、保母さんたちの中で頸腕
とか腰痛症とかいうのが非常に具体的な問題に
なってきておるということをございますが、その

○政府委員(東村金之助君)　ただいま最初にお話をございましたように、職業病の問題は、件数としてもかなりふえておりますが、その中でも頸腕とかも腰痛とか、その他発症の機序といいますか、医学的な分析、結論というのではなくか得にくい問題がございます。

そこで、私どもいたしましては、行政ベースのもされることながら、やはり専門家の御意見を聞くなければいかぬということで、頸肩腕症候群とか腰痛については、かねてからその予防ないしは補償に万全を期するという観点に立ちまして、大学病院とか労災病院、そういうところの災害医学とか労働衛生学等を専門とするお医者さん等を中心にお委託研究をお願いいたしまして、その研究に基づきまして、予防対策の樹立とかあるいは労災の業務上外の認定とか、そういうことのデータにしているわけでございます。

点について特に労働省の体制の問題をういたいと思います。まあ具体的に見てみますと、この問題というのは、これはこううまく処理をされていっているというのではなくて、昨年の五月二十日の兵庫県の地方公務員災害補償基金から出でる弁明書というものを見ましたけれども、こういうふうなことになつていて、これはやつぱり保母さんなんですが、池本ひふみさんという方が請求人になつていて、これが却下をされている。その却下の原因というのは何かといふと、「審査請求人に内在する因子が発症の原因となつたと考えられる。」ということで、その本人の体質が問題なんやといふことで却下をされているわけです。これはこういうことが頻発をしていくと、労働省では、こういうふうな点について、

なおしま私申し上げましたのは、頸肩腕症候群であります。保母等の健康障害に關する研究というものを追加委託して、その成果を待つておると、こういう段階でございます。
○菅原タケ子君 私は、本来職業病とか労働災害というのは、病気になってから保険を適用すると、いうのが能ではないと思うんですね。労働者の健康を使うと、いうことが、きわめて大切ではないかと思うんですが、労働省の予算を拝見をいたしまして、これは資料をいただきますと、災害科学研究委託費というのが、昭和四十五年が千八十万、それから四十六年が千八十六万、四十七年度同じ

くで、四十八年度が少しふえて二千六十六万、四十九年度千七百四十四万で、大体一年間に十項目ないし三項目の疾病的調査を委託していらっしゃるということなんですねけれども、これはきわめて貧弱ではないかというふうに思うんです。一疾病に対しての調査委託というのは、百万から、この金額平均割りにしても百二十、三十万、百万ないし百二十、三十万というようなことでは、きわめて微々たるものではないかというふうに思ふんですね。しかも、いただいた資料を見ますと、こういった委託研究の具体的な措置状況というのは、こういう結果は、業務上・外の認定基準等を策定するための参考資料、あるいは個別事業の業務上・外の認定に当たっての参考資料というふうに明記されているんですね。つまり、いまやられている委託研究というのは、病人が出てきたと、職業病らしきものが出てきたと、これが職業病と認定するか、そうでないかという判断をする基準だけを研究しているというふうにすぎないとと思うんですね。これでは。こんなことは、これは労働者の保護をするというふうなとにはほど遠いではないかと。そういうふうに思いますので、特にこの点については、本来大臣の所信表明の趣旨から言われましたでも、ここは力を入れなければならない点だと。うんです。特に私はそのことに気がつきますのは、たとえば地方自治体とかあるいは民間では、すでに集団でそろいつた予防も含めての調査研究といふのが非常に進み出しているわけです。たとえば、私の手元にありますのは京都の工場保健会職業病管理部というこれは財團法人ですがね、ここでは一定のスタッフを集め、今後の対策の課題というふうな点で、作業条件をどうしたらいいかとかとか、あるいは設備等を、環境の改善と充実をどうしたらいいかというふうなこと、あるいは健康管理対策の推進をどうすればいいかというふうなことを、予防を含めての調査研究というのが、民間ですでにやられ出している。あるいは東大阪市でもこれは大学にも委託をして、独自にそぞろ

といった観点での調査をやっておられる。尼崎でもそういうふうにすでに進められてるというふうなことになつております。そこで昨日も参議院決算委員会でも指摘がされて御承知だと思いますけれども、いわゆる監督業務をやるのにまとまに道具も持たざると非常に少ない監督官に仕事をさせている。たとえば、早く言うたら照度計もろくにない。だから災害が労働災害なのかどうか、職業病などのどうかということを、はつきり認定をしていくために、監督指導するのに器具も持たざるとやつしているというふうなことが、きのう指摘されたと思うんですが、そういう監督行政についてもこういう不備がある。

それから職業病あるいは労働災害を防ぐためのいわゆる予防対策も含めての研究体制ですね。これは大学とか研究者個人に委託をして研究するというだけではなくて、すでにやられている民主的な、民主的なといふか経験のある先生方あるいは研究者、そういう人たちをも含めた研究体制といふものをつくって、これは当然業務上、外の認定はもちろんのこと、労働者に職業病が発生しない予防体制をどうしたらいいか、労働災害を防ぐためにどうしたらいいかというふうな点も含めての研究体制をつくることが急務だと思うんですね。けれども、その点についての御見解を伺いたい。

○政府委員(東村金之助君)　いまの最初に御指摘ございましたように、労働災害の問題は補償の問題よりはむしろ予防の問題じゃないか、まさにおっしゃるとおりでございまして、私ももとそういう角度から問題を取り進めてるつもりでござります。で、いろいろ先ほど申し上げました頸肩腕とか腰痛について調査研究委託をやつておりますが、そういうものも何も障害の認定というだけではなくて、もう少し広く予防についても活用するよう、また現に活用しております。この点はさらに予算の問題もございますが広げていきたい。

おります。

民間のいろいろの研究であるとかあるいは研究機関の成果であるとか、こういのもも積極的に取り入れながら、冒頭申し上げましたように、とにかくなかなかむずかしい問題で、個人的な研究が同時に医学会のコンセンサスを得るという形になかなかないににくい問題もございますが、先生の御指摘のような方向を私も考えておりますから、何とか予防の方に重点を置いていきたいというふうに考えております。

○番脱タケ子君 しかも、私お聞きしましたら、この予算というのは労災特別会計から出ているんだそうですね。そうしたら労災特別会計から出ているお金なら、それはもう病気になった人に、災害を受けた人に……。

○委員長(山崎昇君) 時間が過ぎています。

○番脱タケ子君 はい、最後です。

災害を受けてから疾病にかかるつてから給付をするというのじゃなくて、むしろその労災特別会計使って万全を期する必要があるのでないかとうふうに思っていますので、これは大臣に最後に御見解を伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(長谷川岐君) まさに先生がおっしゃるよう

におきまして私は、本法案を評価するものでござりますけれども、四月一日よりの施行ということを考えますと、昭和五十年度は労働行政をより積極的な面に展開する一つの転機で私はないかと思ひます。雇用労働者自体本年度の予算及び四月一日以降の雇用保険法の具体的施行について期待もし注目をしているというのが率直な実態であろうと思います。この法案に積極的に賛成された者の一人といたしましてその目的を完全に生かすという意味から以下数点について質問をいたしたいと思います。

政令、省令及び予算の内容が伴いませんでしたならば画竜点睛を欠くといいますか、仮つくて魂入れずという結果になることを非常に恐れるものでございます。

質問時間が私の場合三十分と限定されておりま

すので、要領よく質問をいたしますから、簡潔にかつ率直に、簡明にお答えを願いたいと思います。

質問に入る前に、一昨日商工委員会で、同僚の藤井委員の方から業種指定の問題について質問をいたしております。その趣旨は行管の決定いたし

ております、決めております産業分類でございま

すが、これは相当以前につくられた産業分類でございまして、現在の産業実態に必ずしもマッチしていない。たとえば、従来染色工場の一部門とし

て包装梱包部門があつた。しかしその部門は近代化に伴いまして数社が共同で別の包装梱包会社を設立をいたしました。繊維製品専門の包装梱包事

業を営んでいるわけあります。しかし、産業分

類からいたしますと、これは商業・サービス部門に入ってしまいます。しかし、その工場で扱つて

いる部分はあくまでも染色工場から流れてくる製品の最後の処理でございます。繊維産業が操短をやれば当然包装梱包の業種もそれに伴つて操短をいたします。しかし、これからは現行の産業区分においては不況業種に指定がされない。通産省か

も、たとえば繊維産業のような場合、不況の度は一層深刻化はしておりますけれども、この法案が成立したことによつて解雇件数は著しく鈍化をいたしております。御指摘がされました東洋紡問題もこの雇用保険法の制定が約二千名に及ぶ労働組合の復職闘争を成功に導きました。こういう意味

を推進するという法律を通産省がおこなっている

わけです。労働省としては労働者を保護するのが目的でございますから、私は通産省より以上にきめの細かな配慮が行われてこれは当然ではないかと思うわけです。商工委員会の質問は必ずしも満足すべきお答えを得ておりませんので、この点は時間の関係から質問という形ではなくて、ひとつ前向きに労働省としても業種の内容について実態に即するように御検討を賜わりたい、こう思ひます。

以下質問に入りますが、その第一は、全国延長

給付の発動基準についてであります。労働省から前もつていただいた「最近の雇用失業情勢」の資料によりますと、十二月の完全失業者八十三万人、失業保険の受給人員は九十万五千人、これは昭和二十二年以来の高い受給人員である。かつてなかつた人数であると言わわれております。かつて雇用保険法審議の際に論議された有効求人倍率も

〇・七一にすでに一月は下降しているわけです。労働情勢まさに深刻と言つて過言ではないと思ひます。しかし、このような状態であつても十二月の受給率は二・〇五でございます。労働省が中央職安審議会に諮問いたしました五%というのはあまりにもその率が高過ぎまして、これを暴動する

ということはちょっと間違いないのではないか。当然これは引き下げるべきであるというのが私の意見でもあり、中央職安安定審議会からも強くこれが指摘されているわけでございます。大臣として

これ引き下げる意思をお持ちかどうか。

さらに、関連して二月二十三日の日経及び二十

五日のサンケイに労働者はこれを4%とするという報道がなされておりますけれども、その真偽は

どうか、お伺いします。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま御指摘のよう

に、当初この法案審議の過程におきまして、私どもは全国延長給付の発動基準といいましたしては

制度が設定された趣旨が生かされないんじやないか、当然引き下げるべきである、こういうおおむね一致した御意見もございました。ただ、先ほど申し上げましたように、小零細企業の全面適用と申すことによって給付が増加するおそれが多分に見込まれますので、そういう点も十分考えた上で適正な発動基準を考えるように、こういう御答申をいたしておりますので、その線に沿いまして実態に即しておりますので、申立てております。

以下質問に入りますが、その第一は、

○柄谷道一君 ただいまの答弁は、5%は引き下げる意思であると理解してよろしいですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 審議会の御趣旨もそぞうことでございますので、そういう方向で検討いたしております次第でございます。

○柄谷道一君 私はちなみに、昭和三十一年から四十九年までの十九年間の受給率を単純平均をいたしますと二・三二%なんですね。遠藤局長は大

体倍程度というのをしま答弁されたんですけれども、私としますと通常過去十九年、約二十年にいたしますと二・三二%なんですね。遠藤局長は大

くらいが導き出されるわけでございます。したがいまして、私といたしましては少なくとも全国延長の発動基準は三・五%あたりが適当ではないか、こういう考え方を持っています。したがいまして、私といたしましては少なくとも全国延長の発動基準は三・五%あたりが適当ではないか、こういう考え

新規で報道されております4%にもこだわることなく、さらに現実に即して雇用保険法の目的が生かされる発動基準を制定されるように、これは強

く求めたいと思います。

次は、雇用調整給付金の支給対象となる休日の規模でございます。これまでの調査結果では三分の一、中小企業は四分の一と調査いたしましたして、これは実態にそぐわないのではないか。さらに考慮を加えるようにといふ審議会の答申がなされていることは御承知のことおりであります。私はよく産業の実態を知つていただきたいと思うのですけれども、たとえば弱電のような場合は規格品をつくつておりますから、一ヶ月なり二ヶ月集中して操業

短縮を行うことが可能な限りあります。しかし季節性の多い織維ということになりますと、一時期に集中して操業短縮をやることができない。相当高度操縦率ではございますけれども、慢性的に操業短縮をやることによって景気調整を図っています。そういうようだに、産業によっていろいろ実態が違うているわけでございます。そういう実態からすると、どうも三分の一・四分の一ではほんとうに失業を予防しようというこの趣旨が生かされないと思いますし、かつ諮問案によりますと、週休二日制をとるところはほんとうに月の大半分ぐらい休まなければ中小企業でも適用されないということになるわけとして、労働大臣の所信表明の中に週休二日制の普及、促進というのとをうたっておりますけれども、諮問案ではかえって週休二日制を阻害すると、こういう逆の欠陥を招く危険すらあるわけでございます。この点について率直な担当局長の所見伺いたい。

○政府委員(遠藤政夫君) この休業規模の基準についても御指摘のような審議会の御意見がございましても、御指摘のような審議会の御意見がございまして、また三分の一・四分の一ということを一律にいたしますことは、確かに非常に週休二日制を阻害するおそれもござります。そして週休一日で操業が行われている場合と、これに対し非常に不均衡を生ずるおそれもござります。そういう実態を十分見きわめました上での実情に沿つてこの制度の趣旨が生かされるように基準の設定をいたしたいと、かように考えております。

○柄谷道一君 ただいまの答弁で諮問案にはこだわらずに再検討する意思だとこれを受けとめますけれども、私は、この法の精神からいたしまして、失業予防の目的を果たすようにする、しかし、これが安易に便乗されないようにチェック機能を強化する、これが私は法の精神に沿うものではないかと思うわけでございます。そういう観点からしますと、私、いろいろ過去の三ヶ月間の動態等を私なりに計算をいたしますと、大企業四分の一、

中小企業五分の一あたりの基準がほぼ適当ではないかと思考いたしますので、この点大臣の強化する、こういうことが労働行政としては適当ではないかと思考いたしますので、この点大臣の抵抗が強いや聞いておりますけれども、労働大臣ひとつこの点はしっかりとがんばっていただき、ほんとうにこの法が生かされる基準が制定されるようにお願いをいたしたい。大臣のひとつ決意のほどをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(長谷川峻君) 朝からのこの委員会でも雇用調整給付金の問題については非常に御期待いただき、またそれが失業の歴史になつていてのことで今までやってまいりました。おっしゃるとおり、ことは労働問題に対しては大変な年でござりますから、今まで局長が申し上げたこと、私も再確認いたしまして、皆さんの御期待に沿うようにやりたい、そのための財政的な問題は私は大蔵省に折衝をいたしております。こういうときにこそ金は使い惜しみするなど、こう申し上げております。

○柄谷道一君 大臣のただいまの決意に大いなる期待を持ちまして今後の経緯を見たいと思います。次に第三点は、常用就職支度金の受給資格についてでございます。私はさきょう大臣の所信表明をずっと伺つたわけでございますが、高齢者雇用促進ということは非常にこの文章の中に強調されているわけですが、中年者の雇用促進ということがあります。それは定年延長の奨励金につきましても、定年延長の奨励金につきましても、これは中小企業に限定しているわけであります。私は、確かに五十五歳以上の者に対する常用就職支度金をという制度でございますので、そういう実態をわきまえながら答申の趣旨を尊重して設定をしてまいりたい、かように考えております。

○柄谷道一君 これと、まあ答申と関連があるんですけれども、定年延長の奨励金につきましても、これは定年制のないところが多いわけでございまして、定年制の存在するものは大企業ないし中堅企業にその傾向が見られるわけです。したがいま

うです。まあ、こういう点にかんがみまして、中央職安審でもこれを四十五歳まで引き下げるごとによって高齢者とあわせ中年者の雇用促進を行なべきではないかという具申がされているわけでございます。私も全くそれに同感なわけでございますが、これに対する労働省の局長の御意見をお聞きしたい。

○政府委員(遠藤政夫君) 昨年の暮れの臨時国会におきまして、この雇用保険法が成立いたしました際に、衆議院でもそうでございますし、当委員会におきましても附帯決議等におきまして、この法律の施行、運用についていろいろと御意見が決議を行なわれております。私どもは、もちろんこの決議を十分尊重しながらこの運用をいたしてまいりたいと思っております。同時にそれを受けまして、中央職業安定審議会でも、こういった点につきまして細々と御注文や御意見が出されております。私どもはこの附帯決議なり中央職業安定審議会の御意見を、この答申を十分尊重しながら運用上の諸基準を定めてまいりたいかようになります。私どもはこの附帯決議なり中央職業安定審議会の御意見を、この答申を十分尊重しながら運用につきましては依然として倍率一を超えておりまます。四十五歳以上になりますと、御指摘のように大きましても、確かに最近有効求人倍率が非常に落ちておりますが、三十歳未満あるいは四十歳未満につきましては依然として倍率一を超えておりまます。四十五歳以上になりますと、御指摘のように大変むずかしい状況になつております。この制度の趣旨がそもそも就職困難な人に対して常用就職支度金をという制度でございますので、そういう実態をわきまえながら答申の趣旨を尊重して設定をしてまいりたい、かように考えております。

○政府委員(遠藤政夫君) 労働省におきましては、この数年来定年延長につきましてはいろいろな行政指導あるいは援助措置を講じてまいってお

ります。いま御指摘のように、定年制を設けておられますのは比較的大企業に集中しておる、こういふ実態からいたしまして、この定年延長奨励金を中堅企業に限定しております来年度の予算措置につきましては、逆に大企業は定年延長しなくてもいいんじゃないかというふうに受け取られる面もござります。そういった意味におきまして、むしろ大企業が率先して六十歳まで定年延長してもらいたい、こういう趣旨でございますので、今回はたまたま法律の成立が昨年の十二月の押し詰まった段階でございまして、予算的に非常に制約ございましたけれども、来年度はぜひ御趣旨の線で大企業にまで拡張するよう努力をしてまいりたいと、かように考えております。

○柄谷道一君 今まで四点質問い合わせて、

いずれも前向きの積極的な姿勢をお示し願ったわけでございますけれども、まあ答弁だけに終わるということではなくて、これが実効あるものとして実現するよう御努力を願いたい。といいますのは、もうこの政令、省令が出されますのは、遅くとも三月中旬までには出されるわけです。ということになると、もう社労委員会として次のときにこれを取り上げようと思いましても、それは政令、省令の交付後でございます。これを再びどうせい、あせり、ということにつきましては、いろいろまた問題も出てくるわけでございますから、次の社労等で努力を評価するという実績を示していただくようにこれは期待をいたしておきます。

次に五番目は、交通遺児等の母子家庭の寡婦対策でございますが、前回の雇用保険法に關連いたしましてこれに対する附帯決議が行われたわけでございます。私は聞き及ぶところによりますと、

月九千円一年間の支給ということを労働省のほうで決定されたと聞いておるわけですが、この予算

案の内容という欄を見ますと、新規であるにかかわらずその字句は一言一句出ておりません。これ

は出でないけれども、私の聞き及んでおります

ように、すでに予算としてこの中に組み込まれて

いるというふうに理解してよろしくございます

か。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま御指摘のよう

に、当院の附帯決議におきまして、この「交通遺児を抱えた寡婦」対策ということが御指摘ござい

ましたので、私どもは来年度の予算措置の中でこ

の寡婦に対する雇用奨励金制度を新規に取り入れ

たわけでございます。予算項目といたしましては、

雇用改善事業の中の「高齢者等雇用奨励金」とい

う「高齢者等」というところの中に含まれている

わけでございます。

○柄谷道一君 それで理解いたしましたけれど

も、私は、たとえば御主人を突然交通事故で亡く

された、しかも子を抱えておられる、その方が家

庭婦人であった場合、本当に何らの職がない、手

に職を持っていないわけですが、技能も持つていな

いわけであります。しかし、その人が一家の生活

を支えなければならぬということになります

ことになりますが、それでは

その本会議で沖縄の海洋博の問題に触れられて

持つてない寡婦というものについて、やはり職業訓練なり、職業訓練期間中の配慮というものを

行うことによって、質の高い労働に就労すること

ができるという体制をつくるということが、これ

が伴いませんと、単に金だけやるから雇えよだけ

では、本当に一家の大黒柱として長い生涯を送つ

て、こうという人についてはどうも片手落ちの施

策になるのではない。その意味におきまして、

職業訓練及び訓練期間中の生活保障等について寡

婦対策としてどのような具体策をお持ちなのかお

伺いたします。

○国務大臣(長谷川峻君) 寡婦を含めて、婦人の

就職促進を図るために、まずもっぱら婦人を対象

として公共職業訓練校——これは全国に八校ござ

ります——設置して、一般の公共職業訓練施設に

おいて婦人に適した職業訓練の実施につとめてお

ります。これが一つ。

もう一つは、このような職業訓練を受ける人の

中高年齢者等に対しましては、訓練手当を支給し

てその受講の促進を図つてまいりたいところであります。

なお、今後とも寡婦の就職促進のために、職

業訓練については関係者の意見を微しながら十分

に研究してまいりたいと、こう思つております。

○柄谷道一君 時間が三十分ということがあります

が、もう一点御質問いたします。

私の調べましたところによると、一国の総

理大臣が施政方針演説の中で、婦人問題に触れら

れたというのは戦後二回しかないようございま

す。そのうちの一回が三木さんが今回特に施政方

針演説の中で、国際婦人年といふことに関連して、

婦人年の記念行事だけではございませんで、ほか

に従来からやつております労働婦人福祉対策、そ

の他各省にまたがつたいろいろなものがございま

して、それらを合わせますと相当の額になるとい

うふうに解釈をいたしております。

労働省の婦人少年局の予算の、あるいは事業計

画の中にも国際婦人年という題をつけたものはございま

して、それを合わせますと相当の額になるとい

うふうに解釈をいたしております。

私はいま先生がおっしゃいました育児

休業制度の導入奨励金も、おっしゃるように大変

せんけれども、婦人のための対策がいろいろござ

いまして、ただいま先生がおっしゃいました育児

休業制度の導入奨励金も、おっしゃるように大変

これは議員立法として出そうということで、いま法案を準備いたしておりますけれども、これは議員立法を待つまでもなく、本来総理大臣の施政方針からいたしましても、内閣が率先してこれらの問題に対する法案を準備し、議会にこれを提案されるべきが私は至当であろうと思うわけであります。

これは厚生省にもまたがる問題でござりますので、ひとつ大臣、閣議の中で積極的にこのようない発議をして、厚生大臣ともども国際婦人年はいいみやげを残した、こう言われるような実績をぜひ上げるように御努力を願いたいという強い希望を持つものであります。大臣のお答えを求めて私の質問を終わることとします。

○國務大臣(長谷川峻君) 育児有給休暇などについて、小さく生んで大きく育てるのが母性の特徴でございますので、これはひとつかりいまから御期待に沿うように大きく育てて、ことしは国際婦人年、来年はそれを念頭してこんなふうにうまくやったといふのをつくりたいと、こう思つて御期待に沿いたいと思ひます。

○柄谷道一君 基本法はどうですか。

○國務大臣(長谷川峻君) 基本法の問題につきましては、おたくのほうでいろいろお考えになつておられる話も聞いておりますが、私のほうでもまだいろいろ、今まである問題等々を勉強しながら研究してみたい、こう思つております。

○柄谷道一君 終わります。

○委員長(山崎昇君) 本調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(山崎昇君) 次に、作業環境測定法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。長谷川労働大臣。

○國務大臣(長谷川峻君) ただいま議題となりました作業環境測定法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

作業環境の測定は、有害な業務を行う作業場に

つきその空気環境その他の状態を正確に把握しております。

第三は、作業環境測定士による作業環境測定の実施についてであります。

事業者が、労働安全衛生法の規定により作業環境測定を行うことを義務づけられている作業場のうち一定のものの作業環境測定を行つておられます。

ところで、作業環境の測定は、作業環境中の微量の有害物について行うものであり、そのための十分な知識と特殊な技術が必要であります。

このため、労働省では、適正な作業環境測定を確保するための法制の整備が必要であると考え、それに関する構想を、昨年二月中央労働基準審議会に諮問いたしましたところ、同審議会から適当である旨の答申をいただきました。

その結果に基づいて、作業環境測定法案を作成し、ここに提案した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして概要を御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、労働安全衛生法と相まって、作業環境の測定に関し必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的としております。

第二は、作業環境測定士及び作業環境測定機関についてであります。

作業環境測定士とは、労働大臣の登録を受け、

事業場における作業環境測定の業務を行う者をい

うものとしておりますが、この登録を受けるには、作業環境測定士試験に合格し、かつ所定の講習を修了することを必要とすることにより、作業環境測定の能力の公的な担保を図ることとしており

ます。また、作業環境測定機関とは、登録を受け、他人の求めに応じて事業場における作業環境測定を行ふことを業とする者をいうものとしておりま

すが、この登録を受けるには一定の基準に適合していきることを必要とするとともに、登録を受けた

作業環境測定機関について所要の監督、指導を行

うことにより、その業務の適正化を図ることとしております。

第三は、作業環境測定士等による作業環境測定の実施についてであります。

事業者が、労働安全衛生法の規定により作業環境測定を行うことを義務づけられている作業場のうち一定のものの作業環境測定を、みずから行うときはその使用者の作業環境測定士に、他の者に委託して行うときは作業環境測定機関に、これを実施させなければならないこととしております。

その他この法律案におきましては、指定試験機関、指定講習機関等につきまして所要の規定を設けることとしております。また、その附則において、施行期日につきまして、公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から施行することとし、作業環境測定士または作業環境測定機関による作業環境測定の実施の義務つけその他については公布後二年または一年以内に政令で定める日から施行することとする等所要の規定を設けることとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 以上で趣旨説明聴取は終りました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立小児腎センター設立に関する請願(第一号) (第一八号)

一、医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願(第四号) (第八九号) (第一五一号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第六号) (第一二七号) (第一一〇号)

一、療術の制度化に関する請願(第五号) (第一〇号) (第六八号) (第一一九号) (第一一二四号)

一、国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願(第七号)

一、社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願(第二二号) (第二三号) (第七〇号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第七三号) (第一四六号)

一、国民健康保険制度の抜本的改善に関する請願(第八六号)

一、保育所等に対する予算大幅増額等に関する請願(第八八号)

一、深夜労働の禁止に関する請願(第九〇号)

一、「看護」の充実に関する請願(第一一一号)

一、保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請願(第一一八号)

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に関する請願(第一一九号)

一、昭和五十年度食品衛生指導員活動費国庫補

助金に関する請願（第一二二号）

第一号 昭和四十九年十二月二十七日受理

国立小児腎センター設立に関する請願
請願者 千葉県柏市吉野沢六ノ一千葉県

「腎炎・ネフローゼ児」を守る会

紹介議員 吉木孝博

内 吉木孝博

科学の粹を集めた研究機関「国立小児腎センター」

を早急に開設し、腎炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の開発について根本的施策を講ぜられたい。

理由

腎炎・ネフローゼは、極めて長期間の療養を必要とするばかりでなく、いつ悪化して死亡するかわからぬ難病で、戦後、幼児、児童、生徒の間に急速に増え続け、長期欠席児童の第一位を占めている。

第二号 昭和四十九年十二月二十八日受理

国立小児腎センター設立に関する請願
請願者 群馬県前橋市大利根町二ノ一六ノ

一五群馬「腎炎・ネフローゼ児」

を守る会内 土屋恒吉

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四号 昭和四十九年十二月二十七日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願（五通）

請願者 鹿児島市上荒田町二ノ一七 山口

紹介議員 鶴園 哲夫君

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願（五通）

医療を良くし、医療労働者を増やし、「いつでも、どこでも、良い医療」が受けられるよう、政府は、次の施策を緊急に実施された。

一、国民の要求にそつて医療機関を整備し、医療内容を改善すること。

1 国の責任で夜間・休日・救急診療体制を確立すること。

2 「差額ベット」「付添看護料の患者負担」などの患者負担をなくすこと。

3 弹力条項発動をやめ、医療保険を改善すること。

4 老人無料医療制度を改善し、それに応じて老人専門病院、老人専用ベットを増やすこと。

5 自治体立、国立医療機関の独立採算制をなすこと。

6 公的医療機関の整備、運営に対し、大幅な公費助成をすること。

7 公的機関の拡充を妨げている「公的ベット規制」を廃止すること。

8 医療労働者の正当な賃金と人員の保障を基礎に国と資本家負担で診療報酬をまともな医療を行えるところまで緊急に引き上げること。

第八号 昭和五十年一月十四日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願（五通）

請願者 群馬県渋川市金井字轟浜一、七八八ノ一六一 小林みさ子外四千九百七十名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五号 昭和四十九年十二月二十七日受理

医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願（五通）

請願者 宮崎市大工町九ノ一八 松下美津通

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六号 昭和四十九年十二月二十七日受理

医療の制度化に関する請願（二通）

請願者 鹿児島市鴨池一ノ一ノ二〇 二

紹介議員 鶴園 哲夫君

あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の医業類似行為すなわち療術行為を規制するために、カイロ・プラクチック師、電気光線師、器技師の免許制度を設けて、新規開業を認められたい。

第七号 昭和四十九年十二月二十七日受理

医療行為は、あん摩、マッサージ、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進に寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育と地方府試験により、資質の向上を計り、

カイロ・プラクチック師、電気光線師及び器技師の三種の免許制によつて規制し、それぞれの業務を適正に行わせることが必要である。

第二〇号 昭和五十年一月六日受理

療術の制度化に関する請願（十四通）

請願者 広島県山県郡筒賀村市 呂本唐美子外十三名

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三号 昭和五十年一月十一日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島市段原新町六ノ一九 戸田繁男

紹介議員 永野 嚴雄君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四号 昭和五十年一月十六日受理

療術の制度化に関する請願（十八通）

請願者 山形県米沢市松が岬二ノ二ノ二

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五号 昭和五十年一月十七日受理

高橋金作外十七名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六号 昭和五十年一月十七日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島市似島町家下三四五 川本キミエ

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七号 昭和五十年一月二十日受理

療術の制度化に関する請願（二通）

社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願

請願者

沖縄県那覇市旭町三五沖縄社会
福祉協議会内 屋宜宗一外三百十
八名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二七号 昭和五十年一月十七日受理

社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願
請願者 静岡県浜松市中野町三五五 橋本
友吉外八百七十名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七三号 昭和五十年一月十四日受理

民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都千代田区飯田橋四ノ四ノ八
保育園連盟内 田中隆子

紹介議員 野坂 参三君

民間保育事業振興のため、次の事項の実現を図ら
れたい。

一、労基法の守れるための保母の増員を図ること。
二、休憩時間がとれるようにすること。
三、保育の質を高め、職員の労働条件改善のため、
最低基準を抜本的に改定すること。

四、一般生活費、管理費にスライド制を導入すること。
五、保育料を軽減すること。

理由 保育所を増設し、その内容の遅れを改善すること
は、久しい間の国民的要望であり、緊急の課題である。しかし、福祉優先の政治姿勢が強調される
なかで、民間保育所は、経営不安が深まっている。すなわち、物価の異常な高騰に伴う保育内容の低下、保母の求人難、職員の過労による病欠の多

発等マイナスの要因は激化の一途をたどつていい
る。

第一四六号 昭和五十年一月二十三日受理

民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都墨田区奥戸九ノ三ノ八 小
松慶次外三千五百三名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第八六号 昭和五十年一月十四日受理

民間健康保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 香川県高松市香西東町四三〇 石
井徳一外三百三十五名

紹介議員 星野 力君

自営業者の切実な願いとして、社会保障の充実を
図るために、次のような国民健康保険制度の抜本的
改善を要望する。

一、国庫負担金を五割以上に引き上げ、受益者負
担を軽減すること。
二、事務費は保険者(自治体)の超過負担とならない
ように国が完全に支給すること。

三、国保加入者で老人、失業者など収入のない世
帯の療養費等は全額国が保障すること。

理由 保育所等に対する予算大幅増額等に関し、次の事
項の実現を図られたい。

一、保育所、幼稚園を大量に増設するとともに、
施設建設の補助基準を大幅に引き上げること。

二、保育内容充実のため、保育労働者の労働条件
及び待遇の改善、保育単価大幅引き上げ、保育
所の最低基準、幼稚園の設置基準(受持定数・建
物設備等)の抜本的改訂を図ること。

三、保育所、幼稚園の父母負担を軽減すること。
四、無認可の保育所、幼稚園への公費助成を行う
こと。

五、父母の要求に見合った保育時間を確保するこ
と。

理由 家族労働が中心の自営業者は、全企業の八・九割
を占めるといわれ、大企業本位の政策のしわよせ
を受けながら今日の日本経済を支えてきた。私た
ちの調査によると①中小業者の営業は家族労働を
中心に支えられ、主婦は欠かせない労働力である
こと②それにもかかわらず産前・産後の休暇がな
いに等しいことが明らかにされている。『からだ
が資本』なのに『病気をしても休めない』『産後す
ぐ働いた』ということは、休めば労働力が減つて
營業がなりたなくなるから、倒れるまで働くこと
ざるを得ない、つまり働くものとしての保障がな
いことのあらわれである。社会保障は働く人ひと

の生活水準、労働能力を保障する社会的、国家的
措置である。わが国では国民健康保険や医療費な
の改悪に見られるように、ヨーロッパ諸国に比べ
大変悪い条件になつていて。とりわけ国民健康保
険制度は国庫負担金、加入者の構成など問題点が
多く、自営業者にとつては多額の保健料(税)を納
めた上に、病気になつても三割分の金がなければ
治療は受けられない、寝ついても傷病手当はない
し、婦人の場合は出産休暇の保障がない等、『とら
れっぱなし』の状態である。

第八七号 昭和五十年一月十四日受理

保育所等に対する予算大幅増額等に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区阪南町一ノ三八ノ
一二 市南幸一外八十名

紹介議員 脱脱タケ子君

保育所等に対する予算大幅増額等に関する次の事
項の実現を図られたい。

一、保育所、幼稚園を大量に増設するとともに、
施設建設の補助基準を大幅に引き上げること。

二、保育内容充実のため、保育労働者の労働条件
及び待遇の改善、保育単価大幅引き上げ、保育
所の最低基準、幼稚園の設置基準(受持定数・建
物設備等)の抜本的改訂を図ること。

三、保育所、幼稚園の父母負担を軽減すること。
四、無認可の保育所、幼稚園への公費助成を行
うこと。

五、父母の要求に見合った保育時間を確保するこ
と。

理由 家族労働が中心の自営業者は、全企業の八・九割
を占めるといわれ、大企業本位の政策のしわよせ
を受けながら今日の日本経済を支えてきた。私た
ちの調査によると①中小業者の営業は家族労働を
中心に支えられ、主婦は欠かせない労働力である
こと②それにもかかわらず産前・産後の休暇がな
いに等しいことが明らかにされている。『からだ
が資本』なのに『病気をしても休めない』『産後す
ぐ働いた』ということは、休めば労働力が減つて
營業がなりたくなるから、倒れるまで働くこと
ざるを得ない、つまり働くものとしての保障がな
いことのあらわれである。社会保障は働く人ひと

第八八号 昭和五十年一月十四日受理

紹介議員 山中 郁君
請願者 東京都武藏野市境南町三ノ一ノ五
筑根啓夫外五百名

保育所建設の負担基準引上げ等に関する請願
請願者 山中 郁君

保育所新設等についての障害を取り除くよう、次
の事項の実現を図られたい。

一、保育所建設の負担基準を実情にみあつた価格
に引き上げて超過負担をなくし、用地購入に対
しても國の負担対象にすること。

二、保育所職員配置の最低基準を引き上げ、保母
を大幅に増員できるよう運営費を増額すること。

三、産休あけから保育できるよう乳児保育対策を
強化すること。当面未認可保育に対し、措置費
にみあつた補助金を出すこと。

四、学童保育事業を法制化し、国庫負担をするこ
と。

理由 深夜労働の禁止に関する請願
請願者 東京都荒川区東日暮里六ノ二〇ノ
九廿光舎印刷労働組合内 土塙孝
吉外二十九名

紹介議員 脱脱タケ子君

深夜労働の禁止に関する請願
請願者 東京都荒川区東日暮里六ノ二〇ノ
九廿光舎印刷労働組合内 土塙孝
吉外二十九名

第一二一號 昭和五十年一月十六日受理
「看護」の充実に関する請願

請願者 長野市北石堂町一、一七七〇三長

野赤十字病院内 湯本玉子

紹介議員 木内 四郎君

看護職員の労働条件を早急に改善し、国民に対し

て責任ある看護を行いうる体制を樹立するため、

次の事項の実現を図られたい。

一、看護職員の労働条件、特に基本給を大幅に引

き上げること。

二、国、地方公共団体の責任で、学校教育法に基づく大学(短大三年課程を含む)による看護教育

課程の増設と充実を図ること。

三、夜勤体制の確立を図り、最低一人以上勤務で、月八日以内とすることについて規則を制定すること。

四、二十四時間保育所の増設と充実を図るために八日以内とすること。

五、保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第一八号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第一九号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二〇号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二一号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二二号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二三号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二四号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二五号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二六号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

願 第二七号 昭和五十年一月十六日受理

保育施設整備の促進と保育内容の向上に関する請

理由

最近における社会情勢は、児童福祉、特に保育所に対する関心が高く、施設の充実と保育内容の向

上が強く呼ばれているが、保育所の建設及び運営は、物価高騰により超過負担を余儀なくされ、地

方公共団体の財政を圧迫するとともに、民間保育

所の経営悪化の要因となつておあり、保育児及び職員の待遇低下をきたしている。

全国食品関係營業施設三百三十万余に対し正しい、食品衛生思想の普及を図り、消費者の食生活の安全を確保するため、昭和五十年度において、食品衛生指導員の研修に要する費用および食品衛生指導員の巡回指導に要する費用として、一億一千万円の国庫補助金の予算措置を講ぜられたい。

所の経営悪化の要因となつておあり、保育児及び職員の待遇低下をきたしている。

所の絏営悪化の要因となつておあり、保育児及び職員の待遇低下をきたしている。

第二四八号 昭和五十年一月三十日受理
療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 大阪市西区九条南二ノ三五ノ三
蓮井久子外七名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六号 昭和五十年一月二十五日受理
国立病院・療養所の定員削減反対、大幅増員等に関する請願

請願者 宮崎県北諸県郡三股町大字宮村マ

三五三 桑畠洋子外四百十四名

紹介議員 杏脱タケ子君

国立病院、国立療養所に対する定員削減を直ちに取りやめて、これが大幅増員を図り、医療内容と労働条件を改善するため、次の事項の実現を図られたい。

一、公務員の「総定員法」を撤廃し、定員削減を直ちにやめること。
二、国立病院、国立療養所の全職員の大幅増員を図り、看護婦の定数基準は当面二対一とし、重症については一対一とすること。
三、増員をもつて夜勤制限（複数夜勤・月八日以内）を即時実現すること。
四、国立病院、国立療養所の業務は下請化しないこと。
五、強制的な退職勧奨はしないこと。
六、賃金職員（臨時職員）を即時定員化すること。

理由
国立病院、国立療養所は全国二百五十五病院を持って、地域住民の医療にあたっており、治療困難な病気や長期慢性の各疾患、難病の治療等、国立医療機関の役割はますます重要になつてゐるが、公務員の第三次定員削減計画は、国民に対するサービス低下の合理化政策で、医療機関に対して機械的に定員の削減を行うことは、国民の医療を直接破壊する。

第一七七号 昭和五十年一月二十五日受理
国立病院・療養所の定員削減反対、大幅増員等に関する請願

請願者 宮崎県兒湯郡川南町大字平田七一

紹介議員 六 内田寿恵子外三百二十四名
星野 力君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一七八号 昭和五十年一月二十五日受理
国立病院・療養所の定員削減反対等に関する請願

請願者 宮崎県都城市金田町二、二六三

岩下民子外千八百七名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第二〇七号 昭和五十年一月二十八日受理
医療改善、医療労働者の大幅増員に関する請願

請願者 静岡県磐田市国府台三七ノ二七

安富洋吉外五百二十一名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇八号 昭和五十年一月二十八日受理
家内労働者の生活の向上安定のため休業保障制度の制定に関する請願

請願者 東京都足立区中央本町四ノ二〇ノ二
二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第二二九号 昭和五十年一月二十九日受理

民間保育事業振興に関する請願
請願者 埼玉県浦和市岸町二ノ七ノ一八エン
百五十二名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第三

1

法

を

早

期

に

実

現

す

こ

と

。

国民健康保険の改善強化について、次の事項の実現を図られたし。
一、老齢者の医療保障は、公費負担制度と医疗保险各制度との両建て方式を再検討し、單一制度創設を行うなど抜本的措置を講ずること。
二、臨時財政調整交付金を制度化し高額療養費に付金を十パーセント以上とし調整機能の強化を図ること。

三、1 へき地等の医療を確保するための特別立法を早期に実現すること。
2 広域医療体制を確立し、国民健康保険における直営診療施設、保健婦等保健施設の地域医療組織における明確な位置づけを行なうことを強く要望するところ。

3 国民健康保険診療施設整備費補助金を大幅に増額すること。

4 国民健康保険診療施設の立地条件等により生ずる不可避的赤字に対する財政措置を拡大強化すること。

社会保険制度を準用するか又は特別立法を制定するなどして生活安定を図ることを強く要望するとともに、緊急に次の措置をとることを要請する。
一、休業保険制度を制定すること。
二、当面失業保険の拡大適用で救済すること。

家内労働者は封建的従属関係に縛りつけられた低賃労働の労働基準を大幅に高め、労働基本権を保障し、その他労働条件の徹底的改善を促進するため、第六十五条の産前産後各六週間の休暇を各八週間にすること。
一、第六十七条の生理休暇を有給にすること。

会内 枝井とめを外三百五十六名

紹介議員 杏脱タケ子君

労働基準法を改正し、次の事項の実現を図られた

一、第六十五条の産前産後各六週間の休暇を各八週間にすること。
二、第六十七条の生理休暇を有給にすること。

一月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

ば見向きもされないなど業者の言いなりにならざるを得ないような仕組みの中に置かれているばかりか、労働諸法の適用から縮め出され、社会保障の適用もなく、一般行政施策からも規準に合致しない等不公正な法の谷間に放置されている。また、家内労働法も家内労働の保護育成を基本方針として制定されたものではなく、家内労働の現様をそのまま包括的にとらえたもので、法体型も不備だらけで真の保護立法となつていない。

昭和四十七年、人事院規則においては妊娠時の時差出勤が認められ、多少は他産業にも取り入れられたが、労基法では依然として母体を守るべき施策が放置されている。将来国を担うことになる大切な子どもたちの心と体を丈夫に育てることは、母親にとつても國にとつても重大な使命である。

国民健康保険の改善強化に関する請願

請願者 北海道松前郡福島町字福島一五〇

福島町議会議長 蟹野東郷

母親にとつても國にとつても重大な使命である。

国民健康保険の改善強化について、次の事項の実現を図られたし。

一、老齢者の医療保障は、公費負担制度と医疗保险各制度との両建て方式を再検討し、單一制度創設を行うなど抜本的措置を講ずること。

二、臨時財政調整交付金を制度化し高額療養費に付金を十パーセント以上とし調整機能の強化を図ること。

三、1 へき地等の医療を確保するための特別立法を早期に実現すること。

2 広域医療体制を確立し、国民健康保険における直営診療施設、保健婦等保健施設の地域医療組織における明確な位置づけを行なうことを強く要望するところ。

3 国民健康保険診療施設整備費補助金を大幅に増額すること。

4 国民健康保険診療施設の立地条件等により生ずる不可避的赤字に対する財政措置を拡大強化すること。

社会保険制度を準用するか又は特別立法を制定するなどして生活安定を図ることを強く要望するところ。

家内労働者は封建的従属関係に縛りつけられた低

賃労働の労働基準を大幅に高め、労働基本権を保障し、その他労働条件の徹底的改善を促進するため、第六十五条の産前産後各六週間の休暇を各八週間にすること。
一、第六十七条の生理休暇を有給にすること。

会内 枝井とめを外三百五十六名

紹介議員 杏脱タケ子君

労働基準法を改正し、次の事項の実現を図られた

一、第六十五条の産前産後各六週間の休暇を各八週間にすること。

二、第六十七条の生理休暇を有給にすること。

一月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

第七部 社会労働委員会会議録第二号 昭和五十年二月二十七日 【參議院】

正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十六年法律第二百二十七号)の一部を次のように改定する。

第八条第一項の表を次のように改める。

| 不具廃疾の程度 | 年 | 金額 |
|---------|------------------------------|------------|
| 特別項目症 | 第一項症の年金額に一、四三七、一〇〇円以内の額を加えた額 | |
| 第一項症 | 一、〇五三、〇〇〇円 | 二、一九三、〇〇〇円 |
| 第二項症 | 一、六六三、〇〇〇円 | 一、七七六、〇〇〇円 |
| 第三項症 | 一、三三四、〇〇〇円 | 一、四二五、〇〇〇円 |
| 第四項症 | 一、〇〇六、〇〇〇円 | 一、〇七五、〇〇〇円 |
| 第五項症 | 七八〇、〇〇〇円 | 八三三、〇〇〇円 |
| 第六項症 | 五五四、〇〇〇円 | 六三六、〇〇〇円 |
| 第一款症 | 五一三、〇〇〇円 | 五四八、〇〇〇円 |
| 第二款症 | 三九〇、〇〇〇円 | 四一七、〇〇〇円 |
| 第三款症 | 三〇八、〇〇〇円 | 三三九、〇〇〇円 |
| 第四款症 | 二六七、〇〇〇円 | 二八五、〇〇〇円 |
| 第五款症 | | |

第八条第二項中「四万二千円」を「六万円」に、「一万二千円」を「一万八千円(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、そのうち一人については四万二千円)」に、「二万四千円」を「三万六千円(当該障害年金の支給

を受ける者に配偶者がないときは、六万円)」に改め、同条第三項中「四万二千円」を「六万円」に改め、同条第六項中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

| 不具廃疾の程度 | 年 | 金額 |
|---------|------------------------------|------------|
| 特別項目症 | 第一項症の年金額に一、五三五、一〇〇円以内の額を加えた額 | |
| 第一項症 | 二、一九三、〇〇〇円 | 三三三、〇〇〇円 |
| 第二項症 | 一、九三五、〇〇〇円 | 一、六六〇、〇〇〇円 |
| 第三項症 | 一、三六四、〇〇〇円 | 一、〇九四、〇〇〇円 |
| 第四項症 | | |
| 第五項症 | | |

第八条第七項の表を次のように改める。

| 不具廃疾の程度 | 年 | 金額 |
|---------|------------------------------|------------|
| 特別項目症 | 第一項症の年金額に一、五三五、一〇〇円以内の額を加えた額 | |
| 第一項症 | 二、一九三、〇〇〇円 | 三三三、〇〇〇円 |
| 第二項症 | 一、九三五、〇〇〇円 | 一、六六〇、〇〇〇円 |
| 第三項症 | 一、三六四、〇〇〇円 | 一、〇九四、〇〇〇円 |
| 第四項症 | | |
| 第五項症 | | |

第二十六条第一項第一号中「四十七万四千円」を「五十五万六千円」に改める。
(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第三条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第二百六十一号)の一部を次のように改定する。

第八条中「三万五百五十円」を「三万九千五百円」に、「三万一千五百五十円」を「四万一千五百円」に改める。

四に、「三万二千五百五十円」を「四万二千五百円」に改める。

第十五条中「厚生省の定めるところにより」を削り、「一人につき千円から三千円まで(十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで)」を「政令で定める金額」に改める。

第十六条第一項中「二万二千円」を「政令で

「一万八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「九千円」を「一万三千五百円」に改める。

第二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改定する。

第八条第一項の表を次のように改める。

| 不具廃疾の程度 | 年 | 金額 |
|---------|------------------------------|------------|
| 特別項目症 | 第一項症の年金額に一、四三七、一〇〇円以内の額を加えた額 | |
| 第一項症 | 二、一八四、〇〇〇円 | 三三三、〇〇〇円 |
| 第二項症 | 一、八一、〇〇〇円 | 一、九三五、〇〇〇円 |
| 第三項症 | 一、五四、〇〇〇円 | 一、六六〇、〇〇〇円 |
| 第四項症 | 一、二七七、〇〇〇円 | 一、三六四、〇〇〇円 |
| 第五項症 | 一、〇二四、〇〇〇円 | 一、〇九四、〇〇〇円 |

定める金額」に改める。

第十七条第一項中「三千五百円」を「政令で定める金額」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「三万九千五百円」を「四万二千六百六十円」に、「四万一千円」を「四万三千六百六十円」に、「四万二千五百円」を「四万五千百六十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「一万二千円」を「一万八千円」に、「四万二千円」を「六万円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十
三項の次に次の二項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した
者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上
婚姻関係と同様の事実にあつた者を含む。)と
して、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十九年法律第五十一
号)による遺族援護法第二条第三項第七号の
規定の改正により遺族給与金を受ける権利を
有するに至つた者は、第二条に規定する戦没
者等の妻とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十
月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第七条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律
第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「八千円」を「政令で定め
る金額」に改める。

第十九条第一項中「二万二千円」を「政令で定
める金額」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次
のように改正する。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の
一部改正)

第八条 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給
法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように
改正する。

第二条第一項中「昭和四十七年四月一日」を
「昭和五十一年四月一日」に改め、同条第二項中
「昭和五十一年四月一日」に改め、同条第二項中
「弔慰金を受ける権利を取得した者(前項の規定に
より弔慰金を受ける権利を取得した者とみなさ
れる者を含む。次条において同じ。)が」を「弔
慰金を受ける権利を取得した者(前項の規定に
より弔慰金を受ける権利を取得した者とみなさ
れる者を含む。次条において同じ。)が」に、「昭
和四十七年四月一日」を「昭和五十一年四月一日」
に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第
二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に
死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利
を取得したこととなる者は、前項の規定の適
用については、弔慰金を受ける権利を取得し
た者とみなす。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十
三項の次に次の二項を加える。

14 第二条の二中「前条第二項」を「前条第三項」
に、「昭和四十七年四月一日」を「昭和五十一年四
月一日」に改める。

第二条の三第一項及び第三条中「昭和四十七
年四月一日」を「昭和五十一年四月一日」に改め
る。

第五条第一項中「三万円」を「二十万円」に
改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別支給法の一部改
正)

第九条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給
法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次の
ように改正する。

前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十
月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第九条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給
法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次の
ように改正する。

前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有することとなるべき者については、第二
条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」と
あり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月
三十一日」とあるのはそれぞれ「昭和五十年七
月三十一日」と、第三条第三項及び第四項中
「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和

による遺族援護法第二条第三項第七号の規定
の改正により障害年金又は障害一時金を受け
るに至つた者は、第二条の規定の適用につい
ては、昭和三十八年四月一日において同条第
一項第三号の給付を受けていた者又は受けた
ことのある者とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有することとなるべき者については、第三
条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和
四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十年
八月一日」とする。

前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第十八条第二項中「一万二千円」を「一万三千
五百円」に、「二万二千円」を「九千円」に改
める。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十二年法律第五十七号)
の一部を次のように改正する。

附則第十四条を附則第十六条とし、附則第十
三項の次に次の二項を加える。

19 昭和四八年三月三十一日以前に死亡した
者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者
遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和
四十九年法律第五十一号)により遺族援護法
第二条第三項第七号の規定の改正により遺族
援護法第二十五条第一項第三号又は第五号
に規定する条件に該当しているとするならば
当該遺族給与金を受けるべき者を含む。)は、
第二条第一項に規定する遺族年金受給権者た
る父母等とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有することとなるべき者については、第二
条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」と
あり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月
三十一日」とあるのはそれぞれ「昭和五十年七
月三十一日」と、第三条第三項及び第四項中
「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和

五十年八月一日」とする。

前二項の規定により特別給付金を受ける権
利を有するに至つた者に交付する第五条第二
項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十四条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十年
十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律の一部改正)

第二十六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)
の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万二千円」を「一万
八千円」に、「九千円」を「一万三千五百円」に
改める。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有することとなるべき者については、第二
条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」と
あり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月
三十一日」とあるのはそれぞれ「昭和五十年七
月三十一日」と、第三条第三項及び第四項中
「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和

五十年八月一日」とする。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利
を有することとなるべき者については、第二
条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」と
あり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月
三十一日」とあるのはそれぞれ「昭和五十年七
月三十一日」と、第三条第三項及び第四項中
「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和

作業環境測定法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 作業環境測定士等
第二節 指定試験機関(第二十条—第三十一条)

第三節 指定講習機関(第三十二条)
第三章 作業環境測定機関(第三十三条—第三十七条)

第四章 雜則(第三十八条—第五十一条)
第五章 討則(第五十二条—第五十六条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、労働安全衛生法(昭和四十年法律第五十七号)と相まって、作業環境の測定に関し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とする。

(作業環境測定の実施)
第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行なうことができないときは、労働省令で定めるところにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

三 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。

二 作業環境測定 労働安全衛生法第二条第四号に規定する作業環境測定をいう。

一 事業者 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。

二 作業環境測定士 労働安全衛生法第二条第四号に規定する作業環境測定士をいう。

三 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。

五 第一種作業環境測定士 労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務を行うほか、第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。

五 第一種作業環境測定士 労働大臣の登録を用いて事業場(指定作業場を除く。次号に

おいて同じ。)における作業環境測定の業務を行なう者をいう。

六 第二種作業環境測定士 労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務(労働省令で定める機器を用いて行なう分析(解析を含む。)の業務を除く。以下この号において同じ。)を行うほか、第二種作業環境測定士の名称を用いて事業場における作業環境測定の業務を行なう者をいう。

七 作業環境測定機関 労働大臣又は都道府県労働基準局長の登録を受け、他人の求めに応じて、事業場における作業環境測定を行うことを業とする者をいう。

(作業環境測定の実施)
第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行なうことができないときは、労働省令で定めるところにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

三 この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上に刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(登録)
第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

一 登録年月日及び登録番号
二 氏名 生年月日及び住所

三 作業環境測定士の種別
四 その他労働省令で定める事項

(登録の手続)
第八条 作業環境測定士名簿は、労働省に備える。

2 事業者その他の関係者は、作業環境測定士名簿の閲覧を求めることができる。

(登録の手続)
第九条 第七条の登録を受けようとする者は、同条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合には、労働省令で定めるところにより、第七条第二号から第四

う。に合格し、かつ、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう講習(以下「講習」という。)を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

(欠格条件)
第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

一 禁治者又は準禁治産者
二 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上に刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができない者であると認めたときは、登録を拒否しなければならない。

4 労働大臣は、第七条の登録を行つたときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録証)
第十条 労働大臣は、第七条の登録を行つたときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の譲渡等の禁止)
第十二条 労働大臣は、作業環境測定士登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の取消し等)
第十三条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の取り消し等)
第十四条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の停止)
第十五条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第十六条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第十七条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第十八条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第十九条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第二十条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第二十一条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

(登録の再発給)
第二十二条 作業環境測定士登録証を交付したときは、申請者に、同条に規定する事項を記載した作業環境測定士登録証を交付する。

号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十條の合格証及び講習修了証(第五条に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示しなければならない。

四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。
五 前各号に掲げるものはか、作業環境測定の業務（当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む。）に関する不正の行為があつたとき。

（登録の消除）

第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失ったとき、又は作業環境測定士が作業環境測定の業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。

（試験）

第十四条 試験は、労働大臣が行う。

2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。

3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。

（受験資格）

第十五条 次の各号のいづれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科教統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校において理科教統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者で、労働省令で定めるものとす（合格証及び講習修了証）

第十六条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。

都道府県労働基準局長又は第三十二条第二項

に規定する指定講習機関は、講習を修了した者

に対し、講習修了証を交付する。

（合格の取消等）

第十七条 労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

（名称の使用制限）

第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称

中に作業環境測定士の文字を用いてはならぬ。

2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士といふ名称を用いてはならない。

（労働省令への委任）

第十九条 この節に定めるものほか、試験及び

講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び

登録（作業環境測定士登録証を含む。）について

必要な事項は、労働省令で定める。

（指定）

第二節 指定試験機関

第二十条 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせる。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、試験事務の実施に従事することができる。

（指定の基準）

3 労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとす

る。

（指定の公示等）

四 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労

働安全衛生法（これらに基づく命令又は处分を

含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務

規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務

に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定

試験機関に対し、その試験員の解任を命ずるこ

とができる。

（試験事務規程）

5 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、試験員となることができない。

（役員の選任及び解任）

6 労働大臣は、指定試験機関は、試験事務の開始前に、

試験事務の実施に関する規程（以下この節にお

いて「試験事務規程」という。）を定め、労働大

臣の認可を受けなければならない。これを変更

しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした試験事務規程

が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当とな

二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

一 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法

人以外の者であること。

三 試験事務以外の申請者の行う業務により申

請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第三十条第一項の規定により指定

を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、次のいづれかに該

当する者があること。

イ この法律又は労働安全衛生法（これらに

基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰

金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなつた日から

起算して二年を経過しない者

ロ 第二十三条第二項の規定による命令により

解任され、その解任の日から起算して二年

を経過しない者

イ この法律若しくは労

働安全衛生法（これらに基づく命令又は处分を

含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務

規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務

に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定

試験機関に對し、その試験員の解任を命ずるこ

とができる。

（指定試験機関の名稱及び住所、試験事務を行ふ事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は

試験事務を行う事務所の所在地を変更しよう

するときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、そ

の旨を官報で公示しなければならない。

4 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労

働安全衛生法（これらに基づく命令又は处分を

含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務

規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務

に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定

試験機関に對し、その試験員の解任を命ずるこ

とができる。

（試験事務規程）

5 前項の規定による命令により試験員の職を解

任され、解任の日から起算して二年を経過しない

者は、試験員となることができない。

（役員の選任及び解任）

6 労働大臣は、指定試験機関は、試験事務の開始前に、

試験事務の実施に関する規程（以下この節にお

いて「試験事務規程」という。）を定め、労働大

臣の認可を受けなければならない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法

律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命

令又は处分を含む。）若しくは第二十五条第一項

に規定する試験事務規程に違反する行為をした

とき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為

をしたときは、その指定試験機関に對し、その

役員を解任すべきことを命ずることができる。

（作業環境測定士試験員）

2 試験員は、作業環境測定に關する知識及び経

験において、作業環境測定士として必要な知識

及び能力を有するかどうかの判定に關する事務

について、作業環境測定士試験員（以下「試

験員」という。）に行わせなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、

その日から十五日以内に、労働大臣にその旨を

届け出なければならない。これを変更したとき

うちから、選任しなければならない。

4 試験員は、試験員が、この法律若しくは労

働安全衛生法（これらに基づく命令又は处分を

含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務

規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務

に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定

試験機関に對し、その試験員の解任を命ずるこ

とができる。

（指定試験機関の選任及び解任）

2 指定試験機関は、試験事務の開始前に、

試験事務の実施に関する規程（以下この節にお

いて「試験事務規程」という。）を定め、労働大

臣の認可を受けなければならない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、そ

の旨を官報で公示しなければならない。

4 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労

働安全衛生法（これらに基づく命令又は处分を

含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務

規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務

に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定

試験機関に對し、その試験員の解任を命ずるこ

とができる。

（試験事務規程）

2 試験事務の開始前に、試験事務の開始前に、

試験事務の実施に関する規程（以下この節にお

いて「試験事務規程」という。）を定め、労働大

臣の認可を受けなければならない。

3 労働大臣は、前項の認可を受けたときは、そ

の旨を官報で公示しなければならない。

4 労働大臣は、試験員が、この法律若しくは労

働安全衛生法（これらに基づく命令又は处分を

含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務

規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務

に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定

試験機関に對し、その試験員の解任を命ずるこ

とができる。

一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同条第一項、第三項及び第四項、第十条、第十二条第二項並びに第十三条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、第九条第二項中「第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証」(第五条に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示」とあるのは「第三十三条第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付」と、第十条中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員品の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務に関する事務を行うことを目的とする。」

(名称の使用制限)

と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第三十七条 作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 前条第一項の法人以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会の文字を用いてはならない。

第四章 雜則

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十七条 労働基準監督署長又は労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働大臣 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関、指定試験機関若しくは指定講習機関又は作業環境測定士に対し、必要な事項を報告させることができる。

(報告等)

3 前項の指示を受けた事業者又は作業環境測定機関は、当該指示に係る期間内に、当該作業環境測定士に研修を受けさせなければならない。

4 第二項又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののか、研修の科目その他の研修について必要な事項は、労働省令で定めることとする。

(指定試験機関等に係る審査請求)

第四十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十二条第二項(第三十四条第二項において準用する場合を含む)、第三十条第一項又は第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する場合を含む)、第三十条第一項又は第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十三条第二号)による審査請求をすることができる。

(聴聞)

第四十七条 政府は、作業環境測定士の資質の向上並びに作業環境測定機関及び指定講習機関の業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手

法の開発及びその成果の普及その他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

2 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に使用されているときは、前項の指示は、当該事業者又は作業環境測定機関に対して行なうものとする。

2 前項の条件は、当該登録、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度

(秘密保持義務等)

第三十五条 作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む)又はこれらの職にあつた者は、作業環境測定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(日本作業環境測定協会)

第三十六条 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じての日本作業環境測定協会

2 第四十二条 労働基準監督官は、この法律の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条 労働基準監督官は、この法律の規定違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(労働大臣等の権限)

第四十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、作業環境測定の業務の適正な運営を確保するため必要な事項を認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修(以下「研修」という)を受けるよう指示することができる。

2 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に使用されているときは、前項の指示は、当該事業者又は作業環境測定機関に対して行なうものとする。

(日本作業環境測定協会)

第三十七条 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じての日本作業環境測定協会

のものに限り、かつ、当該登録、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(手数料)

第四十九条 次の者は、政令で定めるところにより、実質を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定試験機関の行う試験を受けようとする者又は指定試験機関から合格証の再交付を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならない。

一 試験を受けようとする者

二 第五条又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

三 講習又は研修(都道府県労働基準局長が行う講習又は研修に限る)を受けようとする者

四 第七条又は第三十三条の登録を受けようとする者

五 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えを受けようとする者

六 合格証又は講習修了証の再交付(都道府県労働基準局長が行う講習修了証の再交付に限る)を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第五十条 この法律の規定に基づき命令を制定する。この法律の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、労働省令で定める。

(労働省令への委任)

第五十二条 第二十七条第一項又は第三十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第五章 罰則

第五十三条 第三十一条第一項、第三十二条第二項による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員又は作業環境測定士を含む)は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第十八条、第三十七条又は第四十一条第十二条第二項の規定による命令に違反した者

二 四条第三項の規定に違反した者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関若しくは指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む)は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の許可を受けないで試験事務に関する業務の全部を廃止したとき。

二 第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十九条の許可を受けないで作業環境測定の業務の全部を廃止したとき。

三 第四十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をしたとき。
五 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類の備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四条及び附則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に作業環境測定士若しくは日本作業環境測定協会の文字を用いている者又は作業環境測定機関若しくはこれに類似する名称を用いている者については、第十八条第一項又は第三十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の六の次に次の一号を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

二十一 第二十九条第一項の見出しを「(作業環境測定)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「空気環境その他の作業環境について必要な測定をし」を「必要な作業環境測定を行い」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて行われなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るために必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公示した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれららの団体に対し、当該作業環境測定指針に關し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

第七十一条中「国は、」の下に「第六十五条の規定による報告をせよ」という文を加え、「当該健康診断」を

るため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解説)を含む。」をいう。

第十八条第三項を次のよう改める。

3 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

第十九条第三項を次のよう改める。

1 産業医

2 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

3 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

二 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

3 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

| | | | | |
|----------|----------|--------|----------|---------|
| 三四月 | 二七、二〇〇円 | 三、四〇円 | 六八、一三〇円 | 八、〇九〇円 |
| 三五月 | 二八、〇〇〇円 | 三、五〇〇円 | 六九、四七〇円 | 八、二五〇円 |
| 三六月 | 三〇、三一〇円 | 三、六〇〇円 | 七〇、八二〇円 | 八、四一〇円 |
| 三七月 | 三一、一六〇円 | 三、七〇〇円 | 七二、一七〇円 | 八、五七〇円 |
| 三八月 | 三三、〇〇〇円 | 三、八〇〇円 | 七三、五二〇円 | 八、七三〇円 |
| 三九月 | 三三、八四〇円 | 三、九〇〇円 | 七四、九五〇円 | 九、四一〇円 |
| 三四〇月 | 三三、六八〇円 | 四、〇〇〇円 | 七六、三八〇円 | 九、〇七〇円 |
| 四一月 | 三四、五三〇円 | 四、一〇〇円 | 七七、八一〇円 | 九、二四〇円 |
| 四二月 | 三五、三七〇円 | 四、二〇〇円 | 七九、二四〇円 | 八、九〇〇円 |
| 四三月 | 三六、七二〇円 | 四、三六〇円 | 七八月 | 八〇、六七〇円 |
| 四四月 | 三八、〇六〇円 | 四、五二〇円 | 八二、一一〇円 | 九、七五〇円 |
| 四五月 | 三九、四一〇円 | 四、六八〇円 | 八三、六二〇円 | 九、九三〇円 |
| 四六月 | 四〇、七六〇円 | 四、八四〇円 | 八五、一四〇円 | 一〇、一一〇円 |
| 四七月 | 四一、一一〇円 | 五、〇〇〇円 | 八六、六五〇円 | 一〇、二九〇円 |
| 四八月 | 四三、四五〇円 | 五、一六〇円 | 八八、一七〇円 | 一〇、四七〇円 |
| 四九月 | 四四、八〇〇円 | 五、三三〇円 | 八九、六八〇円 | 一〇、六五〇円 |
| 五〇月 | 四六、一五〇円 | 五、四八〇円 | 九一、二〇〇円 | 一一、八三〇円 |
| 五一月 | 四七、四九〇円 | 五、六四〇円 | 九二、七二〇円 | 一一、〇一〇円 |
| 五二月 | 四八、七六〇円 | 五、七九〇円 | 九四、二三〇円 | 一一、一九〇円 |
| 五三月 | 五〇、〇二〇円 | 五、九四〇円 | 九五、七五〇円 | 一一、三七〇円 |
| 五四月 | 五一、二八〇円 | 六、〇九〇円 | 九七、二六〇円 | 一一、五五〇円 |
| 五五月 | 五二、四六〇円 | 六、二三〇円 | 九八、七八〇円 | 一一、七三〇円 |
| 五六月 | 五三、六四〇円 | 六、三七〇円 | 一〇〇、二九〇円 | 一一、九一〇円 |
| 五七月 | 五四、八二〇円 | 六、五一〇円 | 一〇一、九八〇円 | 一二、一一〇円 |
| 五八月 | 五六、〇〇〇円 | 六、六五〇円 | 一〇三、六六〇円 | 一二、三一〇円 |
| 五九月 | 五七、一八〇円 | 六、七九〇円 | 一〇五、三五〇円 | 一二、五一〇円 |
| 六〇月 | 五六、三六〇円 | 六、九三〇円 | 一〇七、〇三〇円 | 一二、七一〇円 |
| 六一月 | 五九、五四〇円 | 七、〇七〇円 | 一〇八、七二〇円 | 一二、九一〇円 |
| 六二月 | 六〇、七二〇円 | 七、二一〇円 | 一一〇、四〇〇円 | 一二、一一〇円 |
| 六三月 | 六一、八九〇円 | 七、三五〇円 | 一一二、〇八〇円 | 一三、三一〇円 |
| 六四月 | 六三、〇七〇円 | 七、四九〇円 | 一一三、七七〇円 | 一三、五一〇円 |
| 六五月 | 六四、二五〇円 | 七、六三〇円 | 一一五、四五〇円 | 一三、七二〇円 |
| 六六月 | 六五、四三〇円 | 七、七七〇円 | 一一七、一四〇円 | 一三、九一〇円 |
| 六七月 | 六六、七八〇円 | 七、九三〇円 | 一一八、九一〇円 | 一四、一二〇円 |
| 一〇一月 | 一一一、一〇〇円 | | | |
| 一一八、九一〇円 | | | | |

| | | | | |
|------|----------|----------|----------|---------|
| 一〇二月 | 一一〇、六七〇円 | 一四、三三〇円 | 一九四、一二〇円 | 一一、八五〇円 |
| 一〇三月 | 一一一、五三〇円 | 一四、五五〇円 | 一九六、二七〇円 | 一一、〇八〇円 |
| 一〇四月 | 一二四、三八〇円 | 一四、七七〇円 | 一九八、三一〇円 | 一一、三一〇円 |
| 一〇五月 | 一二六、二三〇円 | 一四、九九〇円 | 一九〇、三六〇円 | 一一、五四〇円 |
| 一〇六月 | 一二八、〇八〇円 | 一五、二一〇円 | 一〇一、四〇〇円 | 一一、七七〇円 |
| 一〇七月 | 一二九、九四〇円 | 一五、四三〇円 | 一〇四、四四〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 一〇八月 | 一三一、七九〇円 | 一五、六五〇円 | 一〇六、四九〇円 | 一一、二三〇円 |
| 一〇九月 | 一三三、六四〇円 | 一五、八七〇円 | 一〇八、五三〇円 | 一一、四六〇円 |
| 一一〇月 | 一三五、四九〇円 | 一六、〇九〇円 | 一〇九、五八〇円 | 一一、六九〇円 |
| 一一一月 | 一三七、三五〇円 | 一六、三一〇円 | 一一一、八四〇円 | 一二、二〇〇円 |
| 一一二月 | 一三九、二〇〇円 | 一六、五三〇円 | 一一二、七〇〇円 | 一二、七七〇円 |
| 一一三月 | 一四一、〇五〇円 | 一六、七五〇円 | 一一三、五九〇円 | 一二、〇八〇円 |
| 一一四月 | 一四二、九一〇円 | 一六、九七〇円 | 一一四、六二〇円 | 一二、二〇〇円 |
| 一一五月 | 一四四、七六〇円 | 一七、一九〇円 | 一一五、八〇〇円 | 一二、四七〇円 |
| 一一六月 | 一四六、六一〇円 | 一七、四一〇円 | 一一六、七一〇円 | 一二、五八〇円 |
| 一一七月 | 一四八、四六〇円 | 一七、六三〇円 | 一一七、八四〇円 | 一二、六九〇円 |
| 一一八月 | 一五〇、三一〇円 | 一七、八五〇円 | 一一八、七六〇円 | 一二、八〇〇円 |
| 一一九月 | 一五一、一七〇円 | 一八、〇七〇円 | 一一九、八〇〇円 | 一二、九〇〇円 |
| 一一六月 | 一六二、五八〇円 | 一八、二九〇円 | 一一一、三九〇円 | 一二、一〇〇円 |
| 一一七月 | 一六三、四四〇円 | 一八、九五〇円 | 一一二、八〇〇円 | 一二、二〇〇円 |
| 一一八月 | 一六四、五三〇円 | 一八、五一〇円 | 一一三、二九〇円 | 一二、三〇〇円 |
| 一一九月 | 一六六、四九〇円 | 一八、七三〇円 | 一一四、三九〇円 | 一二、四〇〇円 |
| 一一六月 | 一六八、四四〇円 | 一八、九五〇円 | 一一五、二九〇円 | 一二、五〇〇円 |
| 一一七月 | 一六九、三一〇円 | 一九、一七〇円 | 一一六、一九〇円 | 一二、六〇〇円 |
| 一一四月 | 一七〇、四〇〇円 | 一九、三九〇円 | 一一七、二九〇円 | 一二、七〇〇円 |
| 一一五月 | 一七二、三六〇円 | 一九、三九〇円 | 一一八、二九〇円 | 一二、八〇〇円 |
| 一一六月 | 一七四、三一〇円 | 一九、六一〇円 | 一一九、一九〇円 | 一二、九〇〇円 |
| 一一七月 | 一七六、二七〇円 | 一九、八三〇円 | 一一〇、二七〇円 | 一二、一〇〇円 |
| 一一八月 | 一七八、二二〇円 | 一九、〇五〇円 | 一一一、二七〇円 | 一二、二〇〇円 |
| 一一九月 | 一八〇、一八〇円 | 一九、二七〇円 | 一一二、二七〇円 | 一二、三〇〇円 |
| 一一〇月 | 一八二、一三〇円 | 一九、四九〇円 | 一一三、二七〇円 | 一二、四〇〇円 |
| 一一一月 | 一八四、〇九〇円 | 一九、七一〇円 | 一一四、二七〇円 | 一二、五〇〇円 |
| 一一二月 | 一八六、〇四〇円 | 一九、九三〇円 | 一一五、二〇〇円 | 一二、六〇〇円 |
| 一一三月 | 一八八、〇九〇円 | 一九、九三〇円 | 一一六、二七〇円 | 一二、七〇〇円 |
| 一一四月 | 一九〇、一三〇円 | 一九、九三〇円 | 一一七、二七〇円 | 一二、八〇〇円 |
| 一一五月 | 一九二、一八〇円 | 二一、三九〇円 | 一一八、二七〇円 | 一二、九〇〇円 |
| 一六九月 | 一六八月 | 二六五、一六〇円 | 二九、八三〇円 | 三〇、三九〇円 |

| | | | | | | |
|------|----------|----------|------|----------|--|---------|
| 一七〇月 | 二七二、六二〇円 | 三〇、六七〇円 | 二〇四月 | 三六〇、六二〇円 | | 四〇、五七〇円 |
| 一七一月 | 二七五、一一〇円 | 三〇、九五〇円 | 二〇五月 | 三六三、三八〇円 | | 四〇、八八〇円 |
| 一七二月 | 二七七、六〇〇円 | 三一、三三〇円 | 二〇六月 | 三六六、二二〇円 | | 四一、二〇〇円 |
| 一七三月 | 二八〇、〇九〇円 | 三一、五一〇円 | 二〇七月 | 三六九、〇七〇円 | | 四一、五二〇円 |
| 一七四月 | 二八二、五八〇円 | 三一、七九〇円 | 二〇八月 | 三七一、九一〇円 | | 四一、八四〇円 |
| 一七五月 | 二八五、〇七〇円 | 三一、〇七〇円 | 二〇九月 | 三七四、七六〇円 | | 四二、一六〇円 |
| 一七六月 | 二八七、五六〇円 | 三一、三五〇円 | 二二〇月 | 三七七、六〇〇円 | | 四二、四八〇円 |
| 一七七月 | 二九〇、〇四〇円 | 三一、六三〇円 | 二二一月 | 三八〇、四四〇円 | | 四二、八〇〇円 |
| 一七八月 | 二九二、五三〇円 | 三一、九一〇円 | 二二二月 | 三八三、三八〇円 | | 四三、一三〇円 |
| 一七九月 | 二九五、〇二〇円 | 三一、一九〇円 | 二二三月 | 三八六、三一〇円 | | 四三、四六〇円 |
| 一八〇月 | 二九七、五一〇円 | 三一、四七〇円 | 二二四月 | 三八九、二四〇円 | | 四三、七九〇円 |
| 一八一月 | 三〇〇、〇〇〇円 | 三一、七五〇円 | 二二五月 | 三九二、一八〇円 | | 四四、一二〇円 |
| 一八二月 | 三〇一、四九〇円 | 三四、〇三〇円 | 二二六月 | 三九五、一一〇円 | | 四五、四五〇円 |
| 一八三月 | 三〇四、九八〇円 | 三四、三一〇円 | 二二七月 | 三九八、〇四〇円 | | 四五、七九〇円 |
| 一八四月 | 三〇七、五六〇円 | 三四、六〇〇円 | 二二八月 | 四〇〇、九八〇円 | | 四五、一一〇円 |
| 一八五月 | 三一〇、一三〇円 | 三四、八九〇円 | 二二九月 | 四〇四、〇〇〇円 | | 四五、四五〇円 |
| 一八六月 | 三一三、七一〇円 | 三四、一八〇円 | 二二〇月 | 四〇七、〇一〇円 | | 四五、七九〇円 |
| 一八七月 | 三一五、二九〇円 | 三四、四七〇円 | 二二一月 | 四一〇、〇四〇円 | | 四六、一三〇円 |
| 一八八月 | 三一七、八七〇円 | 三四、七六〇円 | 二二二月 | 四一三、〇七〇円 | | 四六、四五〇円 |
| 一八九月 | 三一九、四四〇円 | 三四、〇五〇円 | 二二三月 | 四一六、〇九〇円 | | 四六、八一〇円 |
| 一九〇月 | 三二一、〇二〇円 | 三四、三四〇円 | 二二四月 | 四一九、一一〇円 | | 四七、一五〇円 |
| 一九一月 | 三二五、六〇〇円 | 三四、六三〇円 | 二二五月 | 四二二、二二〇円 | | 四七、五〇〇円 |
| 一九二月 | 三二八、一八〇円 | 三四、九二〇円 | 二二六月 | 四二五、三三〇円 | | 四七、八五〇円 |
| 一九三月 | 三三〇、八四〇円 | 三七、二二〇円 | 二二七月 | 四二八、四四〇円 | | 四八、二〇〇円 |
| 一九四月 | 三三三、五一〇円 | 三七、五二〇円 | 二二八月 | 四二一、五六〇円 | | 四八、五五〇円 |
| 一九五月 | 三三六、一八〇円 | 三八、一二〇円 | 二二九月 | 四二四、六七〇円 | | 四八、九〇〇円 |
| 一九六月 | 三三八、八四〇円 | 三四一、〇七〇円 | 二二〇月 | 四二七、八七〇円 | | 四九、二六〇円 |
| 一九七月 | 三四一、五一〇円 | 三四、四一〇円 | 二二一月 | 四四一、〇七〇円 | | 四九、六二〇円 |
| 一九八月 | 三四四、一八〇円 | 三八、七二〇円 | 二二二月 | 四四四、二七〇円 | | 四九、九八〇円 |
| 一九九月 | 三四六、八四〇円 | 三九、三二〇円 | 二二三月 | 四五七、四七〇円 | | 五〇、三四〇円 |
| 二〇〇月 | 三四九、六〇〇円 | 三九、六四〇円 | 二二四月 | 四五〇、六七〇円 | | 五〇、七〇〇円 |
| 二〇一月 | 三五二、三六〇円 | 三九、三三〇円 | 二二五月 | 四五三、八七〇円 | | 五一、〇六〇円 |
| 二〇二月 | 三五五、一一〇円 | 三九、九五〇円 | 二二六月 | 四五七、〇七〇円 | | 五一、四二〇円 |
| 二〇三月 | 三五七、八七〇円 | 四〇、二六〇円 | 二二七月 | 四五〇、三六〇円 | | 五一、七九〇円 |

| | | | | | |
|------|----------|---------|------|----------|---------|
| 二三八月 | 四六三、六四〇円 | 五一、一六〇円 | 二七二月 | 五八五、一六〇円 | 六五、八三〇円 |
| 二三九月 | 四六六、九三〇円 | 五二、五三〇円 | 二七三月 | 五八九、〇七〇円 | 六六、二七〇円 |
| 二四〇月 | 四七〇、二二〇円 | 五一、九〇〇円 | 二七四月 | 五九二、九八〇円 | 六六、七一〇円 |
| 二四一月 | 四七三、六〇〇円 | 五三、二八〇円 | 二七五月 | 五九六、八九〇円 | 六七、一五〇円 |
| 二四二月 | 四七六、九八〇円 | 五六、六六〇円 | 二七六月 | 六〇〇、八〇〇円 | 六八、〇四〇円 |
| 二四三月 | 四八〇、三六〇円 | 五四、〇四〇円 | 二七七月 | 六〇四、八〇〇円 | 六八、四九〇円 |
| 二四四月 | 四八三、七三〇円 | 五四、四二〇円 | 二七八月 | 六〇八、八〇〇円 | 六八、九四〇円 |
| 二四五月 | 四八七、一一〇円 | 五四、八〇〇円 | 二七九月 | 六一二、八〇〇円 | 六九、三九〇円 |
| 二四六月 | 四九〇、四九〇円 | 五六、一八〇円 | 二八〇月 | 六二八、八九〇円 | 七〇、七五〇円 |
| 二四七月 | 四九三、九六〇円 | 五六、五七〇円 | 二八一月 | 六二〇、八〇〇円 | 七一、二二〇円 |
| 二四八月 | 四九七、四二〇円 | 五六、九六〇円 | 二八二月 | 六二四、八〇〇円 | 七一、六七〇円 |
| 二四九月 | 五〇〇、八九〇円 | 五六、三五〇円 | 二八三月 | 六三七、〇七〇円 | 七二、一四〇円 |
| 二四十月 | 五〇四、三六〇円 | 五六、七四〇円 | 二八四月 | 六四一、二四〇円 | 七三、五五〇円 |
| 二五一月 | 五〇七、八二〇円 | 五六、一三〇円 | 二八五月 | 六四五、四二〇円 | 七四、〇八〇円 |
| 二五二月 | 五一、二九〇円 | 五六、五二〇円 | 二八六月 | 六四九、六〇〇円 | 七五、九九〇円 |
| 二五〇月 | 五〇四、八四〇円 | 五六、九二〇円 | 二八七月 | 六五三、七八〇円 | 七六、八四〇円 |
| 二五一年 | 五一八、四〇〇円 | 五六、三二〇円 | 二八八月 | 六五八、〇四〇円 | 七七、六一〇円 |
| 二五二年 | 五一、九六〇円 | 五六、七二〇円 | 二八九月 | 六六六、五八〇円 | 七八、四四〇円 |
| 二五三年 | 五一四、八四〇円 | 五六、九二〇円 | 二九〇月 | 六七〇、八四〇円 | 七八、九三〇円 |
| 二五四年 | 五一八、四〇〇円 | 五六、三二〇円 | 二九一年 | 六六二、三一〇円 | 七八、五二〇円 |
| 二五五年 | 五一、九六〇円 | 五六、七二〇円 | 二九二月 | 六七五、一一〇円 | 七八、九一〇円 |
| 二五六年 | 五一五、五二〇円 | 五六、九二〇円 | 二九三年 | 六八三、八二〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五七年 | 五一、九一〇円 | 五六、三三〇円 | 二九四年 | 六八八、一八〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五八年 | 五一、九二〇円 | 五六、一五〇円 | 二九五年 | 六九二、五三〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五九年 | 五一、九三〇円 | 五六、五六〇円 | 二九六年 | 六九六、八九〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五〇年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 二九七年 | 七〇一、三三〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五一年 | 五一、九三〇円 | 五六、三三〇円 | 二九八年 | 七〇五、七八〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五二年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 二九九年 | 七〇九、二二〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五三年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 二九〇月 | 七一〇、二二〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五四年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 三〇一年 | 七一四、七六〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五五年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 三〇二月 | 七一九、二九〇円 | 七八、九〇〇円 |
| 二五六年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 三〇〇月 | 七二三、八二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二六七年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 三〇四月 | 七二九、二九〇円 | 八〇、九二〇円 |
| 二六八年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 三〇五月 | 七三三、八二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二六九年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 二七〇月 | 七四一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七〇年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 二七一年 | 七四六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七一年 | 五一、九三〇円 | 五六、二七〇円 | 二七二月 | 七五二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |

| | | | | | |
|------|----------|---------|------|-----------|---------|
| 二七二月 | 七五二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七三月 | 七五九、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七四年 | 七六一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七五年 | 七六六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七六年 | 七六六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七七年 | 七七一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七七年 | 七七一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七八年 | 七七六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七九年 | 七七六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七九年 | 七八一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七〇月 | 七八一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七〇月 | 七八六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七一年 | 七八六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七一年 | 七九一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七二年 | 七九一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七二月 | 七九六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七三年 | 七九六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七三年 | 八〇一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七四年 | 八〇一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七四年 | 八〇六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七五年 | 八〇六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七五年 | 八一一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七六年 | 八一一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七六年 | 八一六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七七年 | 八一六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七七年 | 八二一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七八年 | 八二一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七八年 | 八二六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七九年 | 八二六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七九年 | 八三一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七〇月 | 八三一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七〇月 | 八三六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七一年 | 八三六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七一年 | 八四一、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七二年 | 八四一、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七二月 | 八四六、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七三年 | 八四六、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七三年 | 八五二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七四年 | 八五二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七四年 | 八五七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七五年 | 八五七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七五年 | 八六二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七六年 | 八六二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七六年 | 八六七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七七年 | 八六七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七七年 | 八七二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七八年 | 八七二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七八年 | 八七七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七九年 | 八七七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七九年 | 八八二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七〇月 | 八八二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七〇月 | 八八七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七一年 | 八八七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七一年 | 八九二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七二年 | 八九二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七二月 | 八九七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七三年 | 八九七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七三年 | 九〇二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七四年 | 九〇二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七四年 | 九〇七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七五年 | 九〇七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七五年 | 九一二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七六年 | 九一二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七六年 | 九一七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七七年 | 九一七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七七年 | 九二二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七八年 | 九二二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七八年 | 九二七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七九年 | 九二七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七九年 | 九三二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七〇月 | 九三二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七〇月 | 九三七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七一年 | 九三七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七一年 | 九四二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七二年 | 九四二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七二月 | 九四七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七三年 | 九四七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七三年 | 九五二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七四年 | 九五二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七四年 | 九五七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七五年 | 九五七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七五年 | 九六二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七六年 | 九六二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七六年 | 九六七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七七年 | 九六七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七七年 | 九七二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七八年 | 九七二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七八年 | 九七七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七九年 | 九七七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七九年 | 九八二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七〇月 | 九八二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七〇月 | 九八七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七一年 | 九八七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七一年 | 九九二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七二年 | 九九二、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七二月 | 九九七、二二〇円 | 八一、四三〇円 |
| 二七三年 | 九九七、二二〇円 | 八一、四三〇円 | 二七三年 | 一〇〇二、二二〇円 | 八一、四三〇円 |

| | | | | |
|------|------------|----------|------------|----------|
| 三〇六月 | 七二八、三六〇円 | 八一、九四〇円 | 八九七、四二〇円 | 一〇〇、九六〇円 |
| 三〇七月 | 七三二、九八〇円 | 八二、四六〇円 | 九〇二、八四〇円 | 一〇一、五七〇円 |
| 三〇八月 | 七三七、六〇〇円 | 八二、九八〇円 | 九一三、六九〇円 | 一〇一、七八〇円 |
| 三一〇月 | 七四二、二二〇円 | 八三、五〇〇円 | 九〇八、二七〇円 | 一〇三、四一〇円 |
| 三一一月 | 七四六、八四〇円 | 八四、〇二〇円 | 九一九、二〇〇円 | 一〇四、〇三〇円 |
| 三一二月 | 七五一、五六〇円 | 八四、五五〇円 | 九一四、七一〇円 | 一〇四、〇三〇円 |
| 三三四月 | 七五六、二七〇円 | 八五、〇八〇円 | 九三〇、二一〇円 | 一〇四、六五〇円 |
| 三四五月 | 七六〇、九八〇円 | 八五、六一〇円 | 九三五、七三〇円 | 一〇五、二七〇円 |
| 三二四月 | 七六五、六九〇円 | 八六、一四〇円 | 九四一、三三〇円 | 一〇七、八〇〇円 |
| 三一五月 | 七七〇、四九〇円 | 八六、六八〇円 | 九四六、九三〇円 | 一〇六、五三〇円 |
| 三一六月 | 七七五、二九〇円 | 八七、三一〇円 | 九五二、五三〇円 | 一〇九、〇九〇円 |
| 三一七月 | 七八〇、〇九〇円 | 八七、七六〇円 | 九五八、二三〇円 | 一〇九、七四〇円 |
| 三一八月 | 七八四、八九〇円 | 八八、三〇〇円 | 九六三、九一〇円 | 一一〇、三四〇円 |
| 三一九月 | 七八九、七八〇円 | 八八、八五〇円 | 九六九、六九〇円 | 一一一、〇五〇円 |
| 三二〇月 | 七九四、六七〇円 | 八九、四〇〇円 | 九七五、四七〇円 | 一一二、七一〇円 |
| 三二一月 | 七九九、五六〇円 | 八九、九五〇円 | 九八一、二四〇円 | 一一三、〇三〇円 |
| 三二二月 | 八〇四、四四〇円 | 九〇、五〇〇円 | 九八七、一一〇円 | 一一三、七〇〇円 |
| 三二三月 | 八〇九、四二〇円 | 九一、〇六〇円 | 九九二、九八〇円 | 一一四、三七〇円 |
| 三二四月 | 八一四、四〇〇円 | 九一、六二〇円 | 九九八、八四〇円 | 一一五、〇四〇円 |
| 三二五月 | 八一九、三八〇円 | 九二、一八〇円 | 一〇〇四、七一〇円 | 一一六、六七〇円 |
| 三二六月 | 八二四、四四〇円 | 九二、七五〇円 | 一〇一〇、六七〇円 | 一一七、七〇〇円 |
| 三二七月 | 八二九、五一〇円 | 九三、三二〇円 | 一〇一六、六二〇円 | 一一八、五八〇円 |
| 三二八月 | 八三四、五八〇円 | 九三、八九〇円 | 一〇二二、五八〇円 | 一一九、四九〇円 |
| 三二九月 | 八三九、六四〇円 | 九四、四六〇円 | 一〇二八、六二〇円 | 一一〇、三四〇円 |
| 三二〇月 | 八四四、八〇〇円 | 九五、〇四〇円 | 一〇三四、六七〇円 | 一一一、三九〇円 |
| 三二一月 | 八四九、九六〇円 | 九五、六二〇円 | 一〇四〇、七一〇円 | 一一二、六九〇円 |
| 三二二月 | 八五五、一一〇円 | 九六、二〇〇円 | 一〇四六、八四〇円 | 一一三、五九〇円 |
| 三二三月 | 八六〇、二七〇円 | 九六、七八〇円 | 一〇五二、九八〇円 | 一一四、三九〇円 |
| 三二四月 | 八六五、五一〇円 | 九七、三七〇円 | 一〇五九、一一〇円 | 一一五、〇四〇円 |
| 三二五月 | 八七〇、七六〇円 | 九七、九六〇円 | 一〇六五、三三〇円 | 一一七、七七〇円 |
| 三二六月 | 八七六、〇〇〇円 | 九八、五五〇円 | 一〇七一、五六〇円 | 一一八、四六〇円 |
| 三二七月 | 八八一、三三〇円 | 九九、一五〇円 | 一〇七七、七八〇円 | 一一九、二五〇円 |
| 三二八月 | 八八六、六七〇円 | 九九、七五〇円 | 一〇九〇、四〇〇円 | 一二一、六七〇円 |
| 三二九月 | 八九二、〇〇〇円 | 一一〇、三五〇円 | 一一〇九〇、四〇〇円 | 一二二、九六〇円 |
| 三七二月 | 一一〇九〇、四〇〇円 | 一二一、二五〇円 | 一二二、六七〇円 | 一二三、七八〇円 |
| 三七三月 | 一一〇九〇、四〇〇円 | 一二二、六七〇円 | 一二三、七八〇円 | 一二四、六九〇円 |

| | | | | |
|------|------------|----------|------------|----------|
| 三七四月 | 一、〇九六、七一〇円 | 一一三、三八〇円 | 一、三三一、八二〇円 | 一四九、八三〇円 |
| 三七五月 | 一、一〇三、一一〇円 | 一二四、一〇〇円 | 一、三三九、三八〇円 | 一五〇、六八〇円 |
| 三七六月 | 一、一〇九、五一〇円 | 一二四、八二〇円 | 一、三四六、九三〇円 | 一五一、五三〇円 |
| 三七七月 | 一、一一五、九一〇円 | 一二五、五四〇円 | 一、三五四、四九〇円 | 一五二、三八〇円 |
| 三七八月 | 一、一二二、四〇〇円 | 一二六、二七〇円 | 一、三六二、一三〇円 | 一五三、二四〇円 |
| 三七九月 | 一、一二八、八九〇円 | 一二七、〇〇〇円 | 一、三六九、七八〇円 | 一五四、一〇〇円 |
| 三八〇月 | 一、一三五、三八〇円 | 一二七、七三〇円 | 一、三七七、五一〇円 | 一五四、九七〇円 |
| 三八一月 | 一、一四一、九六〇円 | 一二八、四七〇円 | 一、三八五、二四〇円 | 一五五、八四〇円 |
| 三八二月 | 一、一四八、五三〇円 | 一二九、二一〇円 | 一、三九三、〇七〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 三八三月 | 一、一五五、二〇〇円 | 一二九、九六〇円 | 一、四〇〇、八九〇円 | 一五七、六〇〇円 |
| 三八四月 | 一、一六一、八七〇円 | 一二〇、七一〇円 | 一、四〇八、七一〇円 | 一五八、四八〇円 |
| 三八五月 | 一、一六八、五三〇円 | 一二一、四六〇円 | 一、四一六、六二〇円 | 一五九、三七〇円 |
| 三八六月 | 一、一七五、二九〇円 | 一二一、二二〇円 | 一、四二四、四三〇円 | 一六〇、二六〇円 |
| 三八七月 | 一、一八二、〇四〇円 | 一二二、九八〇円 | 一、四三二、五三〇円 | 一六一、一六〇円 |
| 三八八月 | 一、一八八、八九〇円 | 一二三、七五〇円 | 一、四四〇、五三〇円 | 一六二、〇六〇円 |
| 三八九月 | 一、一九五、七三〇円 | 一二四、五二〇円 | 一、四五八、六二〇円 | 一六三、八八〇円 |
| 三九〇月 | 一、二〇二、五八〇円 | 一二五、二九〇円 | 一、四五六、七一〇円 | 一六四、七九〇円 |
| 三九一月 | 一、二〇九、五一〇円 | 一二六、〇七〇円 | 一、四六四、八〇〇円 | 一六五、九七〇円 |
| 三九二月 | 一、二二六、四四〇円 | 一二六、八五〇円 | 一、四七二、九八〇円 | 一六六、六三〇円 |
| 三九三月 | 一、二三三、三八〇円 | 一二七、六三〇円 | 一、四八一、一六〇円 | 一六七、五六〇円 |
| 三九四月 | 一、二三〇、三一〇円 | 一二八、四一〇円 | 一、四八九、四二〇円 | 一六八、四九〇円 |
| 三九五月 | 一、二三七、三三〇円 | 一二九、二〇〇円 | 一、四九七、六九〇円 | 一六九、四三〇円 |
| 三九六月 | 一、二四四、三六〇円 | 一三九、九九〇円 | 一、五〇六、〇四〇円 | 一七〇、三七〇円 |
| 三九七月 | 一、二五一、四七〇円 | 一四〇、七九〇円 | 一、五一四、四〇〇円 | 一七一、三一〇円 |
| 三九八月 | 一、二五八、五八〇円 | 一四一、五九〇円 | 一、五二二、七六〇円 | 一七二、二六〇円 |
| 三九九月 | 一、二六五、七八〇円 | 一四二、四〇〇円 | 一、五三一、二〇〇円 | 一七三、二二〇円 |
| 四〇〇月 | 一、二七二、九八〇円 | 一四三、二一〇円 | 一、五六五、七三〇円 | 一七四、一八〇円 |
| 四〇一月 | 一、二八〇、一八〇円 | 一四四、〇二〇円 | 一、五四八、二七〇円 | 一七五、一五〇円 |
| 四〇二月 | 一、二八七、四七〇円 | 一四五、八四〇円 | 一、五五六、八九〇円 | 一七六、一二〇円 |
| 四〇三月 | 一、二九四、七六〇円 | 一四五、六六〇円 | 一、五六五、五一〇円 | 一七七、〇九〇円 |
| 四〇四月 | 一、三〇一、一三〇円 | 一四六、四九〇円 | 一、五七四、一三〇円 | 一七八、〇七〇円 |
| 四〇五月 | 一、三一六、八九〇円 | 一四七、三二〇円 | 一、五八二、八四〇円 | 一七九、〇五〇円 |
| 四〇六月 | 一、三三四、三六〇円 | 一四八、一五〇円 | 一、六〇〇、三六〇円 | 一八〇、〇四〇円 |
| 四〇七月 | | | | |

| | | | | |
|------|------------|------------|------------|----------|
| 四〇八月 | 一、三三一、八二〇円 | 一、三三九、三八〇円 | 一、三三九、三八〇円 | 一五〇、六八〇円 |
| 四〇九月 | 一、三三九、三八〇円 | 一、三四六、九三〇円 | 一、三四六、九三〇円 | 一五一、五三〇円 |
| 四一〇月 | 一、三四六、九三〇円 | 一、三五四、四九〇円 | 一、三五四、四九〇円 | 一五二、三八〇円 |
| 四一月 | 一、三六二、一三〇円 | 一、三六九、七八〇円 | 一、三六九、七八〇円 | 一五四、一〇〇円 |
| 四二月 | 一、三七七、五一〇円 | 一、三七七、五一〇円 | 一、三七七、五一〇円 | 一五四、九七〇円 |
| 四三月 | 一、三八五、二四〇円 | 一、三八五、二四〇円 | 一、三八五、二四〇円 | 一五五、八四〇円 |
| 四四月 | 一、三九三、〇七〇円 | 一、三九三、〇七〇円 | 一、三九三、〇七〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四五月 | 一、三九三、〇七〇円 | 一、三九三、〇七〇円 | 一、三九三、〇七〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四六月 | 一、四〇〇、八九〇円 | 一、四〇〇、八九〇円 | 一、四〇〇、八九〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四七月 | 一、四〇八、七一〇円 | 一、四〇八、七一〇円 | 一、四〇八、七一〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四八月 | 一、四一六、六二〇円 | 一、四一六、六二〇円 | 一、四一六、六二〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四九月 | 一、四二四、四三〇円 | 一、四二四、四三〇円 | 一、四二四、四三〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十月 | 一、四三二、五三〇円 | 一、四三二、五三〇円 | 一、四三二、五三〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十一月 | 一、四四〇、五三〇円 | 一、四四〇、五三〇円 | 一、四四〇、五三〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十二月 | 一、四五八、六二〇円 | 一、四五八、六二〇円 | 一、四五八、六二〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十三月 | 一、四五六、七一〇円 | 一、四五六、七一〇円 | 一、四五六、七一〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十四月 | 一、四六四、八〇〇円 | 一、四六四、八〇〇円 | 一、四六四、八〇〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十五月 | 一、四七二、九八〇円 | 一、四七二、九八〇円 | 一、四七二、九八〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十六月 | 一、四八一、一六〇円 | 一、四八一、一六〇円 | 一、四八一、一六〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十七月 | 一、四八九、四二〇円 | 一、四八九、四二〇円 | 一、四八九、四二〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十八月 | 一、四九七、六九〇円 | 一、四九七、六九〇円 | 一、四九七、六九〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 四十九月 | 一、五〇六、〇四〇円 | 一、五〇六、〇四〇円 | 一、五〇六、〇四〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十个月 | 一、五一四、四〇〇円 | 一、五一四、四〇〇円 | 一、五一四、四〇〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十一月 | 一、五二二、七六〇円 | 一、五二二、七六〇円 | 一、五二二、七六〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十二月 | 一、五三一、二〇〇円 | 一、五三一、二〇〇円 | 一、五三一、二〇〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十三月 | 一、五六五、七三〇円 | 一、五六五、七三〇円 | 一、五六五、七三〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十四月 | 一、五七四、一三〇円 | 一、五七四、一三〇円 | 一、五七四、一三〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十五月 | 一、五八二、八四〇円 | 一、五八二、八四〇円 | 一、五八二、八四〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十六月 | 一、六〇〇、三六〇円 | 一、六〇〇、三六〇円 | 一、六〇〇、三六〇円 | 一五六、七二〇円 |
| 五十七月 | | | | |

| | | | | | |
|-------|------------|----------|------|------------|----------|
| 四四二月 | 一、六〇九、一六〇円 | 一八一、〇三〇円 | 四七六月 | 一、九三六、二七〇円 | 二一七、八三〇円 |
| 四四三月 | 一、六一八、〇四〇円 | 一八二、〇三〇円 | 四七七月 | 一、九四六、七六〇円 | 二一九、〇二〇円 |
| 四四四月 | 一、六二六、九三〇円 | 一八三、〇三〇円 | 四七八月 | 一、九五七、二四〇円 | 二一〇、一九〇円 |
| 四四五月 | 一、六三五、九一〇円 | 一八四、〇四〇円 | 四八〇月 | 一、九六七、八二〇円 | 二一一、三八〇円 |
| 四五六月 | 一、六四四、八九〇円 | 一八五、〇五〇円 | 四八一月 | 一、九七八、四〇〇円 | 二一一、五七〇円 |
| 四四七月 | 一、六五三、九六〇円 | 一八六、〇七〇円 | 四八二月 | 一、九八九、〇七〇円 | 二二三、七七〇円 |
| 四四八月 | 一、六六三、〇二〇円 | 一八七、〇九〇円 | 四八三月 | 一、九九九、八二〇円 | 二二四、九八〇円 |
| 四四九月 | 一、六七一、一八〇円 | 一八八、一二〇円 | 四八四月 | 一、九九一、四二〇円 | 二二八、六三〇円 |
| 四五〇月 | 一、六八一、三三〇円 | 一八九、一五〇円 | 四八五月 | 一、九九二、二七〇円 | 二二九、一九〇円 |
| 四五一月 | 一、六九〇、五八〇円 | 一九〇、一九〇円 | 四八六月 | 一、九九三、二一〇円 | 二三一、八六〇円 |
| 四五二月 | 一、六九九、八二〇円 | 一九一、二三〇円 | 四八七月 | 一、九九四、二二〇円 | 二三二、一〇〇円 |
| 四五三月 | 一、七〇九、一六〇円 | 一九二、二八〇円 | 四八八月 | 一、九九五、二四〇円 | 二三三、三四〇円 |
| 四五四月 | 一、七一八、四九〇円 | 一九三、三三〇円 | 四八九月 | 一、九九六、二四〇円 | 二三三、五九〇円 |
| 四五五月 | 一、七二七、九一〇円 | 一九四、三九〇円 | 四九〇月 | 一、九九七、三六〇円 | 二三三、八六〇円 |
| 四五六月 | 一、七三七、三三〇円 | 一九五、四五〇円 | 四九一月 | 一、九九八、六七〇円 | 二三一、一〇〇円 |
| 四五七月 | 一、七四六、八四〇円 | 一九六、五二〇円 | 四九二月 | 一、九九九、八七〇円 | 二三二、三六〇円 |
| 四五八月 | 一、七五六、三六〇円 | 一九七、五九〇円 | 四九三月 | 一、一〇一、一六〇円 | 二三三、八四〇円 |
| 四五九月 | 一、七六五、九六〇円 | 一九八、六七〇円 | 四九四月 | 一、一〇二、一六〇円 | 二三三、九一〇円 |
| 四五十月 | 一、七七五、五六〇円 | 一九九、七五〇円 | 四九五月 | 一、一〇三、五三〇円 | 二三三、七七〇円 |
| 四五十一月 | 一、七八五、二四〇円 | 一〇〇、八四〇円 | 四九六月 | 一、一〇四、一五〇円 | 二三四、二〇〇円 |
| 四五十二月 | 一、七九五、〇二〇円 | 一〇一、九四〇円 | 四九七月 | 一、一〇五、二六〇円 | 二四二、四九〇円 |
| 四五十三月 | 一、八〇四、八〇〇円 | 一〇六、三八〇円 | 四九八月 | 一、一〇六、九〇〇円 | 二四三、七九〇円 |
| 四五十四月 | 一、八一四、六七〇円 | 一〇七、五〇〇円 | 四九九月 | 一、一〇七、五八〇円 | 二四五、〇九〇円 |
| 四五十五月 | 一、八二四、五三〇円 | 一〇八、六二〇円 | 四五〇月 | 一、一〇八、二六〇円 | 二四六、四〇〇円 |
| 四五十六月 | 一、八三四、四九〇円 | 一〇九、七五〇円 | 五〇〇月 | 一、一〇九、九六〇円 | 二四七、七二〇円 |
| 四五十七月 | 一、八四四、四四〇円 | 一一〇、八九〇円 | 五〇一月 | 一、一一〇、六九〇円 | 二四九、〇四〇円 |
| 四五十八月 | 一、八五四、四〇〇円 | 一一一、〇三〇円 | 五〇二月 | 一、一一二、五一〇円 | 二五〇、三七〇円 |
| 四五十九月 | 一、八六四、四四〇円 | 一一二、一八〇円 | 五〇三月 | 一、一一七、三三〇円 | 二五一、七〇〇円 |
| 四五七〇月 | 一、八七四、五八〇円 | 一一三、一八〇円 | 五〇四月 | 一、一二一、二四〇円 | 二五三、〇四〇円 |
| 四五七一年 | 一、八八四、七一〇円 | 一一四、三三〇円 | 五〇五月 | 一、一二二、二四〇円 | 二五四、三九〇円 |
| 四五七二月 | 一、八九四、九三〇円 | 一一五、一八〇円 | 五〇六月 | 一、一二三、二四〇円 | 二五五、七五〇円 |
| 四五七三年 | 一、九〇五、一六〇円 | 一一六、三三〇円 | 五〇七月 | 一、一二四、四二〇円 | 二五七、一一〇円 |
| 四五七四年 | 一、九一五、四七〇円 | 一一七、四九〇円 | 五〇八月 | 一、一二五、六〇〇円 | 二五八、四八〇円 |
| 四五七五年 | 一、九二五、八七〇円 | 一一八、六六〇円 | 五〇九月 | 一、一二九、七八〇円 | 二五九、八五〇円 |

| | | | |
|------------|---|---|----------|
| 月数 を超える | 五一〇月 | 二、三二二、〇四〇円 | 一六一、二三〇円 |
| | 五一一月 | 二、三三三、四〇〇円 | 二六二、六二〇円 |
| | 五一二月 | 二、三四六、八四〇円 | 一六四、〇二〇円 |
| | 五一三月 | 二、三五九、二九〇円 | 一六五、四二〇円 |
| | 五一四月 | 二、三七一、八二〇円 | 二六六、八三〇円 |
| | 五一五月 | 二、三八四、三六〇円 | 二六八、二四〇円 |
| | 五一六月 | 二、三九六、九八〇円 | 二六九、六六〇円 |
| | 五一七月 | 二、四〇九、六九〇円 | 二七一、〇九〇円 |
| | 五一八月 | 二、四二二、四九〇円 | 二七二、五三〇円 |
| | 五一九月 | 二、四三五、二九〇円 | 二七三、九七〇円 |
| | 五一〇月 | 二、四四八、一八〇円 | 二七五、四二〇円 |
| | 五一十月 | 二、四六一、一六〇円 | 二七六、八八〇円 |
| | 五一十一月 | 二、四七四、一三〇円 | 二七八、三四〇円 |
| | 五一十二月 | 二、四八七、二〇〇円 | 二七九、八一〇円 |
| | 五一一月 | 二、五〇〇、三六〇円 | 二八一、二九〇円 |
| | 五一二月 | 二、五二三、六〇〇円 | 二八二、七八〇円 |
| | 五一三月 | 二、五二六、八四〇円 | 二八四、二七〇円 |
| | 五一七月 | 二、五四〇、一八〇円 | 二八五、七七〇円 |
| | 五一八月 | 二、五五三、六〇〇円 | 二八七、二八〇円 |
| | 五一九月 | 二、五六七、〇二〇円 | 二八八、七九〇円 |
| | 五一〇月 | 二、五八〇、五三〇円 | 二九〇、三一〇円 |
| | 五一一一月 | 二、五九四、一三〇円 | 二九一、八四〇円 |
| | 五一一二月 | 二、六〇七、八二〇円 | 二九三、三八〇円 |
| | 五一三月 | 二、六二一、六〇〇円 | 二九四、九三〇円 |
| | 五一四月 | 二、六三五、三八〇円 | 二九六、四八〇円 |
| | 五一五月 | 二、六四九、二四〇円 | 二九八、〇四〇円 |
| | 五一六月 | 二、六六三、二〇〇円 | 二九九、六一〇円 |
| | 五一七月 | 二、六七七、二四〇円 | 三〇一、一九〇円 |
| | 五一八月 | 二、六九一、二九〇円 | 三〇二、七七〇円 |
| | 五一九月 | 二、七〇五、四二〇円 | 三〇四、三六〇円 |
| | 五一〇月 | 二、七一九、六四〇円 | 三〇五、九六〇円 |
| を超える金額 | 二、七一九、六四〇円に、五四〇円 を超える一月につき一四、二二〇円 を加算した金額 | 三〇五、九六〇円に、五四〇円を 超える一月につき一六〇〇円を加算 した金額 | |

別表第一中「別表第二」を「別表第二（附則第六条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年十二月一日から施行する。ただし、第八十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（掛金月額に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が八百円未満である退職金共済契約については、改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第四条第二項の規定にかかるらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、その掛金月額を当該八百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が八百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を八百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの（以下「認定契約」という。）

については、新法第四条第二項の規定にかかるらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の八百円未満の額とすることができます。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

前項の規定による認定に関し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金額が八百円未満である退職金共済契約（認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が八百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

6 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に関しては、第二項中「労働大臣」とあるの

は「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあらるのは「運輸省令」とする。

（退職金に関する経過措置）

第三条 新法第十条第二項各号及び別表第一の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。

第四条 八百円未満の掛金月額により掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者は、あつて、施行日以後に退職したものに係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかるらず、次の各号により計算して得た金額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛け金の総額に満たないときは、おける退職金の額は、納付された掛け金の総額に相当する額とする。

一 八百円以下の掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ新法別表第一の中欄に定める金額の八分の一の金額（掛け金の納付があつた月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額に、八分の一の金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額）

二 八百円を超える掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額（特例被共済者に係る退職金等に関する経過措

第五条 施行日から昭和五十一年十二月一日までの期間（以下「暫定期間」という。）内に新法第九条の規定により掛け金月額が増加された退職金共済契約（附則第二条第四項の規定により同条第一項本文に規定する期間の満了の時に掛け金月

額が八百円に増加されたものとみなされた退職金共済契約を含む)の被共済者であつて、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数が二十四月以上であり、かつ、当該増加後の掛金月額による掛金の納付があつた月数が二十四月未満であるもの(以下「特例被共済者」という。)が退職したときににおける退職金の額は、新法第十一条第二項(前条の規定に該当する者にあつては、同条第二項(前条の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十一条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。)

一、暫定期間内における特例被共済者に係る掛金月額の増加がなかつたものとした場合における掛金月額について、新法第十一条第二項の規定により計算して得た額

2、暫定期間内における掛金月額の増加額について、その百円ごとに、百円にその増加額に係る掛金の納付があつた月数を乗じて得た額

前項の規定は、同項の退職金共済契約が解除されたことに伴い、特例被共済者に支給される解約手当金の額について準用する。この場合において、同項中「新法第十一条第二項(前条の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)」及び「新法第十一条第二項」とあるのは、「新法第十三条第四項」と読み替えるものとする。

(掛金納付月数の通算等に関する経過措置)

第六条 新法第十四条及び第九十四条第一項の規定は、被共済者が昭和四十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお從前の例による。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措置)

第七条 新法第八十二条第一項ただし書の規定は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退

金共済契約を含む)の被共済者であつて、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数が二十四月未満であるもの(以下「特例被共済者」という。)が退職したときににおける退職金の額は、新法第十一条第二項(前条の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかるわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十一条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

職金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金の支給については、なお從前の例による。

(国の補助に関する経過措置)

第八条 施行日前に退職した者に関する新法第九十五条第一号の規定の適用については、同号中「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済法」の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六号)(第三四五〇号)(第三五六〇号)(第三六三号)による改正前の別表第一」とする。

附則第四条に規定する者に関する新法第九十五条第一号の規定の適用については、同号中「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済法」の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六号)(第三四五〇号)(第三五六〇号)(第三六三号)による改正前の別表第一」とする。

- 一、生活保護基準の改定に関する請願(第三〇六号)(第三四五〇号)
- 一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第三四九号)(第三五六〇号)(第三六三号)

複雑多様化する社会情勢の中で、社会福祉対策は極めて広範多岐にわたり、これに対応するため市町村社会福祉協議会の組織・運営の充実強化が必要であるが、現行社会福祉事業法にそれに関する規定がなく、民間社会福祉活動の基盤が極めて弱い。

第二五五号 昭和五十年一月三十一日受理

国立小児腎センター設立に関する請願(第三〇六号)(第三四五〇号)

請願者 大阪府豊中市螢ヶ池東町四ノ一〇六全国「腎炎・ネフローゼ児」を守る会内 石川恒男

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 楠木 光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二三号 昭和五十年二月四日受理

県議会議長 文室定次郎
紹介議員 河本嘉久蔵君

市町村社会福祉協議会に関する規定を法制化するとともに、福祉活動専門員の設置等活動基盤の拡充強化を図らねばならない。

二、生活保護基準の改定に関する請願(第三〇六号)(第三四五〇号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第三四九号)(第三五六〇号)(第三六三号)

第三二六号 昭和五十年一月三十一日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 長崎市館内町二二〇一四 岡本純

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二三号 昭和五十年二月四日受理

県議会議長 文室定次郎
紹介議員 河本嘉久蔵君

市町村社会福祉協議会に関する規定を法制化するとともに、福祉活動専門員の設置等活動基盤の拡充強化を図らねばならない。

第三二五号 昭和五十年一月三十一日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 神戸市灘区鹿の下通二二〇一三林美江外四名

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

療術の制度化に関する請願（五通）

請願者 大阪府和泉市旭町二七八 山中キ

子外四名

紹介議員 徳永 止利君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二八号 昭和五十年一月五日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 広島市東白島町四ノ三 小川滋

子

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二九号 昭和五十年二月四日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一

三ホワイトビル内東京都保育所労

働組合内 尾崎薫枝外千名

紹介議員 塩出 啓典君

国民の要求に答える豊かな社会福祉を実現するため、次の事項の実現を図られたい。

(一) 民間社会福祉労働者の労働と生活にみあつた賃金を保障し、職種による差別賃金をなくすこと。当面、四万円以上の引上げを行い、最低十萬円の賃金を保障すること。なお、扶養手当と住宅手当を引き上げること。

1 超勤手当、夜勤手当、宿日直手当を労基法上に基づいて支給すること。

2 通勤手当を全額支給すること。

3 扶養手当と住宅手当を引き上げること。

4 被服手当を支給すること。

5 退職共済制度を充実させ、退職金を大幅に引き上げること。

(二) 職員の大増員、週四十時間労働の確立、健康で働く労働条件の保障について、

一、労基法（産休、生育休、年休）が最低保障するようにし、賃金の保障を義務

づけること。即ち、

1 全施設にたいし産休代替職員を全職種に適用すること。

2 産休の期間は産前・産後を通じて十八週間とすること。

3 出産前後一年間の夜勤免除と職員代替の保障をすること。

4 妊娠中の通院、つわり休暇の保障をすること。

5 妊娠中の労働時間の短縮を行うこと。

6 育児時間、看護休暇の保障をすること。

7 年休については初年度から年二十日間の有給の保障をすること。

(二) 研修時間の保障と旅費およびその費用を保障すること。

三、病欠代替職員を保障すること。

四、労働基準法施行規則第二十七条に基づく九時間労働を撤廃し、福祉労働者の労働時間を短縮すること。

五、腰痛症、けい脳症候群など労働による健康破壊については速やかに労災を認定し、その治療に伴う費用は全額保障すること。

六、精密な健康診断のできる費用を保障すること。

七、治療に伴う費用は全額保障すること。

八、施設利用者の豊かな生活と権利を保障すること。即ち、

1 社会福祉施設にたいする「単価払い制」、児童収容施設にたいする「開差是正」措置を行なわないこと。

2 公設民営方式や安易な事業団化をすすめないこと。

3 児童収容施設の保護者からの徴収金を軽減すること。

4 地方自治体に対する補助単価を引き上げ、超過負担を解消すること。

五、社会福祉施設利用者負担を軽減すること。即

1 児童収容施設の保護者からの徴収金を軽減すること。

2 保育所については、(1)徴収保育料のリング制をたち切ること。(2)第二子以上は全額免除

すること。

1 措置費を大幅に引き上げ、物価、賃金の動向にみあつたスライド制を実現すること。

2 社会福祉施設の増改築を大幅に行ない、その補助単価を引き上げること。なお、施設設置についての最低基準を引き上げ、それに伴う費用は国が負担すること。即ち、

1 児童、利用者一人に対する面積とあり方を検討すること。

2 職員宿室、休憩室、会議室を施設設置基準に入れること。

3 職員宿舎を完備できるよう保障すること。

4 社会福祉施設に機械冷暖房を完備すること。

5 保育所において遊戯室、午睡室、子ども

の図書室、ブールおよび三歳未満児にも屋外遊び場を最低基準に入れる。

6 老人ホームをはじめ社会福祉施設の居室の改善ならびに集会室、娯楽設備と面会室、面会者宿泊施設等必要な設備を完備すること。

7 給食設備を完備すること。

8 生活保護基準を大幅に引き上げ物価、賃金の動向にみあつたスライド制を実現すること。

9 だれもが安心してくらせる社会保障制度を確立すること。即ち、

1 六十歳以上の老齢者の医療を制限なく公費で完全に無料にすること。

2 各都道府県に老人総合病院を設置すること。

3 国民福祉年金（老齢福祉年金）を最低四万円にし、支給年齢を六十歳からとする。

4 乳幼児、障害者の医療を制限なく公費で完全に無料にすること。

5 地方自治体に対する補助単価を引き上げ、超過負担を解消すること。

六、社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願（三通）

請願者 横浜市西区西平沼五ノ一三東京ガ

スマーターブール内日本社会福祉

労働組合神奈川県支部内 岸田孝

史外二千百三十四名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

に関する請願

請願者 高知県南国市小竜六二二 長谷川

憲隆外千二十名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三二九号 昭和五十年二月四日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢一ノ二ノ五八

北原美明外千名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三二九号 昭和五十年二月四日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 静岡県伊東市川奈五一〇ノ七川奈

臨海学園内日本社会福祉労働組合

静岡支部内 豊田八郎外三千名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三二九号 昭和五十年二月四日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 横浜市西区西平沼五ノ一三東京ガ

スマーターブール内日本社会福祉

労働組合神奈川県支部内 岸田孝

史外二千百三十四名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

に関する請願

請願者 山形市旅籠町一ノ一〇ノ三〇福祉

会館内日本社会福祉労働組合山形
県支部内 石栗栄市外千名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三一四号 昭和五十年二月四日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都北区王子六ノ四ノ一〇豊川
支部内 鈴木美代子外八百六十九
名

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三二九号 昭和五十年二月五日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 秋田市手形山崎二〇二二ばと共同
保育園内日本社会福祉労働組合秋
田支部内 伊藤二雄外千名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三〇号 昭和五十年二月五日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都北区大橋二ノ一九ノ一
千二百四名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三五号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都墨田区下馬二ノ三九ノ二
千五百名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三六号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都豊島区西巣鴨一ノ二八ノ三
千五百名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三七号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都世田谷区大蔵三一ノ三
千五百名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三八号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都足立区新田二ノ一ノ一〇新
田保育園内 石丸美智代外三千名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三三九号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 静岡県田方郡修善寺町修善寺二六
千五百名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三四〇号 昭和五十年二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願請願者 東京都世田谷区下馬二ノ三九ノ二
六ノ一〇三 櫻戸島良子外三千百
九十九名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第三四一号 昭和五十年二月五日受理
生活保護基準の改定に関する請願請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
岩本忠男

紹介議員 小内 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三四二号 昭和五十年二月六日受理
生活保護基準の改定に関する請願請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
岩本忠男

紹介議員 小内 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三四三号 昭和五十年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願請願者 名古屋市千種区大久手町一ノ一九
加藤篠正外二十名

紹介議員 岩上 妙子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三四四号 昭和五十年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 はな子外二十名

紹介議員 小川 半次君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三四五号 昭和五十年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 柴山

紹介議員 岩本忠男

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三五〇号 昭和五十年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 柴山

紹介議員 岩本忠男

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三五一号 昭和五十年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 柴山

紹介議員 岩本忠男

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三五二号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都足立区新田二ノ一ノ一〇新
田保育園内 石丸美智代外三千名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三五三号 昭和五十年二月六日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願請願者 東京都墨田区大橋二ノ一九ノ一
千五百名

紹介議員 高橋 栄

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三五四号 昭和五十年二月四日受理
物価の上昇に対応するよう、速やかに、生活保護基準を改定されたい。請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 栄

紹介議員 羽生 三七君

物価の上昇に対応するよう、速やかに、生活保護基準を改定されたい。

請願者 名古屋市西区江向町二ノ六〇 大

野正雄外二十名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

一月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

(手当額)

第二章 特別児童扶養手当(第三条・第十六

条)

第三章 福祉手当(第十七条・第二十六条)

(手当額)

第四章 不服申立て(第二十七条・第三十二

条)

第五章 雜則(第三十三条・第四十二条)

附則

第一条中「国が」を削り、「重度の障害を有する者について、特別児童扶養手当等」を「障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給する」とともに「精神又は身体に重度の障害を有する者に福祉手当」に改める。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二条を削る。

第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条

2 この法律において「重度障害者」とは、別表第二に定める程度の障害の状態にあるた
め、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条第三項中「又は特別障害者(以下「障
害者」という。)」を削り、同条を第二条とする。

「第二章 特別児童扶養手当等の支給」を「第二
章 特別児童扶養手当」に改める。

第四条第一項中「障害者」を「障害児」に、
「障害児については特別児童扶養手当を、特別
障害者については特別福祉手当」を「特別児童
扶養手当(以下この章において「手当」という。)」
に改め、同条第二項中「障害者」を「障害児」
に改め、同条第三項中「特別児童扶養手当又は
特別福祉手当(以下「手当」という。)」を「手
当」に、「障害者」を「障害児」に改め、第一号
を削り、第二号を第一号とし、第三号を第一号
とし、同条に次の一項を加える。

5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の
生活の向上に寄与するために支給されるもの
である趣旨にかんがみ、これをその趣旨に
従つて用いなければならない。

第四条を第三条とし、同条の次に次の二条を加
える。

第五条を削る。

第六条第一項中「以下」の下に「この章にお
いて」を加え、同条を第五条とする。

第七条中「第四条に定める支給要件に該當す
る者」を「受給資格者」に、「当該支給要件に該
当する者」を「当該受給資格者」に改め、同条
を第六条とする。

第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条
を第八条とする。

第十一条第一項中「第七条、第九条及び前条」
を「前三条」に改め、同条第二項第一号中「第
七条」を「第六条」に改め、同項第二号中「第
九条」を「第七条」に改め、同条を第九条とす
る。

第十二条中「第七条、第九条、第十条」を「第
六条から第八条まで」に改め、同条を第十条と
する。

第十三条第一号中「第二十四条第一項」を「第
三十六条第一項」に改め、同条第二号中「受給
資格者」を「障害児」に、「第二十四条第二項」
を「第三十六条第二項」に改め、「判定若しくは」
を削り、同条第三号中「障害者」を「障害児」
に改め、同条を第十一条とする。

第十四条中「第二十三条规定」を「第三十
五条第一項」に、「差しとめる」を「差し止め」
に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「第四条第三項各号」を「第三条
第三項各号」に、「障害者」を「障害児」に改め、
同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加
える。

第三項各号」に、「障害者」を「障害児」に改め、
同条を第十二条とする。

第三項各号」に、「障害者」を「障害児」に改め、
同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加
える。

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第七条、第八条、第
七条から第二十五まで及び第三十一条
の規定は、手当について準用する。この場合
において、同法第八条第一項中「又は養育す
る児童があるに至った場合」とあるのは「若
しくは養育する障害児があるに至った場合又
はその監護し若しくは養育する障害児の障疾
の程度が増進した場合」と、同条第三項中「又
は養育する児童の数が減じ」とあるのは「若
しくは養育する障害児の数が減じ、又はその
障害児の障疾の程度が低下し」と、「その減」
とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同
法第三十一条中「第十二条第二項」とあるの
は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律
第九条第二項」と読み替えるものとする。

第三章及び第四章を削り、第二章の次に次の二
章を加える。

第三章 福祉手当

(手当額)

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、四千円とする。

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支給の制限)

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条に定める扶養義務者で該当受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定められた額を超えること。当該被災者に支給される額を超過すること。

た手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者の扶養親族等の有無及び数に該当する者に対する支給額又は扶養義務者とする者に支給された手当

第三十三条 第二十条、第二十一条及び前条二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(不正利得の徴収)

第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

第二十六条 第五条第二項、第十一条（第三号を除く。）第十二条及び第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同

条中「第七条、第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは、「第七条、第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは、「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

第四章 不服申立て

第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養手当又は福祉手当（以下「手当」という。）の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

（審査院）

第二十八条 第三十八条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が福祉手当に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合ににおける当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をして又は審査請求人には、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。

（再審請求）

第三十条 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした福祉手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（時効の中止）

第三十一条 手当の支給に関する処分については、手当の支給を受けた者は、厚生省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（調査）

第三十二条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

第三十三条 手当の支給に関する処分の取消しの不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十四条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児若しくは重度障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

（期間の計算）

第三十五条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第三十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁（特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、福祉手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又は手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護若しくは養育する障害児の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

（届出）

第三十七条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

前二項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十七条 行政庁は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害児の資産若しくは収入の状況又は障害児に対する第三条第三項第二号に規定する年金たる給付若しくは重度障害者に対する第十七条第二号に規定する給付の支給状況につき、郵便局その他官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(事務の委任)

第三十八条 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、福祉手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に屬する行政機

関の長に限り、委任することができる。

(町村の一部事務組合)

第三十九条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(実施命令)

第四十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(罰則)

第四十一条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第四十二条 第三十五条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

別表第一(第二条、第四条関係)

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの

両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの

平衡機能に著しい障害を有するもの

咀嚼の機能を欠くもの

音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

一上肢の機能に著しい障害を有するもの

一上肢のすべての指を欠くもの

両下肢のすべての指を欠くもの

一下肢の機能に著しい障害を有するもの

一下肢を足関節以上で欠くもの

体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態にあつて、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる状態にあつて、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

精神の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、日常生活の機能の障害が重複する場合であつて、日常生活に著しい制限を加える程度のもの

その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、日常生活の機能の障害が重複する場合であつて、日常生活に著しい制限を加える程度のもの

精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条 中「九千八百円」を「一万五千六百円」に、「一万六百円」を「一万六千四百円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

附 則

(施行期日)
この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一条 昭和五十年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

第二条 昭和五十年九月以後の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

の認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第八号の四の次に次の一号を加える。

八の五 重度障害者に対する福祉手当の支給
に要する経費

第十条の四第七号中「特別児童扶養手当及び特別福祉手当」を「及び特別児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関する事務のうち、福祉手当に関すること。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定にかかるわざ、同月から始める。

五 昭和五十年九月以前の月分の旧法による特別福祉手当については、なお従前の例による。

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関する事務のうち、福祉手当に関すること。

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関する事務のうち、福祉手当に関すること。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八の五 重度障害者に対する福祉手当の支給
に要する経費

第三六七号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市瓜郷町高道四 富田好志外二十名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三六八号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中村区大秋町三ノ二九松野和子外二十名

紹介議員 片山甚市君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三六九号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野和子外二十名

紹介議員 堀谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七〇号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七一号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七二号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七三号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七四号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七五号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七六号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七七号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七八号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七九号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八〇号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八一号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八二号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八三号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八四号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八五号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八六号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八七号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八八号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八九号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九〇号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九一号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九二号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九三号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九四号 昭和五十年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 松野賢二外二十名

紹介議員 稲谷道一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三七八号 昭和五十年一月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市下五井町寺前二一
大森松太郎外二十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四〇五号 昭和五十年二月十日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市千種区大久手町一ノ一九
加藤政孝外二十名

紹介議員 大鷗 淑子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五七八号 昭和五十年二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市小池町字上ノ山二三
ノ五 安形豊外二十名

紹介議員 紺谷 照美君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八一号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

第五九九号 昭和五十年二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市羽根井本町 山口智
子外二十名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八二号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

第三八三号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

第三六九号 昭和五十年二月七日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

紹介議員 上林繁次郎君
多千鶴子外五百五十名

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八〇号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 山形県大童市大字天童乙一五〇ノ
五九 渡辺信太外三千三百名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八一号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 知県私立学校教職員組合内 永井
清明外一千九百名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八二号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 東京都目黒区緑が丘二ノ一六ノ六
東京都保育所労組南部支部緑が丘
保育園分会内 鈴木じゅん子外四
千名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八五号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 東京都日野市下丸子二ノ一一二ノ一
五千金日本理化支部内 安保一外
三千三百名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八六号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一八ノ
二二東京都保育所労働組合中西部
支部鳩の森分会内 脇田浩美外二
千名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八七号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 京都市中京区懸屋町通太町下ル渡
部ビル京都私立保育所労働組合内
中村東輝子外三千名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八八号 昭和五十年二月八日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 岡県幼稚教育労働組合内 藤野登
志子外三千名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三八九号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 京都市右京区太秦西野町二五
村 田政義外九千八百八十名

紹介議員 稲谷 道一君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三九〇号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 京都市三鷹市牟礼四ノ二ノ一九東
京都保育所労働組合多摩南支部井
ノ頭保育園分会内 鈴木愛子外四
千八百八十三名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三九六号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

請願者 静岡県富士市伝法二ノ二、五六六
ノ二 大林綾外四千二百四十三名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第三九七号 昭和五十年二月十日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 北海道室蘭市沢町九三ノ二 佐藤ヨシ外四千五百四十六名

紹介議員 三治 重信君

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第三九八号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町七ノ四ノ一七日

本社会福祉労働組合埼玉支部内

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四〇一号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 川口亨外五千三百七名

紹介議員 田渕 哲也君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四一六号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東一ノ一八ノ八

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第三九九号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(三通)

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四〇三号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 高知市仁井田一、四〇一玉島学園内日本社会福祉労働組合高知支部

紹介議員 田渕 哲也君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四一七号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東三ノ一七ノ二七 田上康子外三千四百七十三名

紹介議員 和田 春生君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四〇四号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 滝田圭志外八千二十六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(三通)
第四〇〇号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 横浜市西区西平沼五ノ一三平沼モーターブル内 中田富代外三千名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四一八号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 石川県金沢市笠舞三ノ八ノ四一あみ保育園内石川県保育労働組合内 尾栗すみ代外四千名

紹介議員 小巻 繁雄君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第四一九号 昭和五十年二月十日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市万町九一五 渡辺孝外三千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第四二〇号 昭和五十年二月十日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 秋田市牛島西一ノ一四ノ一七 石岡真理子外三千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第四二一号 昭和五十年二月十日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市栄町四ノ三ノ三滝口順浩外三千名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第四二二号 昭和五十年二月十日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願

請願者 大分県別府市南立石一ノ四 工藤守外三千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願
第四二三号 昭和五十年二月十日受理

請願者 岩手県下閉伊郡山田町大沢一〇ノ九三 福士ソテ外七千百三十五名

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願

請願者 京都市中京区麿屋町通丸太町下ル

渡部ビル日本社会福祉労働組合京都支部内 青木草外三千六百七十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

請願者 埼玉県所沢市大宮下富九〇八ノ三
星野定雄外九名

紹介議員 須原 昭二君

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

に関する請願

紹介議員 山中 郁子君

東京都調布市調布ヶ丘三ノ五七〇一

林静一郎外四千名

紹介議員 山中 郁子君

第四二四号 昭和五十年二月十日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願

請願者 東京都調布市調布ヶ丘三ノ五七〇一

林静一郎外四千名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第五七九号 昭和五十年二月十三日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願

紹介議員 内田 善利君

東京都大田区東糀谷五ノ一四の一〇

嵯峨濃百合子外九百九十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第五八〇号 昭和五十年二月十三日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等
に関する請願

紹介議員 鈴木 一弘君

横浜市南区中村町一ノ四ノ三一長

谷川信太郎外二千五百二十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第四三〇号 昭和五十年二月十二日受理

戦災遣家族援護法の立法化に関する請願

請願者 東京都墨田区緑四ノ二一ノ一一

田中キクノ外七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第四三一號 昭和五十年二月十二日受理

戦災遣家族援護法の立法化に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡大洋村札六〇一

小林ふみ外十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第四九五号 昭和五十年二月十二日受理

療術の制度化に関する請願

(三十五通)

請願者 山形市清江町二一ノ一〇

吉田貞正

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

治郎外三十四名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

○第七十四回国会社会労働委員会会議録正誤

第一号中正誤

第二号中正誤

第三号中正誤

第四号中正誤

第五号中正誤

第六号中正誤

第七号中正誤

第八号中正誤

第九号中正誤

第十号中正誤

第十一号中正誤

第十二号中正誤

第十三号中正誤

第十四号中正誤

第十五号中正誤

第十六号中正誤

第十七号中正誤

第十八号中正誤

第十九号中正誤

第二十号中正誤

第二十一号中正誤

第二十二号中正誤

第二十三号中正誤

第二十四号中正誤

第二十五号中正誤

第二十六号中正誤

第二十七号中正誤

第二十八号中正誤

第二十九号中正誤

第三十号中正誤

第三十一号中正誤

第三十二号中正誤

第三十三号中正誤

第三十四号中正誤

第三十五号中正誤

第三十六号中正誤

第三十七号中正誤

第三十八号中正誤

第三十九号中正誤

第四十号中正誤

第四十一号中正誤

第四十二号中正誤

第四十三号中正誤

第四十四号中正誤

第四十五号中正誤

第四十六号中正誤

第四十七号中正誤

第四十八号中正誤

第四十九号中正誤

第五十号中正誤

第五十一号中正誤

第五十二号中正誤

第五十三号中正誤

第五十四号中正誤

第五十五号中正誤

第五十六号中正誤

第五十七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

ベシ 段行 誤

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

ベシ 段行 誤

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

ベシ 段行 誤

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

ベシ 段行 誤

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

ベシ 段行 誤

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

ベシ 段行 誤

六 三 からり どうり どおり

七 一ノ 七 履用失業 履用・失業

八 三ノ 二 給付金か 給付金

三 二 ハ九 職業業訓練校 職業訓練校

昭和五十年三月十一日印刷

昭和五十年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局